

平成 28 年第 1 回定例会

総務常任委員会会議録

平成 28 年 3 月 9 日

高 森 町 議 会

平成28年第1回定例会総務常任委員会記録

平成28年3月9日

開会 午前9時55分

-----○-----

- 委員長（芹口誓彰君） 定刻前でございますけれども、全員お揃いでございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

- 委員長（芹口誓彰君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議をいたします。

まず、税務課関連の議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

税務課の説明を求めます。

- 税務課長（沼田勝之君） 税務課長の沼田です。おはようございます。

税務課の所管におきましては、昨日条例を承認いただきましたので、27年度の補正予算と28年度の当初予算について、担当より御説明申し上げます。

- 税務係長（眞原友紀君） おはようございます。税務係の眞原です。補正予算について、主なものを説明させていただきます。

補正予算書の11ページのほうをお開きください。

まず町税の町民税の個人分の現年課税分ですけれども、調定金額の増に伴いまして、1,034万3,000円の補正をお願いしております。それから、滞納繰越分につきましては、年度途中で補正をお願いいたしました歳出還付分の調定減に伴い、滞納繰越分の調定のほうも予算を減額させていただいております。

続きまして、2目の法人住民税の現年課税分でございますけれども、こちらにつきましても、申告金額の増に伴います補正でございます。

- 税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。おはようございます。

同じく11ページをお開きください。

固定資産税でございます。固定資産税の現年課税分を710万円追加補正をさせていただきます。

続きまして、2節の滞納繰越分でございます。これは2,050万円を追加補正をさせていただいておりますが、これにつきましては、一法人の高額滞納が26年度までが本税のみ完納されているためにですね、2,050万円を補正するものでございます。よろしく申し上げます。

○税務係長（眞原友紀君） 税務係 眞原です。

続きまして、3項軽自動車税の現年課税分でございますけれども、これは当初予算97%徴収率を見込んでおりましたけれども、今現在が、現年度が98.7%を超えておりますので、その分の増でございます。たばこ税につきましては、100万円の減額をさせていただいております。

続きまして、12ページのほうをお開きください。

入湯税でございますけれども、一法人が温泉から普通の公衆浴場のほうに変更されましたため、その分の現年課税分の減額でございます。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。

13ページをお開きください。

使用料及び手数料ということで、督促手数料を4万3,000円増額させていただいております。これにつきましては、住民税と固定資産税を合わせた分ということで、よろしく願いいたします。

○税務係長（眞原友紀君） 税務係 眞原です。

19ページのほうをお開きください。

20款の諸収入の1項延滞金加算金及び過料の1目延滞金でございますけれども、延滞金ですね、徴収をしております、その分でかなり増額がっておりますので、その分を補正をさせていただいております。これは固定資産の分も合わせたところの補正でございます。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 続いて歳出のほう御説明をします。補佐の佐伯でございます。

27ページをお開きください。27ページの13節の委託料でございます。毎年ですね、社会福祉施設のほうにですね、字図の修正を依頼しておるところでございますが、今回マイナス75万円ということで減額をしております。これにつきましては、地積のデータがですね、2月頃にできあがりまして、それをですね、社会福祉施設に依頼しますとですね、適正な委託期間というのが設けられずですね、非常に読み合わせ等々の時間がかかりますのでですね、今回75万円を落とさせていただいてですね、4月に入って新年度でですね、その分を十分な委託期間を設けるためにですね、今回1年ずらすということでですね、75万円を減額するものでございます。以上です。

○税務課長補佐（野尻光也君） はい、委員長。

○委員長（芹口誓彰君） はい。

○税務課長補佐（野尻光也君） おはようございます。野尻です。

29ページをお開きください。

2款総務費の国土調査費でございます。1節の報酬、通信費の報酬を30万円減額しております。

続きまして、需用費、消耗品、燃料費、食料費合わせて22万8,000円を減額しております。以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま税務課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。補正予算について、何か質疑はありませんか。なければ、質疑を終わりたいと思いますけど。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） はい、ここで質疑を終わります。

続きまして、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これから、本案につきまして採決をいたします。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

税務課の説明を求めます。

○税務係長（眞原友紀君） はい、税務係 眞原です。

平成28年度高森町一般会計当初予算書の12ページのほうをお開きください。

町税の町民税の個人分でございますけれども、現年課税分といたしまして、1億5,785万4,000円を要求させていただいております。これにつきましては、調定見込額に徴収率97%をかけた率でございます。

つづきまして、法人住民税でございますけれども、これにつきましては、均等割、法人割、こちらのほうを見込みさせていただきまして、予算を要求させていただいております。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。

同じく12ページをお開きください。

町税の固定資産税額でございます。固定資産の現年課税分、本年度は2億3,338万9,000円ということで計上しております。これにつきましては、総評価見込が11月に行われておりますので、その見込分を大規模な企業の減免、それと生活保護減免、それと公民館減免等々差し引いて、徴収率をです、93%掛

けまして、2億3,338万9,000円を算出しております。

続きまして2節の滞納繰越分でございますが、今年はですね、544万2,000円を計上させていただいております。過年分です。

続きまして、国有資産等所在の町村にかかります交付金及び納付金ということで、現年分が173万9,000円を計上しております。これは国有財産が高森町にもありますので、その部分についてですね、国や県や等々からですね、交付金がまいります。この部分はもうほぼ確定ということで、173万9,000円を計上しております。以上です。

○税務係長（眞原友紀君） はい、税務係 眞原です。

同じく12ページの軽自動車税でございますけれども、こちらに関しましては、現年の課税見込額に対しまして徴収率98%を掛けて算出をさせていただいております。

続きまして、13ページのたばこ税でございますけれども、4,962万円の計上をさせていただいております。

続きまして、5項入湯税でございますけれども、先ほど補正の際に御説明さしあげましたとおり、一法人が温泉施設から公衆浴場のほうに変更になっておりますので、その分を減額させていただいて、予算のほうを見積もらせていただいております。

○税務課長補佐（野尻光也君） 野尻です。

18ページをお開きください。

2目の総務手数料、6節の地積の手数を6万円計上しております。

続きまして23ページをお開きください。

2目の総務費県補助金、4節の地積調査事業補助金事業費が8,666万円です。これに対しまして、国が50%、県が25%の補助で6,499万5,000円を計上しております。

○税務係長（眞原友紀君） はい、税務係 眞原です。

26ページのほうをお開きください。

15款県支出金の3項県委託金の2目総務費県委託金のもので、1節県民税の徴収委託金ということで、796万5,000円の入力をさせていただいております。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 続いて佐伯でございます。

すみません、ページが少し前後しますが、18ページにおかえりをいただきたいと思っております。

18ページの手数料、督促手数料でございますが、今年度は18万円計上して

おります。これは滞納分についてのですね、1通当たり100円の督促手数料をですね、18万円組んでおります。

それと少しページがとびますが、30ページをお開きください。

諸収入の延滞金でございます。これは先ほど眞原係長からもですね、ありましたとおり、延滞金についてはですね、とりなさいという県の指導がっておりますのでですね、本年度13万円に対しまして、30万円の予算を組ませていただいております。以上です。

○委員長（芹口誓彰君） 歳入は以上ですか。

○税務課長（沼田勝之君） はい。

○委員長（芹口誓彰君） 続きまして、歳出のほう、よろしくをお願いします。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。

歳出、ページ49ページをお開きください。

総務費の徴税費でございます。1節のですね、報酬でございますが、高森町固定資産評価審査委員が3名おられまして、委員長が5万6,000円、委員お2人で9万8,000円、計15万4,000円を計上をしております。

続きまして、9節の旅費でございますが、旅費につきましては6万6,000円を計上しております。

続きまして、50ページをお開きください。

需用費でございますが、消耗品費に12万7,000円、燃料費に3万2,000円、食糧費に1万5,000円、印刷製本費を19万3,000円組んでおりますが、これは納付書等の印刷ということで、ちょっと高額になりますが、19万3,000円、合計の36万7,000円を組ませていただいております。

続きまして、12節の役務費でございます。これは納付書等を出します郵便料でございます。非常に高額ですが、125万円を前年度並みにですね、組ませていただいております。

続きまして、13節の委託料でございます。まず、先ほど補正のほうでも御説明をいたしました、字図の修正及び地籍集成図の委託業務というのを社会福祉施設に委託しておりまして、この分、4月に入りまして早々に委託契約を結んで作業に取り掛かりたいと思っております。78万3,000円になります。

家屋調査を行いますシステムを導入しておりまして、その保守点検料が18万1,440円でございます。

土地価格変動に伴います時点修正鑑定業務委託というのを毎年行っております。10万8,000円を組んでおります。

続きまして、固定資産管理システムの運用支援保守業務ということで、29万

円になっております。地番図異動更新業務委託ということで、毎年組んでおりますが、116万6,400円を組ませていただきました。

続いて、そのあと2つの項目が新しくなる部分でございますが、平成30年度にですね、家屋評価を行います。それに伴いまして、28年度はですね、その前準備ということで、不動産鑑定業務委託218万7,000円、高額ですけどこれを組ませていただきました。これは3年に1回実施するものでございます。

続きまして、固定資産評価実施調査補助資料作成業務委託ということで、45万9,000円を組ませていただいておりますが、これは平成23年度にかけまして、固定資産の全棟調査を行いました。これは1千万円近くかけて行なっておるんですが、その1千万円かけた部分について整合性を保つためにですね、ゼンリンの地図が3年に1回更新があります。ゼンリンの地図を3年前にかぶせて新しくできた家屋とか、滅した家屋が表で、図面に出てくるというものをゼンリンが持っておられますと、これも3年に1回の更新時に委託をしたいということで、45万9,000円を組ませていただいております。全棟調査をですね、より末永くですね、引き継いでいくためには非常に大事なものだと思っております。今回組ませていただいております。

続きまして、使用料及び賃借料でございますが、高速道路の使用料でございます。それと、負担金補助及び交付金につきましては、資産評価システムセンターの負担金ということで3万円組んでおります。

続いて、51ページの償還金利子及び割引料ということで、固定資産税の過誤納付金が発生した場合に、これは加算金も含んでおりますが、50万円今年もですね、組ませていただいております。以上です。

○税務係長（眞原友紀君） はい、税務係眞原です。

2目賦課徴収費でございますけれども、4節共済費、それから7節の賃金につきましては、臨時職員を2カ月間雇用するための賃金と共済費でございます。

旅費需用費につきましては例年の賦課徴収にかかる分の経費でございます。

役務費に関しましては、納付書等の郵便料、それから口座振替等の手数料等を計上させていただいております。

委託料につきましては、住民税のデータの作成業務委託料、それから税理士の確定申告時の税理士の派遣委託料、それから使用料及び賃借料につきましては、地方税電子申告支援サービスエルタックス（e1TAX）の利用料、それから高速道路の使用料のほう計上させていただいております。

負担金補助及び交付金につきましては、租税教育推進協議会、税を考える週間、地方税電子化協議会の運用負担金のほうを計上させていただいております。

それから償還金、利子及び割引料につきましては、町税の過誤納金の還付金を200万円計上させていただいております。以上です。

○税務課長補佐（野尻光也君） 野尻です。

57ページをお開きください。1目の地積調査費です。

7節賃金198万4,000円。8節の報償費93万円、推進委員への報償です。旅費3万8,000円。普通旅費と研修旅費を計上しております。

続きまして、需用費、消耗品は現場に行く時の消耗品と燃料費、印刷製本費、修繕料合わせて109万9,000円を計上しております。

役務費です。通信運搬費、保険料、手数料合わせて45万2,000円を計上しております。委託料8,087万8,000円の内訳といたしまして、調査の業務委託料8,053万7,760円の内訳といたしましては、平成28年度大字草部の一部、2.21平方キロメートルと予定して、大字草部は平成28年で終了します。これは縮尺が農地が多いものですから、千分の1に縮尺をしております関係上、経費とか労務賃が上がっておりますので、8千万円を超えております。

続きまして、使用料及び賃借料です。パソコンのリース代等を含めまして、33万9,000円を計上しております。負担金、県の推進の事業費に対しまして、0.25%プラス均等割り1万5,000円を合わせて23万2,000円を計上しております。

続きまして、公用車の重量税9,000円を計上しております。以上です。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で税務課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

入湯税の過年度分、これは指定管理者の当時のやつと思いますけれども、まだ額が大きいんですか。それと、もう一つはふるさと納税関係はもう総務課のほうに完全に移行させて、もう税務課では一切取り扱わないということでしょうか。それと、もう一つ。地籍調査のほうで今2.2平方キロメートルとおっしゃいましたけれども、草部は終了だということですが、よければなんですか、説明資料なり、この字地区ですっていのをいただけると幸いですと思います。三点、よろしくをお願いします。

○税務課長（沼田勝之君） 税務課長の沼田です。

ふるさと納税の事業費ですね、予算につきましては、2月1日からですね、税務課のほうで申告等で忙しくなるということで、町長の配慮によりましてですね、総務課のほうに今全部移管しておりますので、総務課のほうで説明をさせていただきます。

それと、入湯税の滞納の分、過年度分ですね。これはまあ、御存知と思いますが、指定管理者の方が大津のほうでですね、しばらくされとったんですけど、大津の温泉館の修理に多大な経費がかかるということで、それまでしてまで、収益が上がらないんじゃないかということで、今休館にしてるんですね。その指定管理者の方が、前は3万円、5万円ぐらいずつ入れてもらってたんですけど、その大津の営業があつた場合ですね。ただ、そこでもう休館で指定管理者も廃止になられて、自分で土木作業とかいってられてですね、毎月1万円ずつですね、今ちょっと連絡したりして、1万円ずつは確実に入れていただいております。残額が190万円ほどですね、まだ残っております。ただ、そのほうもですね、4月になったらもうちょっと納入額をですね、上げてくれないかということで、交渉はしてるんですけど、まあしばらくですね、190万円ぐらいまだ残っておりますので、ちょっとしばらくかかるような状況であります。

それと、地籍の図面についてはちょっと持ってくるっていうことでよろしいですか。

○委員（岩下健治君） あとでいいです。よければどの地区だつていうことを説明しとかんとあれでしょうから。

○税務課長（沼田勝之君） はい。先ほど野尻補佐のほうから説明がありましたが、今回は社倉地区ということで、宅地ですね。宅地が多いものですから、縮尺をですね、より精度を上げてということにしておりまして、単価がちょっと上がっておりますので、事業費がですね、当初予算の比較でちょっと増額、2千万円ぐらいですかね、増額しておりますので申し添えます。以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決をいたします。議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、税務課に関連する付託案件については終了いたしました。

御苦勞様でございました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本委員会に付託されました会計課関連の議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましてを議題といたします。会計課の説明を求めます。

○会計課長（河崎みゆき君） 会計課、河崎です。

一般会計の補正予算、ページは23ページです。

総務費の第4目会計管理費です。今回は旅費と需用費は燃料費と、それから使用料ですね。こちらのほう合わせて2万9,000円、執行残による減額補正を行いました。うちのほうは補正はこれだけです。

○委員長（芹口誓彰君） 説明が終わりました。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、質疑を終わります。

続きまして、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案について採決いたします。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算につきまして議題といたします。

会計課の説明を求めます。

○会計課長（河崎みゆき君） はい、会計課 河崎です。

28年度一般会計予算につきましては、ページが37ページと38ページです。37、一番下の第4目会計管理費です。こちらも、予算的には昨年27年度とほぼ一緒です。変わっているところは、13委託料なんですけれども、これは12月の補正でうちのほうで計上しましたように、口座振替のデータを一括伝送ですということをして28年度から行いますので、この委託料を今回は計上しております。会計のほうでまとめて委託料を払うというふうにしています。この分が71万3,000円増えています。あとの分は昨年と一緒です。

○委員長（芹口誓彰君） 以上ですか。

○会計課長（河崎みゆき君） はい、以上です。

○委員長（芹口誓彰君） 会計課の説明が終わりました。

では、質疑を行います。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 続きまして、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決いたします。議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、会計課に関連する付託案件につきましては終了いたしました。

御苦労様でございました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本委員会に付託されました監査委員事務局関連の議案第34号、平成28年度高森町一般予算につきましてを議題といたします。

それでは、監査委員事務局の説明を求めます。

○監査委員事務局長（安方 含君） 監査委員事務局の安方です。よろしくお願いいたします。

56ページをお開きください。

第2款総務費、第6項監査費、第1目監査費、総額120万2,000円について、主なものについて説明いたします。第1節報酬費、代表監査委員日当6,400円掛ける70日、44万8,000円。議選監査委員年額報酬21万3,000円、総額66万1,000円です。

9節旅費、全国監査委員研修旅費、東京、7万5,000円掛ける3名、22万5,000円。

第11節需用費消耗品費、監査請求事例集追録代12万5,000円。第19節負担金補助及び交付金、県監査委員協議会負担金5万4,000円。郡監査委員協議会負担金5万円。以上の予算を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま監査委員事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑がないようでございます。

続きまして、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決いたします。議案第34号、平成28年度高森町一般予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、監査委員事務局に関連する付託案件については終了いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本委員会に付託されました生活環境課関連の議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

それでは、生活環境課の説明を求めます。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） おはようございます。生活環境課課長補佐 田上です。それでは、座って説明させていただきます。

地域自立促進計画の中で、生活環境課に係る部分を説明させていただきます。主な点だけ説明させていただきます。21ページをお開きください。

その他の対策で観光資源の整備開発ということで、イの九十九曲の高森自然公園、この分です、整備するということで、記載をしております。県下でも有数の桜の名所でもありますので、その分を高森自然公園という形で、今や6千本の桜を植えておりますが、今後とも整備をしていくということで、掲載させていただいております。

その中のまた21ページの下の方になりますけれども、エで高森湧水トンネル公園、これにつきましてもですね、計画の中に計上しながら整備を進めていくということで掲載させていただいております。

次の22ページのオで、温泉を利用した交流の場づくりということで、温泉館等を活用しているということで、この中に計上させていただいております。

30ページをお開きください。これは生活環境整備ということで、イで一般廃棄物処理施設、1のし尿処理、ゴミ処理に関しまして掲載をさせていただいております。それらに關します予算的なものの計上をしている部分で、52ページに参考資料ということで、この表の中の観光レクリエーションの部分で湧水トンネル公園整備事業と、遊歩道等整備事業、高森峠千本桜環境整備事業、高森温泉館

改修事業ということで、金額は右に掲載しておるとおり計上させていただいております。5カ年で合計でトンネルの公園整備には4,500万円、遊歩道等の整備事業には250万円、高森千本桜環境整備事業等に2,250万円、高森温泉館の改修事業に4,250万円を事業見込みということで掲載させていただいております。

年度別の詳細等については、右に掲載しておるとおりでございますので、過疎自立促進計画の中で、生活環境課に関係あるものにつきましては以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） よかですか。課長のほうから先にあれば。

○生活環境課長（安藤吉孝君） おはようございます。お疲れさまでございます。

ただいまの中でですね、私のほうから補足させていただきますと、予算のほうにあげておりますが湧水トンネルの関係の対応分がですね、金額的にもここにのっけておりますけれども、今年度1億320万円程度の、水の流れをよくしてですね、流れと水質をですね、改善したいということで、この計画の中に入れておりますけれども、その分を予算のほうではあげておりますので、御協議いただきたいと思います。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま生活環境課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（興柁壽一君） 3番 興柁です。

九十九曲高森自然公園について質問なんですけれども、この阿蘇連峰に対峙したスケールの大きい公園化ということであっておりますけれども、予算もかなりついてございますけれども、この公園化は具体的にどのようなことを目指しておられますか。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 課長補佐 田上でございます。

予算に計上しております部分については、毎年実施しております公園のほうの草刈りの部分がこの計画書の中にあがってる金額のほうでございます。公園化といいましても、現状の部分です、拡充していくという感じで、草刈り等しながら桜の整備を今以上にしていくという感じでございます。ですので、特段新たに何をするというものは今現時点では持っておりませんが、こども議会等でもですね結構、以前のこども議会等でも公園の整備等出ておりますので、今後はそこ辺りも踏まえたところですね、計画をしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員（興柁壽一君） 3番 興柁です。

峠においては、毎年かなり桜のほうも植栽されておりますね。それと、今年度は

トイレの改修もされたし、今度は作業員が作業しやすいようにということで、大きい岩石辺りの除去とか、いろいろ整備されてあると思いますけれども、それから一番トンネル近くのトイレについては、高森寮さんに委託されとるのですかね。かなり整備されてきておりますけれども、もう少し何か目に見えるですね、公園化を具体的にできないかなと思ってるんですが、かなり頑張っておられるとは思いますが、桜まつりあたりがある時に、もう少し南阿蘇村に負けないような、そういう、すぐできないかなというふうな気にもなりますけど。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 課長補佐 田上でございます。

今興沼委員のほうから言われましたように、桜まつり等ではですね、十分にもう少し何らかの効果があるものということで考えはするんですけれども、イベント関係等につきましては、政策推進のほうとですね、共同でやっていかなければならないと思いますので、その辺り具体的にもう少し煮詰めていかなければならないかと思っております。

去年現場のほうを見る中でですね、今までぜんぜん通ってきておりませんでした2千トンタンクのすぐ上の部分ですね、だからお祭り広場の北側になりますけれども、あちらのほうの桜もですね、けっこう大きくなっておりまして、花もかなりついております。数年前、5、6年以上前はおまつり広場のほうから裏側に誘導しておりましたけれども、その時一帯は桜のほうポツポツの間隔でございました。昨年見ますと、結構なっておりますので、開花しますので、まあその辺りも、裏辺りも利用してですね、できたらばと思っております。政策推進とですね、また具体的には協議をしてイベントの中にいろいろなものを織り込んでいただければいいようにですね、協議をしたいと思っております。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに。はい、どうぞ。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

ちょっと今言わしやっただけ、今現状がですね、行ってみられたことありますか、最近。もうすぐ桜まつりが始まりますけど、道路沿いはイノシシの穴だらけで、やはり早急に1回視察されてどぎゃんかせんと、クレームが上がってくるかなと思います。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 課長補佐 田上でございます。

現場のほうは見ておりまして、毎年ですね、桜まつりの直前、だいたい今回が3月26日からを予定されているみたいですので、20日前後を目途にお花見広場を中心とした部分についてはですね、再度草刈りなりその地均しなりをやってもらうようにしております。毎年しておりますので、今回もする予定でございます。けっこうですね、ツツジの下辺り相当イノシシやっておるのは見ております

ので、その辺りも含めて今度頼んでみたいと思いますので、よろしく願います。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

今の関連ですけれども、峠のほうにくひの森があります、一度お願いしたことがありますけど。あれが元々作ったのが教育委員会の管轄であったのかと思いますけれども、非常にその草切等の要望が、また学校に卒業式、入学式行きますとまたお話が出てきはせんかなというふうに思っておりますが、そこで教育委員会だ、生活環境だっていう話じゃなくて、どちらかにまとめてもらおうと非常にお話ししやすいなと思いますけど。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 安藤です。

今岩下委員が言われたとおり、草切の時期的なこともありますし、整備する範囲についてもこの辺までということですね、お話もお伺いしますので、この予算上で草切自体はですね、3年間続けてやるようなですね、負担行為、債務負担も起しておりますので、一業者にやっていただくとは思っておりますので、まあ時期等についてと、時期もありますけども、特定の場所ですね、今おっしゃるような場所だけは早めに切るとかいうことをですね、私のほうが管理のほうはお受けしておりますので、うちのほうでその辺りを考慮して早めに、部分的だけでもですね、やれるように業者と話をしていきたいと思います。

○委員（岩下健治君） できればよろしく願いたいと思います。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに。はい、どうぞ。

○委員（興柁壽一君） 3番 興柁です。

○委員長（芹口誓彰君） 興柁委員4番。

○委員（興柁壽一君） ああ、4番ですね。すみません。

この地域自立促進計画の取りまとめ作成はどこでされるんですか。最終的な。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 安藤です。

取りまとめにつきましては政策推進課のほうで。

○委員（興柁壽一君） 政策推進でこの製本を全部。

○生活環境課長（安藤吉孝君） はい。各課に照会をしまして、中身についての各課の意見も取り入れた形でこういうふうなことでできあがります。

○委員（本田生一君） はい。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○委員（本田生一君） 8番 本田です。

私は12月の前回の定例会におきましてですね、この高森峠九十九曲の整備等につきまして、いろいろ質問させていただきましたけれども、今回のここに挙げ

てありますとおりですね、桜等につきましても定例のあの時の一般質問でもお答えいただきましたけどもですね、桜等の腐食等もはやっております。そして、私はこういうことができないかというふうなことで提案みたいなことを申し上げました。まあ、これは書いてあってですね、すぐ早急にできるものじゃないと思いますけどもですね、今後野草園的なゾーンとしての位置付けも行いたいというふうなことでこれに書いてございますけども、まあ徐々にですね、いろんなその辺の公園の開発等につきましてもよろしくお願いをしたいと思います。先ほど草刈り等につきましてもですね、いろいろこう、大変お骨折りですね、今興梠委員のほうからも言われておりましたが、まあ徐々に整備されておりますけども、よろしくお願いをしたいと思います。お願いしときます。

○委員長（芹口誓彰君） 答弁はいいんですか。

○委員（本田生一君） いいです、はい。もう1回質問あっておりますので、あんまり何遍もよろしゅうございます。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに何かございませんか。

○委員（立山広滋君） 1つだけよろしいですか。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

今九十九曲の桜の話が出ましたけれども、てんぐ巣病対策は今されているのか、そして今後どういった形でしていかなきゃならないのか、その辺のところをもう少し。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） はい。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 課長補佐 田上でございます。

てんぐ巣病対策につきましては、毎年1回、まあ毎年というわけでもないんですけども、毎回去年も今年もやっておりますので、業者に頼みましてですね、剪定のほうしていただいております。ただ、相当数まだ出ております。実質上ですね。話によりますと、クヌギと混合の所には出やすいということですので、その辺りが解決せんとまだ、植えてすぐから出る部分が今だいぶ見受けられます。小さい部分の時にはある程度チョコチョコ切ってはいたんですけども、もちよっと悪くなるような感じもいたしますのでですね。クヌギがだいたい、ほぼなくなりつつありますのでですね、なくなってくれば少しはてんぐ巣も治まるんじゃないかと思っております。毎年少しずつですけども、予算のほうに剪定のほうは依頼しておるところでございます。

○委員（立山広滋君） ちょっとよかですか。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

そのてんぐ巢病は、素人だけんわからんばって、出る前に予防したら出らんっちゅうことはなかつ。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） でけんです。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 接ぎ木が多いですね。

○委員（立山広滋君） よかです。はい。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○委員（興柁壽一君） 4番 興柁です。もう1点だけちょっとおたずねします。

遊歩道関係で5カ年計画で2千メートル整備って書いてありますけど、どの辺りをされるのかと、中坂辺りもあるんですかね。それと、展望所かなんかがあって、かなり老朽化が進んでるっていう話をちょっと聞いて、私は行ってないんですけども、展望所が登れるような状態ではないという話聞いてますけども、そのへんの改修はどうなるのかをちょっとおたずねしたいと思います。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上でございます。

遊歩道の整備につきましてはですね、ここに計上しておりますのが毎年やっております歩道の整備をこの計画の中にのせて、それが予算の対応になつてということでございます。あと、展望所につきましてはですね、国の環境省の予算の中で、今年度要望調査等もきておりましたんで、一応要望のほうをあげておまして、言われるのはたぶんお花見広場の南側にあります東屋的なものと、反対側にあります先ほどこ数年桜のほうが咲き始めたというところにある部分だろうと思います。それを考えたところで一応要望をあげております。なるべくそれが継続的に出ればですね、2カ年、3カ年で額があまり大きくございません。環境省の事業の中で少のうございますので、一部ずつしかできないと思いますが、手は挙げておるところでございます。それが、要望が通ればですね、片方ずつからでも整備ができるんじゃないかなというふうに考えております。

○委員（立山広滋君） ちょっともういっちょ、すみません。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。今展望所の話が出たばってん、中腹にあるとはあらつまらんごつなつたのかな、途中。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 安藤です。

今立山委員おっしゃった所はですね、今誰も見に行く方がですね、いらっしやらないということなんですけれども、草切の時私もそういうのがある、私はそういうのがあるということを知ったんですけれども、そこまで登る距離もあります

しですね、日頃はあまり手入れしてないし、まあそういうのがあるということ自体がまだあんまりPRといたしますか、それもされとらんみたいですので、再度観光とですね、話をして、花見の時ばかりじゃなくてですね、まあ年間通じてというのは無理かもしれませんが、何らかの形でですね、せっかくいいもののできてるみたいですので、見ていただく、その紹介をするということですね、まあ私たちがTPCも使いながらですね、やっていくべきかなというふうに考えております。

○委員長（芹口誓彰君） はい、何かほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹口誓彰君） わかりました。それでは、これで質疑を終わります。

続きまして討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案について採決いたします。議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、今から休憩しましょうか。それでは11時5分から始めましょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） 休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

続きまして、議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

生活環境課の説明を求めます。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 今回の議会に御提案しております補正予算につきまして、担当から詳細について説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上でございます。

12ページをお開きください。

12款分担金及び負担金の4目衛生費負担金で、1万2,000円を減額させていただきます。これ防疫殺虫剤の確定によるものでございます。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。お疲れさまです。

続きまして13ページ、6目商工費使用料、1節湧水トンネル公園使用料304万円の増額補正をしております。これは歳入見込に合わせました増となっております。

続きまして、9目教育費使用料、1節社会教育施設使用料のうちの、一番下段の生涯学習施設使用料20万円の増額をしております。こちらも歳入見込額に合わせました予算の増となっております。以上です。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 続きまして、補佐の田上でございます。

14ページをお開きください。

使用料及び手数料の中で、2項の手数料の中の4目衛生費手数料の1節犬登録及び注射手数料ですけれども、これにつきまして6万7,000円を減額させていただきます。これは現時点で把握できている分の確定分でございます。

続きまして、19ページをお開きください。

16款の財産収入で、1目の財産貸付収入の中の1節土地建物貸付収入で、2万円の増額をしております。これは確定によるものでございます。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

同じく1節土地建物貸付収入高森温泉館売店等売上収入を120万円減額しております。こちらは、歳入の見込みに合わせました減額となっております。以上です。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐の田上です。

同じく19ページの16款財産収入の中の2目の生産品売払収入の中で、1節生産品売払収入で、8万円を増額させていただきます。これは、色見総合センターの太陽光発電の販売の見込みでございます。8万円増額させていただきます。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

20ページをお開きください。

20款4項2目雑入の2節雑入です。上から3番目湧水トンネル賛助金25万円減額をしております。こちらも歳入見込に合わせました予算の減額を計上しております。以上です。

○委員長（芹口誓彰君） 続きまして歳出の御説明をお願いします。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上でございます。

23ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費の中の、5目財産管理費で13の委託料を5万4,000円減額させていただいております。これは公有財産台帳整備の強化業務の確定によるものでございます。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

続きまして、30ページをお開きください。

3款1項3目河原総合センター管理費の13節委託料消防施設点検委託料を5,000円減額しております。これは額の確定による不用額の減額となります。以上です。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐の田上です。

33ページをお開きください。

4款の衛生費で1目の保健衛生総務費の中の19負担金補助及び交付金で57万7,000円を減額させていただいております。これは阿蘇広域行政事務組合に対する負担金の最終調整分でございます。

続きまして、同じ33ページの4目環境衛生費で、需用費で2万4,000円、備品購入費で1万3,000円を減額させていただいております。これは需用費につきましては防疫殺虫剤の確定によるものでございます。備品購入費につきましては、犬の捕獲器を購入しておりますけれども、その確定によるものでございます。

同じく9目の衛生費降灰対策費で、賃金と使用料及び賃借料を50万4,000円、18万2,000円それぞれ減額させていただいております。これは火山灰の回収を8月まで行なっておりましたけれども、それ以降につきましては、火山灰等の噴出等がございませんでしたので、その分1年間を通じて回収を予定しておりましたけれども不要となりましたので、減額させていただきました。

続きまして、35ページをお開きください。

5款の農林水産業費の中の9目の物産館等管理費でございますけれども、役務費のほうで18万8,000円増額させていただいております。これにつきましては、右に書いておりますように、加工場の保守点検については減額ですけれども、産廃の処理浄化槽維持管理ということで、その分が不足しておりましたので、増額させていただいております。以上です。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

36ページをお開きください。

6款1項4目湧水館管理費です。7節、11節、12節、13節の額の確定による不要額の減額が主な補正となっております。11需用費中の修繕料4万2,000円につきましては、トイレ浄化槽の補修にかかる費用不足ということで4万

2,000円増額予算を計上させていただいております。

続きまして、5目温泉館管理費です。いずれも額の確定による不要額の減額をさせていただいております。以上です。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐田上です。

37ページをお開きください。

同じく6款商工費の中の7目観光施設管理費でございますが、13の委託料3万1,000円減額しております。これは右のとおり額の確定によるものでございます。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

44ページをお開きください。

9款4項5目社会教育施設費です。11節需用費、燃料費につきましては、社会教育施設ガス代の不足によりまして7万3,000円の増額を計上させていただいております。12節、13節につきましては、額の確定による不要額の減額を計上させていただいております。以上になります。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

すみません、37ページの温泉館管理費の中の需用費です。燃料代が487万6,000円。これは電気料が主だと、電気料ですかね。ボイラーのことですか。値段の下がったということですかね。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

需用費燃料費の内訳は、主に高森温泉館の燃料、ボイラー用の重油の単価の値下げといたしますか、単価が安くなったものによる不要額が発生したということになっております。以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

湧水トンネル公園の入園者数、ここは生活環境課かな。町長が本会議でちょっと言いなつたばってん、ちょっとひかえるとば忘れたけん、もう一度すみません、お願いします。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

入園者数、平成27年度先月2月末までの年間入館者数は、10万2,586名です。ちなみに前年度、平成26年度年間通しての入館者数は8万9,743名で

す。その前です、平成25年度については、12万1,026名です。平成25年度並みの実績になろうかと思われま。

○委員（立山広滋君） あと1カ月あつけん。

○町民支援係長（津留大輔君） はい。

○委員（立山広滋君） はい、わかりました。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。はい、どうぞ。

○委員（興柁壽一君） 4番 興柁です。

13ページです、生涯学習施設使用料20万増額ということになっておりますが、この要因はなんですか。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

生涯学習施設使用料の実績は、こちらは体育館使用料が主に色見体育館が毎週バレーボール、ほぼ毎日ママさんバレーといますか、そういう団体が活発に利用されております。それと、草部地区の草部総合センターが利用頻度がかかなり高くなっております、そのへんの利用者の増による当初予算からの見込みよりも増えたというところでもかなり実績があがっております。その影響で今回増額分を補正計上させていただきました。以上になります。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに。はい、どうぞ。

○委員（興柁壽一君） すみません、それと19ページです。監査で聞いたかと思っております、温泉館の売店売上収入のマイナス120万、かなり金額が大きくなっておりますが、聞いたけどちょっと忘れしたので、もう一回、再度お願いしたいと。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

高森温泉館売店の売上収入ということで、当初予算、当初では540万円という見込みでした。今年度2月末までの歳入、売上が415万4,032円となっております。3月分を含めると、おそらくプラス何十万かというところになりますので、平成27年度は420万円程度の売上にとどまるという見込みで、今回当初の予算から減額をしております。要因としましては、先日いろいろとアンケートをとりまして、いろいろ自由意見も記載されておりました、その中に売っているものがマンネリ化しているとかですね、食べるものが少ないだとか、そういった部分で厳しい意見がありましたので、まあそういった部分で売上が伸びていないものではないかというふうに考えます。とにかく、同じことをやっておりますので、以前から。来られる方も同じような方が来られますので。なかなか、売上が増えないという、担当者としては思っております。以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決をいたします。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

生活環境課の説明を求めます。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 平成28年度一般会計予算の御呈示いただきました中身につきましてはいちおう見直しを行なっておるところもございますので、担当のほうから詳しく御説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 田上でございます。

16ページをお開きください。12款分担金及び負担金の中の4目衛生費負担金、1節の環境衛生負担金で18万円計上しております。これ防疫殺虫剤150本を見込んだところで計上です。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

同じく16ページ13款1項3目民生費使用料です。1節河原総合センター使用料1万2,000円を計上しております。今年度同額を計上させていただいております。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上です。

17ページをお開きください。同じく5目農林水産費使用料です。その1、物産館加工場使用料につきまして、217万2,000円を計上させております。これは主に電気代等を物産館と加工場のほうからいただいておりますので、その分でございます。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

同じく17ページ6目商工費使用料です。1節湧水トンネル公園使用料3,508万8,000円歳入見込、歳入計上しております。今年度の歳入実績に照らしま

して計上させていただいております。前年度、今年度に比べて、1.2倍程度の歳入を見込んでおります。続きまして、2節及び3節につきましては、今年度と同額の歳入見込を計上させていただいております。

続きまして、同じく17ページ、9目教育費使用料です。1節社会教育施設使用料の1番下段の生涯学習施設使用料30万円、今年度と同額を計上いたしております。以上です。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上です。

18ページをお開きください。

13款使用料及び手数料の2項手数料になりますけれども、4目衛生費手数料で1節の犬登録及び注射手数料を34万5,000円計上させていただいております。昨年同様の頭数で計上させていただいております。

続きまして、27ページをお開きください。

15款県支出金、3項県委託金、6目商工費県委託金の1節観光事業費委託金で49万8,000円を計上させていただいております。これは九州自然歩道の管理委託ということで、県のほうから委託料をいただいておりますので、その今年度額を計上させていただいております。

続きまして、28ページをお開きください。

16款財産収入、1項財産運用収入の中の1目財産貸付収入で、1節の土地建物貸付収入の中で携帯電話用ファイバーケーブルの貸付料、町有地の貸付料、15万2,600円、76万6,846円を計上させていただきます。これは今年度の見込と同額を計上させていただいております。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

同じく1節高森温泉館売店等売上収入480万円を計上させていただいております。先ほど説明いたしました平成27年の実績に合わせました歳入を見込んでおります。

続きまして、高森温泉館屋外販売所貸付収入49万2,000円を計上いたしております。こちらは今年度と同額で計上させていただいております。以上です。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上です。

29ページをお開きください。

16款の財産収入の中の2項財産売払収入で、2目生産品売払収入の1節生産品売払収入で、説明書きの一番下段になりますけれども、色見総合センターの太陽光の売電収入を18万円見込んでおります。現時点で月1万5,000円以上入ってくる見込みでございますので、年間を通して18万円ということで計上させていただきました。

続きまして、同じページの3目の不動産売払収入で、700万円を計上させていただきます。土地売払収入ということで、700万円計上でございます。これは、畜協跡地をですね、一昨年ですか、購入しておりますけれども、もう一部につきましては段下につきまして、全部ではございませんけれども、現時点ではちょっと段上は必要ですけれども、段下につきましては売払をしたいということで、段下の一部を売払をするということで、その分が700万円計上しております。だいたい購入時点が坪1万2,000円で購入しておりますので、まあそれ以上の分ということで700万円を計上しております。

続きまして、同じページの17款の寄付金でございます。寄付金の中で右の説明の中の一番上、MAEDAの森の寄付金ということで28万1,000円を計上しております。これは、現在まで5カ年前田建設のほうを下切地区の町有地を借上げられておりまして、5年間管理をしていただいております。5年で一応切れましたが、今後もまあ5年ぐらいは管理をさせていただきますということで、前田建設のほうから依頼がありましたので、その分、そしたら毎年かかっておる費用は御寄付いたしますということでしたので、今年と同額の28万1,000円を寄付ということで受け入れることで計上させていただきます。

続きまして、31ページをお開きください。

20款の諸収入の4項雑入、2目雑入の2節の雑入ですが、土地使用料を6万8,000円計上させていただきます。これは68区画ございますので、全部1,000円を徴収するというので、6万8,000円計上しております。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

同じく雑入、墓地使用料の下になります。湧水トンネル賛助金40万円を収入見込計上させていただきます。これは水汲場の前の賽銭募金箱とトンネルの一番奥の賽銭箱に入ったお金の合計額になっております。

同じく雑入の下から2番目です。下から2番目高森温泉館コインロッカー使用料240万円を計上させていただきます。これは1回100円のコインロッカーが設置されております。その年間収入見込みです。今年の実績に合わせまして、240万円を計上させていただきます。以上になります。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 歳入については以上です。

○委員長（芹口誓彰君） 続きまして、歳出をお願いいたします。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上です。

38ページをお開きください。

2款の総務費1項総務管理費の中の5目財産管理費です。これは賃金から備品購入費まで計上しておりますけれども、去年と変わっている点等だけ説明させて

いただきたいと思ひます。

12節の役務費の中で、50万円登記手数料分を入れております。これは先ほど畜協跡地を一部売買したいということで、その分を分筆が必要でございますので、その分の計上でございます。委託料につきましては、公有財産台帳の評価業務の委託と総合管理計画の支援の最終的な追加分ということで、合わせて310万円を計上させていただいております。18の備品購入費で6万5,000円を計上しておりますけれども、これはカッティングマシーンと言ひまして、いろいろな駐車場に看板を設置する部分に使ったりですね、看板等作成する中で文字を切り抜いてする機械のほうの購入ということでございます。これがありますとですね、外注しなくてですね、ある程度の看板につきましては自分たちで作成できますので、よりスピード感をもって、また安価にできるということでこれを購入させていただこうということで、備品に上げております。

続きまして、同じページ、38ページの6目の町有林管理費でございます。38、39ページにかけましての町有林管理費ですが、報酬から原材料まで、これにつきましては今年とほぼ同額を計上させていただいております。この中で12の役務費ですが、この中の森林国営保険で町有林の中慶恩外ということで、111万6,099円を計上しておりますけれども、これは2年に1ペン更新がまいてきますので、2カ年分ということで2年ごとにちょっと大きな額が出てくるということになりまして、今年になっておりますので、大きな額で計上しております。

それと先ほど申し上げました39ページの委託料になりますけれども、MAEDAの森の下刈作業委託ということで、今年度同様額を計上させていただいたところでございます。

同じく39ページで、9目墓地管理費ですが、これは賃金と需用費で2万円と6万円ということで、8万円を計上させていただいております。これ今年度同様の額でございます。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

61ページをお開きください。

3款1項3目河原総合センター管理費です。いずれも今年度と同様の項目で予算を計上させていただいておりますが、11需用費中の修繕料につきましては、昨年度10万円を当初で計上いたしておりましたが、今年度はその半分の5万円として計上させていただいております。そのほかにつきましては、今年度と同様に計上しております。以上です。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐の田上です。

75ページをお開きください。

4款の衛生費1項保健衛生費の中で、4目環境衛生費で、旅費からこの次のページの76ページの19負担金補助及び交付金までを計上させていただいておりますけれども、この中で昨年と変わっております点は、19の負担金補助及び交付金の中で、生ゴミ処理容器コンポスの購入助成金ということで、25万円を計上させていただいております。これにつきましては、本会議の中で説明資料の中にも記載しておりましたとおり、以前コンポストにつきましては助成をしていた経緯がございますが、ここ10年程度その部分はやめられていたみたいです。今ゴミ問題とかで、水分が多いとか、そういう生ゴミが多いとかいう問題も出ておりますので、広域の負担の中でもそういうものがあるもので、予算的なものが膨れ上がってくる部分もございますので、少しでもその辺り解消に向けてということで、何かないかなということで検討しておりましたけれども、生ゴミ処理容器につきましては助成をしてやった方がいいんじゃないだろうかということで、1万円を上限に、補助金としては5,000円ですね、2分の1の50基を見込んで25万円を計上させていただいております。

その下の阿蘇広域行政事務組合負担金につきましては、は元々環境衛生の総務費で組んでおりましたけれども、もう一本化したほうがしやすいということで、直接の予算があります環境衛生費のほうで計上させていただいたところでございます。

続きまして、82ページをお開きください。5款農林水産業費の1項農業費、9目の物産館等管理費でございます。これは82、83にまたがりますけれども、賃金から原材料費までを計上させていただいております。この分につきましては、昨年は工事請負費のほうで奥阿蘇キャンプ場のバンガローの塗装工事を2階建ての部分をやっておりました。今回1階、平屋の部分につきまして、塗装工事をさせていただくということで工事請負費のほうで288万2,000円を計上させていただいております。平屋のほうは5棟ありますので、その分でございます。ほかにつきましては、昨年と同様な計上でございます。以上です。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

90ページをお開きください。

6款1項5目湧水館施設管理費です。今年度とほぼ同様の内容で計上させていただいておりますが、7賃金の説明の上から2番目の料金徴収及び管理人夫賃という項目を来年度新たに予算化しております。これは、今年度までは高森町の観光協会を通しまして、料金徴収所の勤めている方たちに賃金を払っておりましたが、来年度からは生活環境課が直営で徴収員さんに賃金をお支払いするという方

向で進めたいと考えておりますので、計上させていただいております。

続きまして、91ページの14節使用料及び賃借料の中の一番下段に湧水トンネル券売機リース料11万1,456円を計上させていただいております。こちらはですね、同じく徴収員の方たちができるだけ現金に触らないでもよい方法をお思いまして、来年度以降は券売機ですね、機械で入館料を支払っていただくというような運営を考えておりますので、計上させていただいております。

続きまして、15節工事請負費、水温調整池給排水設備改良工事費を393万2,000円計上させていただいております。これは、高森湧水トンネルの池のですね、水質が悪いという、汚れがたまっているという問題が以前からありまして、今年度生活環境課においてもいろいろ清掃作業などですね、実施してまいりましたが解消にはいたらず、問題点を分析したところ、やはり水の流れをですね、今管理できていないという状況にあります。水を止めて排水する、水を止める、排水するという、できて当たり前のことが今できていないという結論に至りましたので、来年度工事をさせていただいて、まずは水の流れをコントロールするという設備を設置したいという考えで予算を計上させていただいております。湧水館施設管理費については以上になります。

続きまして、同じ91ページ、6目温泉館管理費です。こちらでもですね、今年度とほぼ同様の予算計上をさせていただいております。その中で、93ページをお開きください。93ページ16節原材料費の中に駐車場タイヤ止めブロック26万5,680円を計上させていただいております。これは、温泉館の駐車場のですね、駐車場の駐車スペースにラインが引いてありますが、そのラインにですね、車がバックで止める時にタイヤが当たる、ここまでですよというブロックが今設置されておられません。そのことで、段差もありますし、電気の支柱もあります。そういう部分にぶつかったりするという事例もあっているみたいですので、危険性がありますので、タイヤ止めブロックを全区画に1つずつ設置という原材料費を計上させていただいております。以上になります。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上です。

同じく93ページ、6款の商工費1項商工費の中の8目観光施設管理費でございますけれども、賃金等につきましては、昨年同様の額を計上させていただいております。94ページの需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等につきましても、昨年同様の額を計上させていただきました。15節の工事請負費で128万6,000円計上しておりますけれども、これは鍋の平キャンプ場のほうのですね、屋根の塗装改修工事をしたいということで計上いたしました。昨年のヨナ等の影響も若干はあるかもしれませんが、かなり傷んでおります。管理棟、

トイレ、炊飯棟等の屋根の部分のですね、塗装を見込んで計上させていただいたところでございます。

95ページの原材料費につきましては、昨年同様の額を計上させていただいております。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

119ページをお開きください。

9款6項5目社会教育施設費です。こちらも例年並みの予算計上をさせていただいております。その中で、次の120ページをお開きください。13節委託料のうち、社会教育施設管理委託料112万5,000円を計上させていただいております。この委託料につきましては、今年度まで教育委員会のほうで計上をしていたものになります。平成28年度からは生活環境課の中で予算組みをしまして、こちらから支払いをするという方向を決めましたので、こちらで予算計上をさせていただいております。そのほかについては例年並みの計上とさせていただいております。以上になります。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 以上で終わりになりますが。

○委員長（芹口誓彰君） いいですか。終わりました。はい、どうぞ。

○生活環境課長（安藤吉孝君） ちょっと補足をさせていただきたいんでございますので。

○委員長（芹口誓彰君） 名前を言ってください、名前を。

○生活環境課長（安藤吉孝君） すみません、安藤です。

歳入で財産売却収入700万円あげてますが、以前畜協跡地で一昨年ですか、町で購入しておりまして、坪で1万2,000円で購入しておりますが、これにつきましては、その時点でも岩下製材所のほうからの希望があったそうございまして、まあ今回岩下製材所のほうから入口が狭いこともありましてですね、購入をということで希望があっておりまして700万円、まあ経費等も含んだところですね、面積はまあ、はっきりしてませんが、1,500㎡から2,000㎡ぐらいの間と思います。

それとですね、変わりました湧水トンネルの徴収につきましては、観光協会のほうでやっていただいておりますけども、先ほど説明にもありましたが、まあ現金を扱わないよということもありましてですね、券売機を置きたいということに変えました。

それから、昨日も御質問がありましたとおり、池の水をきれいにするというところで、あそこはレベルがあんまりないもんでですね、途中が低くなっている部分もありますので、何か所か排水箇所を入れるのと、入る水を完全に止めることが

できるようにですね、したいと思ひまして、今回工事費に計上しております。

あとは特に変えた部分につきましては、債務負担行為をですね、一番最初に起こしておりますけども、高森公園等の草刈りを3年間、これも県の土木の維持のほうにお聞きしまして、県道等の舗装は3年間やっているそうですので、私たちのほうとしましても業者の希望もございしますが、3年間ぐらいですね、同じ業者さんで。ここ何年かも受託をしていただいている業者もだいたい一緒でございしますが、やはり同じ業者のほうがいいのではないかとということで、債務負担行為のほうも併せて起こしておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で生活環境課の説明が終わりました。

あと10分ほどで12時になりますが、もうこのまま終わったほうがいいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 続けて、それでは質疑を受けたいと思ひます。

質疑はありませんか。

○委員（立山広滋君） はい。

○委員長（芹口誓彰君） はい、立山委員どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。

先ほど話がありましたけれども、この28年度の予算案概要書の中で、13かな、これにあります衛生費の事業名①不法投棄監視カメラ購入で13万円新事業ということであげてありますけれども、どこに何台設置するか、よろしく願いいたします。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上でございます。

場所はですね、まだ確定はしておりません。不法投棄が多い箇所をですね、選定しまして設置をしたいと思ひます。この台数につきましては2台を購入の予定でございますので、2台を活用しながら通報がよくある場所等には期間を決めて設置をしてですね、2台で対応できる範囲でやっていこうかなというふうに考えております。今後ですね、まだ初めてのことでございますので、機械の性能とかですね、そこ辺りもよくちょっと把握できない部分もございしますので、今回2台を購入し、よければですね、今後また計上させていただければと思っております。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長 津留です。

防犯カメラの件につきまして、補足をさせていただきます。私たちのほうで、不法投棄の回収をですね、しょっちゅうやっております。その中で、不法投棄されたゴミをですね、持ち帰って中を開けます。そうすると、時々証拠品が出てき

ます。今年も2件は証拠品から犯人を突き止めまして、来てもらってですね、念書を書いてもらいました。もう1件今、もう1人検証中です。証拠が出ない場合に、もうやっぱり証拠がないと何にもできない、泣き寝入りになってしまいます。不法投棄が窓からポイポイがけっこう多くてですね、そういった方たちが場所を変え場所を変え、どんどん違う所に行ってしまうので、例えば通報があった場所に1週間集中的に設置する。そこがなくなったらまた別の場所で恐らく捨てますので、そっちに移動して設置するというような移動式ですね、設置カメラを2台、ナンバーがあっちとこっちから写るような配置で撮影をするという使い方を想定しています。以上です。

○委員（立山広滋君） はい、よろしいですか。立山です。

どうしてこの質問したかというとはですね、1週間か10日ぐらい前、テレビで見よったらですね、非常に不法投棄が多いとか、他県で地区があってですね、まあ、あることをしたんなら、非常に不法投棄が減った、ほとんどなくなったということなんですけれども、そのテレビ番組を見てですね、草部南部に行く途中に、赤いミニ鳥居があるですね。その鳥居ばついたら、えらい不法投棄が減った、なくなったということなんですけれども、まあそこはそういう意味ではあるのか知りませんが、まあそういったこともちょっと考えてみられてはどうかと思いますけれども。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 安藤です。

今立山委員がおっしゃったのはですね、もう何年も前ですけども、東中の子供たちがですね、大戸の口にありますが、不法投棄が多い所に鳥居を置くと、やはり人間ばちかぶるというかね、そういうつもりでですね、確かに不法投棄は減ってきてます。そういうことで鳥居は設置してありますが、まあなにぶんですね、慣れてですね、また近くに捨てるようになっていることがあると思います。そのをまあ、今回不法投棄の監視カメラはですね、今例えば高森峠、昨年も冷蔵庫とかテレビとかありましたが、ああいう一本道の場合はですね、入口と出口にカメラを据えて、同じ時間帯に入ってきた車が出る時の、まあトラックであればですね、荷物の量が変わったりとか、そういうのもありますので、ナンバーを映したりとかですね、そういうことをやりながら犯人捜しといいいますか、そういうことを不法投棄をしない、こういうふうになりますということで不法投棄をしないようにお願いしますということですね、やるためにカメラを2台、これが2台が1セットですね、今年は試しにやらせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに。はい、どうぞ。

○委員（岩下健治君） 18ページの歳入、これからいいですか。2番 岩下です。

使用料及び手数料の4目衛生費手数料の中の犬の登録なんですけども、これ非常に数字が少ないような気がするんですけども、もうちょっとこう、登録をするように罰則等つけた条例といいますか、そういうのを考えられたらどうかと思いますし、それと38ページ、総務費の5目の財産管理費ですけども、私ちょっとこのあとの委託料ですけども、公共施設等総合管理計画作成支援業務というのが、これが最初私が環境課だと思ったら、最初この公共施設等総合管理計画をやられたのは財政じゃなくて、総務課のほうでやって、次はアンケートは生活環境課のほうでされて、その後の計画はどうなるのかなと思っておりましたら、公共施設等の総合管理計画は今後にわたっては生活環境課のほうでされるのか。

それと、94ページのですね、商工費の中の観光施設管理費、使用料及び賃借料、節の。これ、らくだ山公園借地代ですか。これはもう非常に年数が経っておりますので、莫大な金額になっておると思います。これ、何とかこう、少し高くてもですね、やっぱり購入するような方向にもっていけないのかなと思いますが、その辺りがいかなのかお尋ねをいたします。3点です。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上です。

18ページのですね、衛生費の手数料関係で、犬の登録の件数が少ないということで、岩下委員から御指摘がっております。現在ですね、約500頭強だったと思いますので、登録してある分がですね。実際はまだ2割、3割は多いんじゃないかなと思います、実際。実際のところですね、年間新たな登録というのは30件から40件程度でございますので、これが本来ですなら、100件近くならんといかんとかなとは思いますが、御指摘の通り、条例等でそういうあたりをできるならですね、よその町村等のいい例等があればですね、そこらへんを見込みながらも少しですね、登録のほうのはっきりした数字に近い数字になるように努力していきたいと思っております。

○委員（岩下健治君） その点はよろしく御検討のほどお願いします。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） その次のですね、財産管理費の中の委託料で、公共施設等の管理計画の分について、どちらが今後もっていくのかということでですけども、これにつきましてはですね、総務課の課長補佐のほうからいろいろ資料等を当初出させていただいております。その分につきましては、総務課のほうで対応していた分でございます。管理計画自体の委託料とか、その作成を依頼する等は財産管理に、係のほうになりましたので、今後の公表なり、いろんなケースができてきた場合の突合とかですね、そういう管理については財産管理係のほ

うになるかと思えます。全部の財産の総括ということで、こちらのほうに回ってきておりますので、当初は財政源ということで、よその町村も財政が主管で決まっている分もあるし、担当のこういう管財的な部分が主管になっている部分もございますので、今の流れから言えば財産管理のほうで今後の計画等の執行、まあ当然財政とも協議をしながらしていかなんと思うけどですね、なるかと思えます。

最後のらくだ山公園の分ですけれども、私も特に地元でございますので、何とか本来はもう少し安い額で契約ができればそれがいいんですけど、10年ぐらい前からこの額に上がっております。言われるとおり、購入ができればそれが一番いいとは思いますが、本当に言われるのが、必要か必要じゃないかという部分から入っていかなんかと思っております。個人的な意見ですけど、やっぱりあの一帯っちゃうのは当然一番景観的にいい地点ですので、少し高くても購入しとったほうがいいなと私も岩下委員言われたとおりに思っておりますので、そのあたり、町長とも相談しながら進めていければと思っております。

○委員（岩下健治君） 岩下です。今の件ですけれども、必要であるかないかということでは、仏舎利塔が建っておりますので、非常にその絡み等から賃借料がでてますので、まあそこも十分検討されてお話し合いをできるならやってみるのも一つかなと思っておりますけども。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 安藤です。

御指摘のとおり、私たちも土地と建物、らくだ山、仏舎利塔が別じゃおかしいかなと思っておりますので、岩下委員がおっしゃるとおり、近いうちにと言いますか、地権者とですね、お話をもつ機会をもって、また次回までにはですね、何らかの結果報告をできるように努力してまいります。

○委員（岩下健治君） よろしくお願ひします。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに。はい、どうぞ。

○委員（興柁壽一君） 4番 興柁です。

29ページです。畜協跡地の売却の件ですが、まず町が買上げた時の坪単価はいくらだったかを。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 1万2,000円。

○委員（興柁壽一君） その同額で売買されることなのか。

○生活環境課長（安藤吉孝君） はい、安藤です。

売買単価につきましては1万2,000円というふうに考えております。なぜかと申しますと、本来と言いますか、町が買う前にですね、あその土地はですね、岩下製材所さんと飯塚モータースさんで話がだいたいできとったそうなんですけども、そこで町も購入したいというふうなことがありましてですね、1万2,

000円で購入しておりますので、畜協が最初提示した金額より高くは、御存知
と思いますけども、なっておりますので、それ以上、まあ1万2,000円以上
というのはちょっと無理かなというふうに考えてます。

○委員（興柁壽一君） それから委託料と分筆分が計上されておりますけれども、あ
そこだいたい、1筆だったんですかね。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上です。

4筆あります土地で、上が2筆、下が2筆ということで、下の2筆の中の手前
の部分1筆の一部を分筆したいということで、入口のところですね、その部分を
分筆したいということで分筆の経費等あげております。下の段が2筆になってお
りますので、はい。実際坪単価1万2,000円といいますのは、なんで1万2,
000円ですかということ、下については非常に起伏等もございまして、使い
がっても実際悪いということで、そのあたりを考慮しながら上の単価と下の単価
が一緒じゃなということもありますけれども、それをあえて1万2,000円を
最低、いずれにしろ入札をとらんといかんかなと思いますので、まあ最低価格の
基準を1万2,000円というふうに考えております。

○委員（興柁壽一君） 4番 興柁です。この分筆料は買い手、売り手、基本的には
どっちが負担する分ですかね。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） はい、田上です。

ケースバイケースだと思いますので、実質上は今回もその分上乘せして計上す
るかもしれませんけれども、分筆をどっちがしなさいというあれはないと思うん
ですね。実際分筆してから買い手方に売るっていうなら持ち主が分筆までするっ
ていう感じが多いかと思っておりますけれども。あと、向こうのほうからどうしても購
入したいということであれば、その分もちますよ、というようなケースもでき
ております。

○委員（興柁壽一君） 当然買い手のほうの都合で分筆をしなくてはならないという
ことですよ。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） はい、補佐 田上です。

これにつきましてはですね、当初話しておりますのは、下2筆を全部買いたい
ということは言われております。ただ、下の入口がちょっとなくなると、上だけ
になると、町として不便を被るということで、あの入口だけを確保したいとい
うことで、町のほうが実質上は分筆をして売払いたいということですね。

○委員（興柁壽一君） わかりました。もう一点いいですか。

すみません、90、91ページで湧水館トンネルの料金徴収関係ですね。今ま
で観光協会が現金を取り扱って集金、徴収を行なわれてきたということですが、

今回券売機を購入して、町が直接に現金管理を行うというふうなことです。観光協会のほうは、今度は指定管理もまた結ばれて、指定管理料をあげてるかと思えます。この観光協会がこの湧水館トンネルの料金徴収なり、管理なりをかなりされてきたと思えます、数年ですね。その指定管理料の中にこの分も入っていたものかですね、業務委託料金が。その分は今まで指定管理の中に加味されていたのかどうかですね、お願いしたいと思えます。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○生活環境課長（安藤吉孝君） はい、安藤です。

指定管理料とですね、湧水トンネルの入館者の料金徴収はですね、別でございます。今まではトンネルの入館者の徴収につきましては、毎年310万円という定額で観光協会にお願いしておりました。まあそれも、いろいろ観光協会からうちのほうにですね、前日の入館者の報告とかいろいろございましてですね、310万円という定額でございました。協会のほうも今ちょっと人員的に少なくなっておる分もありまして、私たちもしょっちゅうあそこには管理にまいりますので、その雇入れにつきましてはもう直接生活環境課のほうでやったらということで、今回こういうふうに変えさせていただきました。

それと、券売機はですね、現金は扱わないようにということで、券売機のほうを考えております。まあ、券売機を置いたからといってですね、いろいろ御批判もありましてですね、おいでになった方に観光地の説明とか、そういう部分がちょっと抜けておりますので、そちらのほうにも説明等をできるようにですね、徴収の方にもお願いをしていきたいと思ひまして、まあこういう形をやりたいということで、させていただきます。以上です。

○委員（興柁壽一君） すみません、4番 興柁です。

今、入口に券を販売されている方が1名いると思ひます。その方は、この券売機の券を徴収するために残られるのですかね。料金を徴収される方が、トンネルの前におられるでしょう。

○生活環境課長（安藤吉孝君） はい、安藤です。

券売機は置きますけども、徴収で今までおられた方についてもですね、おります。買われた券を受け取って中に入ってくださいと。それに併わせて、観光のほうの案内もですね、詳しくやっていただこうというのが今回の改正点でございます。以上です。

○委員（牛嶋津世志君） 牛嶋です。

今のトンネルの件、ちょっと興柁委員がほとんど聞いたので、最後一つだけですね。水路に落ちているお金ですね、浄財の件で、さっきは賽銭箱とあれで聞い

たんですが、前はあそこ掃除してなんかきれいにされておったみたいなんです、今現在は水路に落ちているお金、コインはどんなふうな取扱いになってるんですかね。そのままですか。どういうふうになってるか。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上です。

以前はですね、確かに1年間に1回か2回、防水の服等を着てですね、回収しておりました。ここ数年については、回収ができてないのが事実でございます。実質上、1円とか10円とかにつきましては、水路に長くある分については、貨幣価値が実質上ないという感じで、受取が銀行等もできないのが現状でございます。なるべく早めに回収をですね、本当はしていかなといけないんですが、なにぶん先のほうと手前のほうと2カ所投げ込まれておりますので、次年度以降にはちょっと回収して、その後ですね、投げないようにという表示をもう少しですね、今ちょっと1カ所、2カ所しかしておりませんので、そのあたりもちょっと考えてなるべく投げられないように進めていきたいなと思っております。

○委員（牛嶋津世志君） 牛嶋です。

貨幣価値がなくなるっっちゃうのは腐食したりしてからの、貨幣価値がなくなるというかんじですか。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐 田上です。

普通のある程度読み込みきるとか、その分についてはお金として回収していただけなんですけれども、特に1円玉については、もう銀行のほうもそのままとっていただけないのが現状でございます。ですので、なるべく早く回収するっていうのが原則でございますが、ちょっと今のところできてないっていうのが。

○生活環境課長（安藤吉孝君） はい、安藤です。

今の理由の1つですけれども、私どもが担当してあそこにですね、1回か2回かですね、物を落としたということで行きました。水圧といいますか、水の流れに対して人がですね、取るにしても深さもありますし、料金徴収自体がですね、難しいところに、下側に落ちて石があったりとかですね、その中に入ったりとかですね、現実的に一番は水の量が多い時にはですね、私はちょっと徴収するのは無理かなというふうには思います。人が入って徴収するとすればですね、何かの機械でこうなんか、網みたいですね、できればいいのかもしれませんが、まあそういうふうには感じております。

○委員（牛嶋津世志君） はい、わかりました。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） それでは、質疑をこれで終わります。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本案について採決をいたします。議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、生活環境課に関連する付託案件につきましては終了いたしました。

どうも御苦勞様でございました。

-----○-----

休憩 午後0時20分

再開 午後1時00分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本委員会に付託されました、たかもりTPC事務局関連の議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

それでは、TPC事務局の説明を求めます。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 高森町TPC事務局の東でございます。今日はよろしく申し上げます。

それでは、早速平成27年度一般会計補正予算（第10号）の説明を係長の芹口のほうからいたします。よろしく申し上げます。

○情報管理係長（芹口孝直君） 座って説明させていただきます。

それでは、補正予算（第10号）の歳入のほうから説明をさせていただきます。

まず、14ページをお開きください。こちらの14ページの第14款、第2項、第2目の総務費国庫補助金、こちらマイナンバーシステム整備補助金ですね、こちらのほうが1,720万7,000円の増額となっております。こちら内訳としましては、番号制度システム改修補助金、総務省分、こちらが393万円、中間サーバー補助金377万5,000円。続きまして、番号制度システム改修補助金、厚労省分、こちらが335万3,000円。それと、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費1,100万円、こちらのすべての分を見込み額として当初予算から差し引いた額が1,720万7,000円の増額となっております。

続きまして、20ページをお開きください。こちらの第20款諸収入、第4項雑入の2目雑入の広報送料、寄附料、それから広報誌広告料として18万円を増

額しております。

続きまして、歳出のほうの説明をさせていただきます。23ページをお開きください。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目文書広報費、こちら総額で20万4,000円の減額をしております。内訳としましては需用費、主に広報紙の印刷製本費を20万6,000円、こちらは広報紙の基本の8ページを超す増ページ分がなかったものを20万6,000円落とさせていただいております。主なものは以上となります。

続きまして24ページ、12目の電算費になります。こちら主なものとしましては、12節の役務費43万7,000円の減額となっております。こちらは、各項目の残額が積み上がったものを減額しております。

続きまして、第13節委託料、こちらが1,837万5,000円の増額をしております。すべてマイナンバー制度関連の委託料となっております。内訳としましては、まずネットワーク整備委託料、こちらを416万円減額しております。こちらは、マイナンバー制度に伴い国が設置する中間サーバーに接続する高森町の環境構築を行うための委託料となっております。減額となったのは、当初国から中間サーバーのネットワーク構築について、詳細な資料が提示されていなかったので、27年8月時点では当初の金額だったのですが、その後、提出されていた資料にはこの機能が不用だということがありましたので、この416万円を減額しております。

続きまして、システム改修委託料291万6,000円の減額をしております。こちらは、当初より改修費用が提示されておりましたが、こちら平成28年度の番号制度システム改修に係る補助金が出るかどうか、当初不明でありました。その後、国から28年度分についても大幅な改修補助金が出ることで確定しましたので、その分の補助金が出ることによる減額となっております。

続きまして、デスクトップ環境構築委託料です。こちら2,545万1,000円を計上させていただいております。こちらは、昨年問題になった年金機構の情報流出とかがありましたので、マイナンバー関連で国から役場で使っているパソコンでインターネットを接続するものと情報系ネットワーク、総合行政を切り離すためのシステムです。現在、1台のパソコンからこの情報系と機関係を行っているのですが、この分離を行うためのシステムとなっております。14節使用料及び賃借料、こちらはすべて消費税分ですね、当初消費税8%ということで計上しておりましたが、相手方がこの契約については5%でよいということで協議ができましたので、その分、3%分を減額させていただいております。

続きまして、19節の負担金補助及び交付金377万5,000円を計上してお

ります。こちらは、中間サーバーという全国の自治体がマイナンバー制度の情報を参照するためのサーバーになります。全国の自治体の負担金で構築運用がされているため、27年にこの構築負担金が377万5,000円となっております。

続きまして、25ページをお開きください。20目のたかもりPOINTチャンネル事業費になります。こちらは第4節共済費、第7節の賃金についてですが、こちら臨時職員分の賃金と共済費を減額しております。共済費については20万円、賃金については109万2,000円です。これは、当初2名を雇用する予定でしたが、実際は1名を雇用ということになりましたので、残りの1名分を減額させていただいております。

続いて、9節の旅費です。こちら、12万円を減額させていただいております。

続きまして、11節需用費33万円を減額させていただいております。主なものとしましては、燃料費ですね、こちらを30万円減額させていただいております。

続きまして、第12節役務費、7万7,000円を減額させていただいております。

続きまして、13節委託料、こちら主なものとしましては、自主放送番組TPCの制作の支援事務派遣料と委託料ですね、こちらを141万5,805円。続きまして、こちらの事務委託料のほうを59万5,080円減額させていただいております。こちら、臨時職員が6月に退職しましたために、残った金額を減額させていただいております。

続きまして、第14節の使用料及び賃借料、こちらを6万円減額させていただいております。

続きまして、備品購入費、こちらコピーガード装置の実際にかかった金額の残額8万円を減額させていただいております。

歳出については、以上になります。

○委員長（芹口誓彰君） ただいまTPC事務局の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決をいたします。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議あ

りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。

T P C事務局の説明を求めます。

○T P C事務局長（東 幸祐君） 事務局 東でございます。

それでは、平成28年度一般会計歳入歳出予算の説明をさせていただきます。

○情報管理係長（芹口孝直君） T P C事務局の芹口です。

まずは、歳入から説明させていただきます。

まず31ページをお開きください。こちら第20款諸収入、第4項雑入、第2目雑入の一番下ですね、広報紙広告料、こちらを歳入として12万円計上しております。中程の広報送料寄付3万5,000円も計上させていただいております。

以上が歳入になります。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。

37ページをお開きください。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目の文書広報費です。こちら、主なものを説明していきたいと思っております。まず、第11節の印刷製本費、こちらが295万7,000円、主に広報紙の印刷製本費となっております。そのほかのものについては、前年並みとなっております。

続きまして、41ページをお開きください。第12目電算費、こちらも主な物について説明させていただきます。まず第11節の需用費、こちら43万4,000円、消耗品費12万2,000円、燃料費1万2,000円、印刷製本費を10万円、修繕料を20万円計上しております。こちら前年度並みとなっております。

次に、第12節役務費、主なものとしましては、公共施設間イントラネット通信料、こちらは91万2,384円、草部・野尻地区の学校や出張所ですね、こちらが今、回線が2つ、光回線が通っておりませんので、現在2台のパソコンでこの通信をしている状態です。それを一本化するものとなっております。ほかについては、前年度と全く同じになります。13節の委託料ですね、こちら主なものとしましては、マイナンバーシステム改修委託料、厚労省分ですね、こちら総合行政のマイナンバーに係るシステム改修となっております。367万2,000円を計上しております。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同じとなっております。

続きまして、第14節使用料及び賃借料、こちらもほとんどが機械やシステムのリース料となっております、項目に関しましても前年度とほぼ同じとなっております。

続きまして、第19節負担金補助及び交付金、こちら主なものとしましては、自治体中間サーバープラットフォーム負担金、142万6,000円を計上させていただいております。こちらは、27年度の負担金が発生しておりますが、28年度に関しても同じ中間サーバーの負担金ということで、全自治体が負担するものとなっております。

電算費に関しましては、以上です。

続きまして、46ページをお開きください。第19目のたかもりポイントチャンネル事業費です。第8節報償費、こちら番組出演料として24万円を計上しております。

続きまして、旅費12万1,000円を計上しております。

続きまして、第11節需用費、こちら主なものとしまして、印刷製本費、こちらを28年度中にアンケートを行う予定となっておりますので、こちら印刷製本費を7万2,000円計上しております。

続きまして、第12節の役務費、こちらも主なものとしまして、アンケート送付郵便料34万8,000円、アンケート回収郵便料28万1,300円、こちらもアンケートに伴う郵便料の送付と回収費として計上しております。

続きまして、13節委託料、主なものとしましては、自主放送番組制作支援業務委託料、こちらを792万3,960円、こちらは制作会社の方に払う委託料となっております。

続きまして、自主放送番組制作支援業務委託料、こちら72万3,600円、こちらは番組のリポーターに支払う委託料となっております。

次のページをお開きください。47ページですね。こちらは、自主放送番組制作支援業務委託料、こちらは主に編集を行う派遣会社に委託する料金として256万8,033円を計上しております。

続きまして、第14節使用料及び賃借料159万円。内訳としまして、外部制作番組放送使用料150万円、こちらは現在流しておりますNHK等との外部の制作番組から購入する番組の使用料として計上しております。

続きまして、第18節備品購入費。主なものとしまして、スクランブル装置68万6,880円、こちらは番組のコピーガードの機械になります。

続きまして、ビデオカメラ72万1,829円。こちら、外に持ち出すための小型のビデオカメラを2式計上しております。金額は72万1,829円です。

主なものと歳出については以上になります。

○委員長（芹口誓彰君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

備品購入等のいろいろ説明ありましたが、昨年敬老会あたりの放送関係でかなり不満があったかと思いますが、それに対する対応を今年はどうのような対応を考えておられるか。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 事務局長 東です。

全部で24カ所だったですね。ちょっとはつきり覚えてないんですけど、2日間に分けてやっていました。一応、今年はその職員を張り付ける場合はその場所に職員にカメラを持たせて撮ると。それ以外は考えられないですね。もしくは、年度で、本年度は何カ所、次の次年度は何カ所という形か。今、ハンディカメラが全部で13台ですね、休みがまたがると引き継ぎがなかなかできないところもあったんですね、カメラを渡す引き継ぎがですね。その辺も含めて、どちらか、もしくは写真ですね、あとは映像でなくて写真でもあれば、それをテレビで流すような形でどうかなというふうには考えております。どうしても全部流さんといかんというあれであれば、そこは何とかやっぱりやっていかにやいかんとは思っております。

以上です。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

特に去年は敬老会のほうにそういう意見が集中したと思います。どうしてもお年寄りの方は、自分が撮られとると思えば自分も出てくるだろうというふうに期待して、楽しみにされとると思うとですよ。機械ほうも経費がかなりと思いますけれども、その敬老会の会場の半分ぐらいはちょっと器具を揃えて、できるだけ皆さんが出るような形でさせていただきたいと思います。お年寄りの方は、それを家で見るのを楽しみにされとると思いますので、期待に添えるようお願いをしたいと思います。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 事務局 東でございます。

今、先ほど言いましたように、ハンディカメラがないときには、スマートフォンでもいい画像が撮れますので、それで職員の人から何分か撮っていただいて、それを編集して流すような形は取りたいと思います。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに何かございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決をいたします。議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、TPC事務局に関連にする付託案件については終了いたしました。

どうも御苦勞様でした。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本委員会に付託されました総務課関連の議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

それでは、総務課の説明を求めます。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課の佐藤です。

過疎地域自立促進計画の策定についてでございますが、総務課にあっては7ページの行財政の状況に課題があるかというふうに思います。この中で、まず行政については、文言として必要な部分を書いておりますし、またこの中でも事務処理の合理化についてということで今後の課題ということで十分検討しなければならぬというふうに考えております。

次に、①の行政組織ですけれども、住民福祉の向上を図るという形で表記しております。2番の人事管理につきましてですけれども、地方公務員法にも規定しておりますけれども、人事評価制度本格導入をするように義務づけられておりますので、27年度試行をいたしましたけれども、完全な形で終わっておりませんので、早期に制度の内容を詰めて実際運用していかなければならない状況です。3番は事務処理についてですけれども、それぞれ体制を整えていかなければならない。また、これらに電算組織の事務処理についての必要な人材を養成していかなければならないという考えがあります。

次に、財政についてですけれども、27年度から本格的にふるさと納税も全庁的に取り組んだ部分がございます。自主財源の確保という部分では現在できておりますけれども、ふるさと納税については永久に充てにできる財源ではございませんし、今後、いろんな部分で財源の見直し、補助金も含めてそのような形

で見直しが必要かというふうに考えます。

それから、地方債についても、これは適正に管理を行っていかなければならない。基金の運用につきましては、昨日、4基金につきまして廃止ということを決いただきましたけれども、それらも含めて適正な財政運営を図っていかなければならないというふうに考えているところです。

財政の状況につきましては、10ページのほうに書いているところでございます。総務課といたしましては、この部分が基幹となる部分じゃないかと思いますが、あとは防災、消防のほうに対して後藤補佐のほうから申し上げます。

○総務課長補佐（後藤一寛君） お疲れ様でございます。総務課の課長補佐の後藤でございます。

過疎計画に定めますところの消防及び防災、防災無線とかそういったものを含めたところでお話をさせていただきます。

29ページをお開きいただけますか。たかもりポイントチャンネルの整備によりまして、非常に防災面からの引き出しというか、多様性は増してきたかとは思っております。しかしながら、どうしても防災上の核になる部分というのは防災行政無線だというふうに考えております。既に御存知のとおり、防災無線につきましては昭和60年度に建設をいたしまして、昭和61年からの運用でございます。既に御承知のとおりもう30年を経過しております。今現行の総務省が出しております法律の中では、まだデジタル化の強制力というのはございませんが、一応の下情報では31年度を目途にということでお話がなされております。そういったところで、この計画が32年度までですので、翌年度、28年度をもって庁舎内のプロジェクトチームを立ち上げまして、今と同じ形でデジタル化をすれば、やがて6億円近くかかります。ですので、今からさらに地方交付税とかといったものが絞られてくるということを勘案すれば、いかに安く、迅速に伝えられるかということにテーマを絞って、このプロジェクトチームの中で検討を重ねていきたいというふうには考えております。今のもくろみとしまして、1年間検討して、その視察等も含めましてですね、その後に最終的にはプロポーザルという形で、一番いい形を選んでいきたいというふうには考えております。最終的な設置としましては、平成30年度を考えて、今のところ予定として考えております、更新ということですね。それが29ページの防災無線に係る部分でございます。今、御承知のとおり個別受信機も各戸に配っております。しかしながらボリュームのノイズであったり、受信の状況だったり、いろいろ本当に出てきております。今、たまたま詳しい方がいらっしゃいましたもので、安価でその作品、個別受信機を、高森専用のやつをつくっていただいて、今代替機としてそれ

を使わせていただいております。防災無線関係につきましては、そういうことですが、次の31ページをお開きいただけますか。全体の消防防災というところでちょっとお話をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、既に沈静化はしておりますけれども、阿蘇山も噴火するようなそういう状況も加わりまして、さらに各地で災害が頻発して、その頻度と衝撃度、被害ですね、非常に著しくなっております。そういったものを住民に情報としてどんだけ知らせるかというのが我々の責務と考えております。要するに結果的に自分の命は自分で守るという形のお伝えになりますけれども、その意識をいかに醸成していくことが大事かなというふうな感じではおります。

それと、その下の消防と救急関係でございます。今現在、消防団につきましては、使い慣れた言葉で申しますと消防団は本当に地域防災の要と言われますように、本当にそうだと思います。しかしながら、現在団員を機能別団員というOBの方も山東部におかれましてはまた一度入っていただいて、動いていただいております。実際、先だつての上津留の火災だったり、永野の人捜しであったり、本当に数多く参加をしていただいております。今勤め人が多くなりましたので、現役の団員のほうは少ないようなそういう状況も生まれてきておりますので、消防を活かしながらも、地域での防災力という形でもう一回根本から考え直さなくちゃいけないかなというふうに思っております。

それと、その下のオのですね、交通安全対策でございます。これにつきましては、春と秋の交通安全週間がございます。シートベルトの着用等の義務づけが行われてからというものは、死亡事故がかなり減少しております。件数的には多うございますけれども、あくまでもけが程度で済んでいるという形になります。28年度から第10次の交通計画という形に入っておりますので、また引き続きこれに関しては、非常にマンネリ化する交通政策でございますけれども、しかしながら一頃言われておりました交通戦争と言われる時代はもう疾うに過ぎましたけれども、それで命を亡くす人が少しでも少なくなるように努めてきたいというふうに思っております。

それと、35ページをお開きいただけますでしょうか。35ページの表の4番の消防施設の計画の部分を書いております。これにつきましては、防火水槽が阪神大震災以降、この間の東日本にしましても、地震による防火水槽の被災、要するに漏水ですね、それが顕著でございますので、今は耐震性の防火水槽しか認められておりません。そういったものを随時更新とか、昔のやつを、そういったものを1年に1つでも2つでも進めていこうというところで、一応ここに5基上げさせていただいております。御承知のとおり別荘地とか、自治会ができないとこ

ろもございますので、そういったところにおいては、何らかの方策を、こちらの、要するに行政的に方策を講じなければいけないかなというふうな考えを持っております。その防火水槽につきましては以上ですが、あと消防団のほうの関係になりますけれども、小型ポンプ、俗に言う積載車と消防団の詰め所の関係、これもいずれにしても消防のポンプとかそういったものは15年、20年のスパン、5年スパンで見ても、随時変えていく形になろうかと思っておりますけれども、消防団の詰め所は最近ここに来て非常に老朽化が著しくなっております。一方で、団員の減少等もございますもんで、なかなかここも改修が進まなかったり非常に難しいところもございますけれども、極力やっぱり、先ほど申しました消防団がいなくて是有事の際は何もできないということを根本に考えますと、手厚くやっぱり活動ができるための基盤というのをつくっていききたいというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐の岩下です。お疲れ様です。私のほうから財政的な面で1点だけ補足をさせていただきたいと思っております。

52ページ以降に平成28年度から平成32年度までのそれぞれの年度におけます事業の内容と金額をお示しといたしますか、計画に盛り込まさせていただいております。計画自体は企画のほうですね、政策推進課のほうでこの過疎地域自立促進計画はつくっておりますけれども、財政としましてはその過疎債を借りる上で、この過疎地域自立促進計画のこの表の中にその事業が載っていないと借りることができません。ですので、例えば1行目に有害鳥獣防除対策事業とか、これが過疎債の対象になるか、ならないかは別といたしまして、ここに事業及び金額が入ってなければ過疎債の対象となることができませんので、もしこの中に盛り込まれてない事業がございましたら、盛り込まれてない事業で、なおかつ過疎債を借りる必要がある場合には、そのときにこの計画の見直しをするという流れになっております。ですので、最初の計画書にはある程度想定できる事業というのが、現時点で想定できる事業をもれなく盛り込む必要があるというところで、今回これだけの事業が盛り込まれているということでございます。過疎債につきましては、元利償還金の借りた後のお返しする金額、元利償還金の7割が地方交付税に参入されますので、特に有利な制度でございますので積極的に今後も活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま総務課のほうから行財政また地方防災の現状とこれからの整備方針等につきまして説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（牛嶋津世志君） 牛嶋です。

消防のほうの話で出ておりました別荘地あたりの防火水槽はわかりましたけど、自主防災組織あたりの状況はどんなかわかりますか。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 総務課長補佐の後藤でございます。

別荘地あたりの自主防災組織ということでございますけれども、町の方針としましての自主防災組織は、今の駐在区、32駐在区ありますので、そこを中心というところで今やっております。としますと、現存の俗に言う別荘地という部分は、広域農道沿いですので、戸狩だったり小倉原という形でカウントをさせていただいております。その中に加入してくださいという形にはなっておりますけれども、いかんせん地元住民と背中合わせという情報ももちろんいただいておりますので、そういう情報をいただいた中で2回ほど地元自主防災組織はいかがですかということである程度各戸にチラシを入れて、会議を2回ほどやっております。しかしながら、まとまりがどうしても付かずに、聞いていらっしゃる部分もあるかと思っておりますけれども、都会の人との煩わしさ、そこから逃げてきたという方もいらっしゃったりとかですね、そればかりじゃないとは思いますが、中には積極的に出てこられる方もいらっしゃるんですが、結論として至ってないというところですね。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにありませんか。

○委員（立山広滋君） 立山です。

先ほど後藤補佐のほうから消防団の説明がございましたけれども、ここには女性消防隊という明記がなかったんですけれども、ちょっとそこらあたりを。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 総務課長補佐の後藤でございます。

今、女性消防隊という話でございますけれども、意識の中では、団長をはじめ幹部と話す中には、今の段階で13名ですかね、13名になりまして、一気に増えてきたんですが、その役割をどうするかという部分が今ひとつ明確にできてない部分がございますので、その絞り込みができてくれば、女性消防隊を公にですね、公に募集は掛けているんですけれども、もっと積極的に展開ができるかと思っております。今年10月に佐賀で全国大会がございまして、そちらのほうに行ったときには、現場に行っていらっしゃる女性消防隊も実際ございまして、じゃ何をされるのかなというふうな考えで聞いておりましたら、焼け出された方々のケアだったり、そういった福祉の面ですね、どっちかというとその生活を支える側のほうで段取りをしていらっしゃった報告を聞きました。確かにそういう部分ではなるほどなという感じで思いましたので、もうちょっとそこを今の現行の幹部あたりとしっかり検討して、もうちょっと魅力あるものにしていければ、女性の声

もいっぱい拾えるんじゃないかなと、また入っていただけるんじゃないかなというふうには感じております。

以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。
これから、本案につきまして採決をします。議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐の岩下です。

議案第15号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてということでご説明をいたします。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。2枚めくっていただいて、新旧対照表。議案第15号、人事行政の運営等の状況の公表ということで、毎年9月に公表することとなっております。現行から追加する項目が左側のほうです、改正後、新というところで（2）職員の人事評価の状況ということです。これが平成28年4月から人事評価が義務づけられましたので、その人事評価をすることの公表、その内容の公表、評価する内容の公表をする。（5）職員の給料に関する状況というのがまた追加されました。（8）職員の退職管理の状況というのが追加されております。（9）で削っておりますのが、及び勤務成績の評定ということで、この勤務成績の評定がなくなりました。これがなくなりました人事評価の状況（2）のほうに移っているということです。そういうことで、新たに3項目追加になっています。あと、一部文言を削るということとなっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま説明が終わりました。質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

今の説明ですけれども、職員の人事評価というのは非常に難しい問題があると思うんですね。そこは、どういうふうに捉えておられますか。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐の岩下です。

昨年、試行的に行いまして、モデルとなる人事評価のやり方、表がございまして、それを基に全職員取り組みをやりました。完全改修まではやっぱりいかないということが1点、やはりそれをするによる負担、それぞれの職員の負担というのがやっぱり一つの大きな要因ということと、あとは目線と申しますか、それぞれに目線が違うという部分、感じ方が違うという部分もありますし、そういう部分で非常に複雑というか、いろんな難しい部分はあると思いますけれども、やはり国の政府で決まったことですので、うちは規則で人事評価のことはつくっていきたくて思っていますので、その規則に基づいてやはりやっていかざるを得ないというふうに考えています。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤です。少し補足をさせていただきたいと思います。

人事評価は、例えば管理職が部下だけを評価するというのではなく、目的は能力であったり、向上する、事務所と申しますか、役場全体で能力を向上させるというのを目的としてやろうとしているのが高森の形です。ですから、例えば課長と部下がどういうことを向上させようかという目的をつくってですね、目標をつくって、結果的に例えば半年経った後に、この1年間のうちの上半期にはどうでしたかというのをお互いどれだけできたかというのを本人もわかった形で評価をする。最終的に、目標設定したものがどれだけ達成できたかというのを評価に表していくという形をつくろうというふうにしております。ですから、目標はつくったが、じゃどれだけできたかという問題について、今補佐が言いましたように、ただ職員にこれだけさせるじゃなくて、どこをどうしたらその目的を達成できるかというのをお互いに話をしながら目的を達成させていかなければならないということであって、例えば何でお前はできんとかじゃなくて、どうしたらできるかとかいうやりとりをしないといけないという部分で評価する側、管理職もいろいろ勉強しないとイケないというところであって、なかなか難しいというのが試行した中での感想ですね。ですから、勤務評定とは評価が違うというところを皆さんにも考えていただいております必要があるかなというふうに思っています。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。今言われた、ただその目標をですよ、お互い管理職と部下とコミュニケーションとってやっても、その目標の立て方にも、それぞれの管理職おられますので違うだろうし、低くければ、目標がですよ、低ければ、極端にいいますと、こら惰性でいってこの人はまたそこは勤務評定じゃ

ありませんのであれですけど、こんなのなかなかできるかとかいうようなことにもなりかねんとも限りませんし、そこらが難しいんですけど、例えば評価、お互いするわけですけども、そのときにその目標を設定するときのある程度の管理者のほうの、結局その何といいますかね、こういう一線といいますか、そこら辺がないといろいろ難しいような気がしますけれども、そこらはどうでしょうか。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤です。今、おっしゃいましたように、難しいところは何かと申しますと、そこが一番難しいんですね。ですから、目標設定をどういうふうに設定するかというのが一番難しいです。また、例えば極端な話をいたしますと、税務課だったら滞納率をどこに下げますという数値目標を立てられるところもあります。ところが、じゃ住民窓口じゃ印鑑証明はどこ出しますなんていう目標は立てられませんのでですね、そこではどれだけその住民の方にちゃんと詳しく説明ができるかとか、応対ができるかというような目標でしか出せませんので、全庁的には部署部署でばらばらになりますので、ここあたりが一番悩ましいところではございます。

以上です。

○委員（岩下健治君） 大変でしょうけれども、それが法の趣旨であれば頑張ってください。

○委員長（芹口誓彰君） 私のほうから今の件ですが、人事評価の状況について、内容を公表するということになりましたが、その公表する評価の項目、これについてどういった内容について公表するのかとか、定めておりますか。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤です。

今のところ、具体的にその示してあるわけではございませんし、先ほどから言いますように評価の方法もやっぱり自治体によって違いますので、今後やっぱり十分検討した上で公表していかなければならないというふうに思っています。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようですから、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決をします。議案第15号、高森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第17号、高森町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐の岩下です。

高森町職員の退職管理に関する条例の制定についてということで御説明を申し上げます。

こちら地方公務員法の改正に伴いまして条例の制定が必要になったものでございます。昨日、10番議員さんからも御質問がございましたけれども、離職した日の5年前の日より前の職員、その職務上の行為に関する要求ですとか依頼をしてはならないと、離職後2年間はそういうことをしてはならないということが一つと、再就職の状況を公表しないといけない。さっきの人事行政の運営等の状況の報告というのもございましたけれども、そのことを、これも公表しないといけないということで、そういった趣旨の条例の制定ということです。以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま総務課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決をします。議案第17号、高森町職員の退職管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐の岩下です。

高森町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで御提

案を申し上げました。平成27年の人事院勧告、それから熊本県の人事委員会の勧告に基づきまして、本町も一般職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

第1条に記載していますのは、主なものでいきますと勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げるということでございます。そのほかにも諸々ございますけれども、主なものについてはそういったこと。それから、第2条につきましては、国が行っております給与の総合的見直しということになっておりまして、本町においてもそれを実施するということで、そのことにつきましては今年4月から1年、来月から給与の減額改定をするものでございます。したがって、第1条で申し上げました平成27年の人事院勧告に基づくもので、いったん給与は引き上げられますが、来月4月1日からの分で引き下がりますので、総合すると引き下がってしまうということになります。給与自体は引き下がります。なお、現給補償については、引き続きと申しますか、現給補償はさせていただくということで御提案を申し上げているところでございます。

以上、主なところで御説明を申し上げました。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決します。議案第19号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

総務課の説明を求めます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐の岩下です。

まず、6ページからお開きいただきたいと思います。繰越明許の関係でございます。財政のほうで繰越明許の調整をしております。マイナンバー制度関係、あ

るいは降灰対策と道路整備事業、あと災害復旧事業関係で4本、4つの項で御覧の額の繰越計上をさせていただいております。

続きまして、次の下のページ、7ページ、第3表債務負担行為の補正ということです。1番から12番までにつきましては、各契約関係業務ですとか、28年度の単年度の事業、単年度の業務関係でございます、28年度4月1日から契約が必要なものにつきましては、もうその前に契約の手続きを進めないといけませんので、27年度中から手続きをする必要がありますので、ここに追加ということで12番まで、合計187個の事業について、事業委託なり、そういったものについて187項目の負担行為を設定させていただくというものでございます。

それから、13番から以降につきましては、それぞれ28年度以降それぞれの年度までの債務負担の設定をさせていただくものでございます。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。8ページ、第4表地方債補正でございます。変更する項目のみ今回は上げさせていただきました。年度末ということで、起債の限度額をそれぞれ変更するものでございます。1番目の情報通信基盤使用料につきましては、過疎債のソフト事業分ということで、当初5,640万円で予算を計上いたしておりました。この5,640万円といいますのは、それぞれの市町村の枠がありまして、基準財政需要額だったと思います、そこを基本に算出されて割り当てられた金額が5,640万円というソフト分でした。ソフト事業分については、それを活用する市町村が少ないものですから、結局年度末にはこれだけ追加乗せ分、こっちが借り換え分を満額借りることができましたので、6,600万円に増額をさせていただくということで計上させていただいております。3番目以降の町道整備事業以降につきましては、それぞれ実績、または実績見込みにより減額をさせていただいたものでございます。

続きまして、歳入予算のほうに移らせていただきます。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

それでは、12ページをお開き願います。中段にございます分担金及び負担金でございます。消防費の分担金でございますが、消防詰め所等の改修によりまして、地元からの分担金として1割を分担金としていただいております。その工事の関係が地元との調整、土地とかそういったものが不調に終わりまして設計を変更せざるを得なくなりまして、その分が小さくなりました。その分で額も減ってまいりましたので、20万2,000円の減額をさせていただくものでございます。以上でございます。

○地域振興係長（村嶋立章君） 地域振興係の村嶋です。

13ページをお願いします。総務費使用料なんですけど、朋遊館の入浴料、こ

れを5万9,000円減額させていただきました。ちなみに2月末までの入浴料は43万1,600円となっておりますので、その分に対する減額を5万9,000円計上させていただきました。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

17ページをお開きいただけますか。下から2番目の7目の土木費県補助金でございます。これが300万円でございます。これは、土砂災害の危険住宅の移転補償費というところで補助金を県の土木のほうから補助金として設けられたんですが、希望者1件分というところで上程をさせていただいておりましたが希望者がなかったということで300万円を今回減額とさせていただきます。

その次のページ、よろしゅうございますか。18ページになります。県支出金の総務費の県委託金でございます。昨年行われました県議会議員の一般選挙の委託金を終了しましたことによりまして減額をさせていただきます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

20ページをお開きいただきたいと思います。20ページ、中段から下のほうです。第21款地方債につきましては、それぞれ先ほど第4表の地方債補正で説明いたしましたとおりでございます。20ページから21ページにかけての地方債の説明でございました。

めくっていただいて22ページ、歳出に移らせていただきます。まず、議会費からでございますが、議会費の第2節給料、それから職員手当等、第4節共済費、これにつきましてはそれぞれ実績に、最終見込みですね、今年度の最終見込みによるものでございます。以後、次の一般管理費でもそうですが、報酬と給料と職員手当等と共済費、この2節、3節、4節の変更につきましては、増減につきましては、今年度の最終見込みということで御了承いただきたいと思います。

続いて、次の2款総務費の一般管理費ですが、報酬につきましては駐在嘱託員さんの報酬等の減額、それぞれ実績見込みに伴うものでございます。第7節賃金の減額につきましても、今回減額をさせていただきました。それぞれ実績に伴う減額でございます。

次のページ、23ページの財政管理費につきましても、これも用途は実績見込みによる減額です。

それから、第7目訴訟費につきましても、こちらの実績見込みによる減額、10万8,000円の減額をいたしております。顧問弁護士委託料の減額でございます。

○地域振興係長（村嶋立章君） 地域振興係の村嶋です。

24ページをお願いします。13番の草部出張所費に関しまして、消耗品及び

食料費として2万2,000円を減額しております。また、野尻出張所費として需用費の消耗品、燃料費、食料費をそれぞれ4万4,000円減額しています。それから、15番の朋遊館管理費なんですけど、共済費を1万2,000円、次のページ、25ページなんですけど賃金を79万6,000円、需用費として288万6,000円、役務費5万9,000円、委託料41万3,000円をそれぞれ減額計上しております。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

その下にあります16目の交通安全対策費でございますけれども、本来であれば総務課の所管でございますけれども、この内容にいたしましてはハード事業でございます、建設課の土木係でやっておりますので、向こうのほうで説明がございます。ですので、ここは費目としてはうちでございますけれども、説明はございませんので。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

めくっていただいたの21目庁舎等管理費でございます。それぞれ最終の見込みにより、一部増額もありますが減額をいたしております。

総務費降灰対策費、その下、22目でございますけど、こちらも減額見込みで使わない分を減額させていただきました。

○総合調整係長（緒方久哉君） 総合調整係 緒方です。

今回上げております分、ふるさと納税分につきまして、総務費の目3ふるさと納税費の節18備品購入費ということで5万1,000円計上させていただいております。こちらにつきましては、今後、ふるさと納税というのがさらに繁雑になってくることから、職員配置等まずこちらの分について検討しております。そちらの分のイスと机、一式という形になっております。

あと、もう一つございます。23ページに戻っていただいてもいいですか。総務費の一般管理費の中で、節14使用料及び賃借料ということで、高速道路等使用料20万円上げております。こちらにつきましては、当初予算で町長の公務等に係る使用料30万円というふうにしてございましたけれども、4月から実績ベースで見て月4万円ほどの支出がございます。これを12月で当てはめると50万円ということで、その分の20万円を今回増額しております。

以上です。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

28ページ、29ページをお開きいただけますか。昨年行われました選挙の關係の経費を一括してここで落とさせていただいております。

続きまして、40ページをお開きいただけますか。消防費でございます。まず

1目の常備消防でございますが、これは広域消防本部への負担金でございます。実績に伴いましての減額でございます。

次の2目の非常備消防費の各節でございますけれども、ほとんど実績に伴いまして減額をさせていただいておりますが、一部旅費につきましては5万円の計上をさせていただいております。

それと、3目の消防施設費でございます。これにつきましても、需用費の修繕料につきまして、一部ちょっと修繕が必要な部分が出てまいりましたので、その5万円だけを上げさせていただきまして、あと残りの費目につきましては減額をさせていただいております。

それと、4目の防災管理費の報償費と需用費につきましては、減額をさせていただいております。それ以下につきましては、総合調整係の緒方係長のほうから御説明を申し上げます。

○総合調整係長（緒方久哉君） 総合調整係の緒方です。

委員会の前にお配りいたしました1枚の資料に基づいて説明させていただきます。今回、特設公衆電話の設置ということで必要な経費を計上しています。この特設公衆電話とは、N T Tのほうが推進している災害時に特化した優先電話の設置ということで、例えば東日本大震災時には、一斉に通信インフラがパンクしましたけれども、公衆電話については比較的容易につながったということがございまして、それを教訓にN T Tグループが災害時に特化した特設公衆電話というものを設置を今積極的に進めているところでございます。真ん中の円のところです、主な設備ということで、基本的にN T T側が設置する部分については青色で実施されている部分になります。こちらについては、引き込みから屋内配線まですべてN T Tがやるのと、その災害時に発生する通信料につきましても、N T Tがすべて負担をします。町として必要になる部分につきましては、この赤の部分です。赤で書いてある部分、電話機であるとか、その保管するための箱、また屋内配管のための穿孔、穴を開ける作業であるとか、町の施設に付属する部分については町で負担してくださいということになりますので、今回計上いたしました節12 役務費17万3,000円が工事作業、アンカー設置等の工事作業になります。節18 備品購入費につきましては、そちらに設置する特設公衆電話機、これは昔の黒電話タイプです、電源が必要なタイプになりますけれども、こちらを、先ほどお配りした資料の裏を御覧ください。14カ所に主な避難所ということで14カ所を設定して、こちらすべて電話機とそれを保管するための箱、すべて設置して、災害時には優先的に使えるように事前に準備しておくという取り組みになります。その分の経費として備品購入費を7万4,000円上げております。

以上で説明は終わりになります。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

すみません、もう一つ41ページの防災管理費の負担金の部分でございます。これにつきましては、先ほどの県の土木のほうから土砂災害の際の住宅移転の補助金も、その分を計上しておりました分の落とさせていただく分でございます。

以上でございます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

最後になります。45ページをお開きください。45ページの中段から下の第11款公債費です。償還金利子及び割引料を若干増額させていただきました。元金率なしですね。利子につきましては、財源の組み替えを一部、住宅使用料の収入の関係で財源組み替えを行いました。

最後に、第12款諸支出金でございます。財政調整基金積立金でございます。今回の補正予算の全体的な調整によりまして積立額を1,084万5,000円増額させていただきました。

以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（芹口誓彰君） 総務課の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

先ほどの防災管理費の中のこの災害時における通信手段の確保についてということで、これは常時おられないところの避難所がありますけれども、この電話機はどこで保管をしとくんですか。

○総合調整係長（緒方久哉君） 総合調整係の緒方です。

こちらの場所につきましては、玄関先の比較的わかりやすい場所に、目立つように置いてくださいということで指示がっておりますので、もちろん特設公衆電話という、非常時用とかですね、表記をした上で、派手な飾りというか、目立つようにして常時置かせていただいて、こちらの設置が終わり次第、TPCであるとか、公告を使って住民の方に周知して、こういった電話機がございますということ周知させていこうと思っております。

○委員（岩下健治君） はい、わかりました。

○委員（本田生一君） 8番 本田ですが、これ特設公衆電話、今、岩下委員が言われました、これは普通には使えんわけですね、これは特別なときだけしかね。

○総合調整係長（緒方久哉君） 総合調整係の緒方です。

こちらは、もう災害時に特化した分ですので、普段は外しております。実際は災害時に使ってくださいということで表記しておりますので、それ以外の目的に

は使用できないというふうになります。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

○委員（興柁壽一君） 4番 興柁です。我が地元のことで恐縮ですが、今、避難所が高森自然学校という、何か学校の1階を指定してあつとですよ。それ以外はみんな体育館とかセンターとか、固有の建物を指定してあるわけです。自然学校には一帯に体育館もあるし、学校と付随した建物があります。どこを指定されるのかですね。そこを確認しておきたいと思います。

それと、現在防災の避難所については、防災マップの中に電話が、既設の分が書いてあるでもんね。あれとはまた関連はないんですかね。

○総合調整係長（緒方久哉君） 総合調整係の緒方です。

まず、御質問の高森自然学校につきましては、一番人が今集まられているところですね、居住性の高いところについて設置を予定しております。いつも選挙があつているところです。あちらに設置して、ここに公衆電話がありますという形で供給したいと思っております。

あと、既設の電話との違いなんです、こちら発信専用なんです。こちらがしゃべる専用になりますので、安否連絡を。

○委員（興柁壽一君） 受信はなし。

○総合調整係長（緒方久哉君） 受信はなしです。発信だけになりますので、そういった形の。NTTであるとか、安否情報確認の掲示板等ございますけれども、あれをこちらから発信できるようにしている状態の災害の特設電話という形になります。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決します。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 2 5 分

再開 午後 2 時 3 5 分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

議案第 3 4 号、平成 2 8 年度高森町一般会計予算についてを議題といたします。
総務課の説明を求めます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐の岩下です。

まず、8 ページからお開きをいただきたいと思います。債務負担行為の補正でございます。総務課関係で、庁舎の印刷機が老朽化してしまっていて、今回の皆様にお配りしている議案の印刷のときに相当印刷機が調子が悪くて苦勞をいたしまして、その関係でどうしても入れ替えが必要ということで印刷機のリースを債務負担で計上させていただきました。

あとは町有公園の草刈りを長期で、3 0 年度までの契約ということで 3 0 年度までの債務負担ということで計上をさせていただいております。

第 3 表地方債につきましては、2 8 年度の限度額を計上させていただきました。1 番目の情報通信基盤使用料につきましては、先ほど御説明しましたとおりソフト事業に 2 8 年度は 5, 9 0 0 万円で限度額を設定させていただいております。2 番の臨時財政対策債につきましては 1 億 3, 0 0 0 万円、それから総務関係では 6 番の消防施設整備事業の関係でございます。防火水槽関係で 6 1 0 万円過疎債で予定しておりますのと、7 番目の防災無線整備事業ということですが、これは県の防災無線の負担金、町が負担する必要があるでございます。これも起債対象になるということで、起債で対応させていただきたいということで地方債のほうを計上させていただきました。以下、全体で 3 億 1, 8 6 0 万円ということでございます。

続いて、歳入に移らせていただきます。総務関連では、1 3 ページからでございます。1 3 ページの第 2 款地方譲与税以降でございます。地方譲与税以降につきまして、ほぼ前年並みといいますか、2 7 年度の実績見込み等を勘案しまして 2 8 年度も予算計上させていただいております。若干増減がございしますが、2 7 年度の実績見込みによるものでございます。

1 4 ページをお開きいただきたいと思います。1 4 ページの第 6 款地方消費税交付金が 2, 6 0 0 万円増額で 1 億 1, 4 0 0 万円となっておりますが、これにつきましては 5 % から 8 % に上がりました、平成 2 6 年度に引き上げられておりますのがようやく 2 8 年度から全額地方に配分されることとなります。タイムラグがありまして、2 7 年度の途中で全額来るようになりましたもので、年度の予

算としましては28年度からその引き上げ分の消費税が反映される形となっております。その関係で2,600万円増額となりました。

次のページ、15ページの第10款地方交付税につきましては、20億円ぴったりで計上させていただきました。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

その次の11款の交通安全対策特別交付金でございます。これにつきましては、120万円で計上させていただいております。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 次の16ページです。16ページで、第13款使用料及び手数料ということで、総務費使用料では、まず高森総合センターの使用料を36万円で計上させていただきました。27年度の実績見込みによるものでございます。

○地域振興係長（村嶋立章君） 地域振興係の村嶋です。

同じく2款の総務費使用料ですが、朋遊館使用料として入浴料57万6,000円、これは月額4万8,000円を見込んで12カ月分で計上しております。それから、朋遊館の施設使用料ですが、これは月額5,000円の12カ月ということで6万円、トータルの63万6,000円を計上させていただきました。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

26ページをお開きいただけますでしょうか。補正のときにもお話をさせていただきましたが、28年度におきましても再び土砂災害危険住宅の移転補償ということの補助金の300万円を計上させていただきました。これにつきましては、県が独自でこの制度をつくりました関係で、町が予算を付けることはございませんけれども、トンネルという形で計上をしてくれということでございますので、毎年度の計上という形になります。御了承いただきたいと思います。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

28ページ、一番下の第16款財産収入の利子及び配当金のところで、570万円を基金の運用収入で570万円計上させていただきました。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

29ページの中程の寄附金でございます。寄附金の消防団の退団者の寄附金ということで5万円を計上させていただいております。

○総合調整係長（緒方久哉君） 総合調整係長の緒方です。

同じく17款寄附金のうち、その次のふるさと納税寄附金につきまして、5,000万円を計上しております。今年度の寄附金については総額2億円ということなのですが、これはあくまでも初年度のボーナス的な金額でございまして、次年度以降につきましてはかなり現実的な数字を上げていく必要があると思われま

ので、そのうちの5,000万円ということで今年は当初計上させていただいております。

続きまして、18款繰入金になります。基金繰入金の中で節1基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金ということで、今実際に当初予算のほうでふるさと応援寄附金を使って、このような財源として事業を実施する予定になっているものに対して640万円を計上しております。こちらにつきましては、また必要な額が固まり次第、随時繰り入れていく形を取っております。

以上です。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐 後藤でございます。

すみません、今の18の繰入金もありますけれども、一つちょっと飛ばしてしまいましたので、27ページをお開きいただけますか。15款の県支出金です。総務費の県委託金になります。参議院の通常選挙の選挙委託金を610万円上げさせていただいております。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

そのすぐ上でございます。こちらも漏れておりました。権限移譲事務委託金ということで、これらの項目ですね、今年の実績見込みによりまして28年度の46万3,000円総額で権限移譲事務委託金を計上させていただいております。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

続きまして、29ページをお開きいただけますか。先ほどの繰入金のところでございます。消防団の基金がございますが、退職金を基金に繰り入れておりますけれども、その中から25万円をポンプ操法大会の優勝旗が傷んでおりますので、対症的にはそれに充てさせていただきたいということで25万円を繰入金として上げさせていただきました。

以上でございます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

順番が変わってしまいます。その上の財政調整基金を見ていただきたいと思います。今回、財源調整のために1億3,100万円、これを財政調整基金のほうから繰り入れるということで計上させていただいております。不足する財源ということで、財源調整のため1億3,100万円でございます。

次のページ、30ページの一番上、第19款繰越金につきましては6,000万円、前年度と同額で6,000万円計上させていただいております。

31ページ、雑入の項目ですと、まず一番上のオータムジャンボ宝くじ市町村交付金ですね、市町村振興協会のほうから交付されます。331万9,000円でございます。それから、中段ほどのコピー代ほかということで、これも雑入でコ

ピー代ほか18万円計上させていただきました。それから、自動販売機がござい
ますけれども、正面玄関のところですね、その自動販売機の電気料、あるい
はその下の交付金です、12万円、4万2,000円と12万円、それと電気自動
車の急速充電器の電気料を雑入として受け入れるということで6万円を計上させ
ていただいております。

次のページをお開きいただきたいと思います。32ページになります。先ほど
地方債の補正でも説明しましたとおり、第21款町債につきまして、総額3億1,
860万円を計上させていただきます。

このまま歳出のほうに移らせていただきたいと思います。33ページから歳出
になります。第1款議会費から第2節の給料等職員手当と第4節共済費につつま
しては、総務課のほうで、行政のほうで計上させていただきます。それぞ
れ職員の人件費関係でございます。

34ページを御覧いただきたいと思います。第2款総務費の一般管理費、1目
一般管理費です。ほぼ前年並みでございますが、まず変わっているところを申し
上げますと、第1節の報酬の一番下のところに法務専門調査職員報酬ということ
で24万円を計上させていただきます。昨日も提案説明ございましたけれど
も、行政不服審査法の施行の関係で、本町におきましては外部から非常勤として
職員をお願いすると。これも審査請求があったときをお願いするということにな
ります。そのときにですね。一応、今のところ、顧問弁護士にまず相談しまして、
制度の内容が非常に複雑ということで、顧問弁護士ではちょっと難しい、対応で
きないということで、県の弁護士会のほうに相談してくれということでしたので、
弁護士会のほうに出向きまして、そして弁護士会のほうでこの方を推薦したいと、
推薦したいというか、まだ実際決まっていはいないんですけれども、その推薦会と
いうのが弁護士会の中であるということで、それによって、もしうちがそういう
請求があったときをお願いする方がその選考会で決まるという形になります。そ
の審査請求があったときに対応していただくということで、この24万円の根拠
といたしましては、弁護士さんの無料法律相談というのがあります。これが30
分5,000円ということが単価ということですので、その単価から割り出しまし
た。1回の審査請求で想定できるのは24時間前後であるということが想定され
ていますので、1時間1万円で計算して24時間の24万円を計上させていただきます。
ただ、今までの市町村におけるそういう申し出、審査するという、今ま
では不服申し立てだったんですけど、今回審査請求に変わりますが、4年に1件
程度が市町村の平均というところでしたんで、恐らく今後もその数は変わらない
と思いますが、ただ審査請求が上がってきてからの対応では遅いですので、当初

予算として24万円を確保するという具合に対応させていただきたいというふうに考えております。

以下、変わっておりますのが、35ページに移りますが、7節の賃金のところで274万4,000円。昨年度は一人分でこの半分でしたが、今回、職員の不足、女性職員等もありまして、産休が急遽入ってきまして、やはり2名分確保しておかないと厳しい状況になりそうだとこのところ今回1名分増員しまして274万4,000円ということで計上をさせていただいております。

○総合調整係長（緒方久哉君） 総合調整係の緒方です。

9番の旅費になります。旅費の中で今回特別職旅費ということで、町長の公務に伴う旅費になります。町長の旅費と交際費と食料費等につきましては、これまでの計上の仕方から前年度、当該年度前のときの実績に基づいて、それを12月で割り戻して、またそれを掛けるという方法で、管理をちょっとしやすくというか、後ほど確認しやすいように予算を計上しております。今回の特別職旅費につきましては、町長の上京費が1回当たり7万3,000円平均の10回と、その他の町長等の公務旅費が一月3万円を12カ月ということで、合わせて109万円を計上しております。

あと、次の食料費につきましても、町長公務の一月分が5万円、また来客時のお茶代が2,000円、会議等接遇諸費として3,000円、これを月平均で出ましたのでこれを12掛けまして66万円という形になります。

また、役務費の中の制作企画デザイン公告等料ということで、ちょっと私のほうで管理している、特に町長が指示を出される場合にどこの課にも属さない広告料であるとか、いろんな設置経費であるとか、そういったものをこちらで計上しております。今年度で言えば、例えば記者会見のときに使うバックボードとかですね、例えば美しい村連合が決定したときに横断幕をつくったりであるとか、そういった町長に特化した分についての経費を毎年例年上げております。昨年度は、こちら政策推進課で上げておりましたが、本年度は総務課のほうで、私のほうで上げさせていただいております。

以上です。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

次の36ページをお開きいただきたいと思います。一番上のストレスチェック委託料ということで15万円を計上させていただきました。これも50人以上の事業所に今年から義務づけられましたストレスチェック、従業員に対するストレスチェックが義務づけられたことによりまして計上させていただいたものでございます。一応、60名、相談といたしますか、ストレスが高い職員の相談があり、

60名と見込んで、60名の1回当たり2,000円ということで12万円プラス基本料といいますか、3万円。一応、産業医の先生のほうにお願いしたいというふうに考えております。15万円を新たに計上させていただきました。

それから、4つ下の臨時職員システム導入業務委託料ということで86万4,000円を新たに今回計上させていただきました。これにつきましては、臨時職員、あるいは非常勤職員等は結構な数おります。通常、一般職員の場合は財務会計システムの中に給料システムというのがあって対応できますけれども、臨時職員等の場合はそれで対応できませんので、独自のパソコンで表をつくったりとかして対応して、かなり時間と手間と、システム化してないので間違いも起こしやすいということで、今回そのシステムの改修をさせていただいて、一元化できるような形で対応させていただきたいということでシステムの改修業務委託料を計上させていただきました。

次のページ、37ページの財政管理費、真ん中のところですが。3目の財政管理につきましては、これにつきましてはほぼ前年度ではありませんが、147万9,000円全体として減額となっておりますが、これは前年度は当初予算で臨時職員を1名雇用ということで見込んでおりましたけれども、決算統計等の関係で必要だということで、前年度は臨時職員を当初予算で上げておりました。今回は、上げておりません。その分の減額となったところでございます。

39ページの第7目の訴訟費です。顧問弁護士の委託料につきまして、これも前年同額で計上をさせていただいたところでございます。

○地域振興係長（村嶋立章君） 地域振興係の村嶋です。

42ページをお願いします。13目の草部出張所費として、まず賃金として4万円を計上しております。これは草部の天神ヶ丘の清掃を老人会のほうに委託しておりますので、その賃金です。

次のページの43ページです。需用費として消耗品、燃料費、食料費、光熱水費をそれぞれ35万8,000円計上させていただきました。それから、12番の役務費としては、これは電話料です。22万8,000円。それから、使用料及び賃借料としてNHKの放送受信料、奥阿蘇物産館のトイレ使用料、複合機器リース料、複合機器使用料として22万7,000円。それから19番の負担金補助及び交付金として2,000円計上させていただきました。それから、14番野尻出張所費です。これも同じく消耗品費、燃料費、食料費として7万7,000円。12番の役務費、電話料として28万5,000円、14の使用料及び賃借料は、NHK放送受信料、複合機器リース料、複合機器使用料として10万円を計上させていただきました。続きまして、目15朋遊館管理費です。共済費として2万円、

それから7の賃金として管理人賃金、清掃員賃金、草刈り人夫賃として161万2,000円を計上させていただいております。

それから、11の需用費です。消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料として、それぞれ585万7,000円を計上させていただきました。

12の役務費は、電話料、浴槽水質検査料、浄化槽法定検査料、建物共済保険料として41万8,000円を計上しております。

13の委託料は、これも毎年のことですがけれども、汚水処理、電気設備、消防用設備等の点検業務委託料です。それから、防火対象物点検業務委託料、空調設備保守点検業務委託料、ボイラー等保守点検業務委託料、朋遊館清掃業務委託料、朋遊館管理運営委員会管理委託料、浴槽循環系等の洗浄及び消毒作業委託料として、それぞれ245万9,000円を計上させていただいております。

それから、14の使用料及び賃借料としては、NHKの受信料、これが2台分ありますので2万2,000円を計上させていただきました。

以上です。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐 後藤でございます。

次の16目交通安全対策費でございます。報酬、賃金、旅費、需用費、役務費までは、うちの総務課の管理でございます。この各節につきましては、例年どおりで計上させていただきました。それと、19節の負担金でございますけれども、負担金につきましては今年度から一般管理費にありました街路灯の負担金の分をこちらに移すという、機構改革の関係でこちらのほうに移ってまいりましたので、特別に変わっているというのはこの街路灯の補助金の部分が加わったということでございます。

以上でございます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

47ページをお開きいただきたいと思います。第20目の庁舎等管理でございます。庁舎等ということで、この役場の建物と隣の高森総合センターの維持管理につきます経費を今年の実績見込みに基づいて計上させていただきましたが、次の48ページをお開きいただきたいと思います。14節の使用料及び賃借料の真ん中ほどです。印刷機リース料ということです。先ほど債務負担のほうでも説明させていただきましたけれども、今年度分として62万136円を増額させていただきました。

続いて、工事請負費のほうですかね、会議室のLAN関係の配線の工事を新たにさせていただきたい、まだLANが届いてない部分がありますので、そこに新たに工事をさせていただきたいということと、次のボイラー室ですね、今までボ

イラーを焚いて去年までは暖房を使っておりましたけれども、全部エアコン化にされたことに伴いまして、もうボイラーは使いません。これでボイラー室のボイラーの撤去工事をさせていただきたいということで、その工事費を計上させていただいたところでございます。

○総合調整係長（緒方久哉君） 総合調整係の緒方です。

続きまして、目21ふるさと納税費につきまして御説明申し上げます。

まず、報償費2,080万円ということですが、まず先ほど申し上げましたふるさと納税寄附金の額を5,000万円と想定した場合に、まずその4割につきましてはお礼の品ということで還元いたしますので、その分の2,000万円と、町に直接申し込みがあった分につきましては、また別に町から直接お支払いする分がございまして、その分が80万円、合わせて2,080万円を計上しております。また、旅費につきまして、こちらにつきましてはふるさと納税関係の交渉であるとか、打ち合わせとかについて5回分の5,000円を上げております。

続きまして、節11需用費64万3,000円になります。消耗品について15万円、印刷製本費につきましてはふるさと応援寄附金についてはリーフレットですね、こちら紹介するためのリーフレットが28万円計上。また、財務会計専用の封筒であるとか、返信用の封筒、また郵振の印刷または封筒印刷ですね、そういった諸印刷関係で合わせて49万3,000円を計上しています。

続きまして、49ページに移ります。節12役務費につきまして、個別に御説明申し上げます。

まず、ワンストップ及び受領証明郵便代ということで、こちらにつきましては本年度からワンストップということで各自治体に対してワンストップ、特例申請ですけれども、こちらの申請をやった場合には、確定申告が不要になりますので、その申請分についてこちらから申請書を送って、その返信用の封筒があれば、その分の今後郵便料が発生するというので、こちら2,500通を計上しております。2,500件の82円掛ける2ということで41万円計上しております。また、代行発送手数料ということで、こちらにつきましても2,500件の142円計上しております。こちらにつきましては、今、受領証明書等をすべてこちらから出力して出しておりますが、この分は代行業務ということが、今このふるさとチョイスという専門会社に頼んでおりますけれども、そちらに1件142円をお願いすることができるということですので、事務処理の簡略化を図るためにこちらに委託するという経費として35万5,000円を計上しております。ふるさとチョイスの広告料ということで、こちらにつきましては専用ホームページの中でいろいろな公告を斡旋していただける形がございまして、これは、パッケージで用意さ

れている分ですけれども、そちらにつきましては寄付額の1%に消費税を掛けた額、この中でいろいろ特典をうって公告を出せるということで2,000万円掛けるの1%、1.08ということで、216万円を計上しております。

続きまして、節13委託料になります。委託料につきましては4項目ございます。

まず、財務会計システムの改修費ですが、今、郵便振替を払い込みの取り扱い方法として希望者にお送りしているんですが、今こちら手打ちで出している状態なんです、これも財務会計とリンクさせることによって、自動的に連帳で印刷改良できることになってきますので、そちらの対処経費として65万4,480円。また、お礼の品の手配手数料ということで、こちらにつきましてはそのふるさとチョイスという会社にお礼の品を手配していただく代行の手数料になります。こちらお礼の品掛ける8%掛ける消費税ということで、179万7,120円計上しております。あと、ふるさとチョイスの包括プランBということで、あとはお客様に対するカスタム的な対応ですね、そういったものも含めて対応していただく経費が発生しますので、金額の8%掛ける消費税、5,000万円掛ける8%掛けるの0.08ということで432万円を計上しております。

続きまして、ふるさと応援寄附金事務補助委託ということで、今回、今担当を私のところでやっておりますけれども、いろんな庶務が発生いたします。そのことにつきましては、一人派遣会社のほうに事務員を委託して、ちょっとお手伝いしていただかないと事務が繁雑になりますので、その分の経費として1名分、169万3,440円計上しております。

続きまして、節14使用料及び賃借料ということで56万円こちら計上しております。こちらにつきましては、Yahoo!という会社にクレジットを使って公金として払い込みを代行していただくという仕組みがございますけれども、そのシステムの使用料として、各基本料金が12カ月分の1万9,440円。また、公金決済使用料としまして寄附金額の1%に消費税を掛けた額、54万円、こちらを計上しております。

以上です。

○総務課長補佐（後藤一寛君） それでは、課長補佐の後藤でございます。

53ページをお開きいただけますか。すみません、一方的な説明でちょっとお疲れかと思っておりますけれども。中ほどの総務費の選挙費でございます。この1目の選挙管理委員会費につきましては、通常どおりで計上させていただいております。2目の参議院選挙につきましては、前回同様で計上させていただいております。ちなみに選挙につきましては7月になりますので、それ以降、その54ページま

でが全部そういうこととなります。

次は100ページをお開きいただけますか。消防費になります。1目の常備消防費であります。これは、広域消防本部への支払い分でございます。これが1億1,200万円。大体例年横ばい程度か、もしくは若干下がりつつある程度で推移をしております。2目の非常備消防費でございますけれども、これにつきましては、今年度につきましては消防費の非常備消防費としましては600万円程度上がっております。この理由といたしましては、昨日説明がございました消防団の活動服を今年度に限って更新を掛けたいと、全団員の分ですね、というふうにしております。その根拠となりますものは、平成25年に消防団員の装備に関する法律ができて、御承知のとおり東日本大震災がありましたので、あれで何百人という消防団員が亡くなっておりますので、消防団員として防災の務めをする分には装備が足りないということで指摘がなされております。それを背景に徐々にですけど充実をさせていきたいというところで今回上げさせていただきました。

それと、例年と違う部分につきましては、18節の備品購入費、先ほど基金を崩す部分で申しあげましたポンプ操法大会の優勝旗の部分ですね、それを上げさせていただきます。

次の3目の消防施設費でございます。これにつきましては、ここもかなり、先ほど過疎計画の中で御説明を申しあげましたとおり、防火水槽もしくは消防団員の詰め所ですね、そこらあたりの件が徐々にですけども、件数としては徐々に、額としてはかなり上がってまいります。大きいものでいいますと今年度は大村地区の防火水槽、これが420万円程度上がっております。それと、1ページ、一つめくっていただきまして次のページに消防団関係の詰め所や若干のいろいろ整備関係が4項目ほど入っております。これらによりまして、費用としては大分上がっているような状況でございます。

次の4目の防災管理費でございますけれども、これにつきましては、大体例年どおり計上させていただいておりますけれども、この中で12節の役務費、この中に防災士の申請手数料というのを上げております。金額的にはそう大した金額ではないんですが、この部分は消防団員の分団長は申請をすれば防災士が取れるということで追加されましたので、考えといたしまして32の駐在区がございますので、そこに一人ずつの設置をできないかというふうに考えております。当然消防団の分団長経験者が申請だけでなれるとなれば、防災士が各地区に一人ずつは置けるという形になろうかと思えます。ちなみに防災士をまともに受講して取るとなれば6万8,000円程度かかりますので、それからすればかなりお安くは

なってくるかと思えます。ただ、その後においてやっぱり研修等を受けていただく必要はあろうかと思えますので。

それともう一つ、19負担金でございますけれども、先ほど起債のところの説明がありました、県の防災無線の管理負担金の550万円が特別に上がっております。

防災管理費につきまして、以上でございます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

125ページをお開きいただきたいと思えます。125ページの一番下です。11款の公債費でございます。本年度の公債費につきましては、元金と利子を合わせまして、一番左の下のほうです、5億985万5,000円ということで、前年度と比較しまして3,036万8,000円の減額というところでございます。町長の提案説明でもございましたけれども、起債の残高の影響がありまして、今年度は5億900万円程度ということになっております。今年度の事業の状況等を、当初予算ではございますけれども28年度の実施事業等を見ても、今後もこの額は減っていくものということで、この先の国政等でどう変わっていくかわかりませんが、今の時点では5億を割るのももう時間の問題かなということで考えております。なお、経常的な経費というところで昨日説明がありましたが、公債費、この部分はどんどん毎年減っていますけれども、そのほかの経費とか扶助費あたりも増加には入られないというか、その増分までは減額ができないということで、非常に厳しいところではあるというところで見ております。

次のページの126ページでは、12款諸支出金で、基金への積立金ということで計上させていただいております。特に4目のふるさと応援基金費ですね、去年100万円でしたが、今年は寄附金の受け入れも5,000万円ということで見ていました関係もございしますが、本年度は1,660万1,000円。先ほど緒方係長が説明しましたふるさと応援の事業費ですね、こちらの必要経費を差し引いた分の全額をこちらの積立金に回すということで予算を計上させていただいているところでございます。

最後に、次のページの127ページでは、予備費につきまして前年度と同額、1,000万円を計上させていただいております。なお、補足といたしまして次のページ以降は付属資料といたしまして地方債の状況でございます。次のページ地方債では28年度の末、一番右端の28年度の末の見込みでは45億8,000万円ということで年々減少傾向にあるということが伺えるかと思えます。

次の129ページでは債務負担行為の今設定されているすべてのものをこちら

に記載させていただきました。

また、次の131ページからは給与費明細書関係を付属資料として提示させていただいたところでございます。

○総務課長（佐藤武文君） 佐藤です。

最後に一つ説明をさせていただきたいと思います。37ページを御覧いただきたいと思います。総務費、総務管理費の文書広報費になりますが、ここに需用費の消耗品費で9万1,000円を計上しておりますが、これにつきましては現在の広報たかもりですね、サイズを変えました関係でファイル、または綴り表紙を希望される声は何件か上がっておりますので、従来の形と変わっておりますので、今現在はファイルを希望者にお配りしようということで計上をしたところです。駐在員会の中でも駐在員さんから要望がございましたし、直接御意見箱にも入っておりますので御希望があればこれを準備したいというふうに考えて、一応1,000部の計上をさせていただいたところでございます。サイズの変更につきましてはいろいろございましたし、これら詳細につきましては一般質問の中でも質問がございますようですので、詳細については控えたいと思いますけど、そういう形で計上しているところです。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） これで、総務課の説明が終わりました。

質疑、質問ございませんか。

○委員（岩下健治君） 岩下です。

100ページの先ほどの非常備消防費の消耗品の中の消防団の団服の補助ということですが、こちらはどっちでしょう、団服でしょうか、作業服とでしょうか。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 作業服です。

○委員（岩下健治君） はい、わかりました。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 説明不足で申し訳ないです。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

○委員（興梠壽一君） 今日の予算には関係ないんですが、昨日可決された件でちょっと教えていただきたい。ふるさとづくり対策基金の廃止の条例ですね、これを廃止された後の基金の流れ等、これは29年3月31日に施行するとなっておりますが、今年度末にすべて精算処理されるということですかね。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐 岩下です。

今、それぞれ金融機関の定期で預けてっておりますけれども、その満期の関係で、満期日が平成29年1月の何日、十何日ということになっております関係で、すべてが同じ満期日じゃないもんですから、ですので年度の末、28年度の

末ですべてを精算するというか、そういう形で考えておりました。28年度の4月1日ですとまだ満期の前になりますので、その解約の手数料関係等もごさいます関係で、そういうふうにさせていただいております。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにはございませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わります。
続いて、討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。
これから、本案につきまして採決します。議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で、総務課に関連する付託案件については、すべて終了いたしました。お疲れでございました。

-----○-----

休憩 午後3時25分

再開 午後3時35分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） 本委員会に付託されました政策推進課関連の議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

それでは、政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

高森町過疎地域自立促進計画の策定につきましては、各課からの事業計画に基づき担当課のほうで、政策推進課で取りまとめをいたしまして、計画を策定させていただいております。

主な内容につきましては、昨日の提案理由の中で説明申し上げましたんですが、ここではどのような形で御説明申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○委員長（芹口誓彰君） 全体的な基本方針とか、主な要点について、政策上、基本的な事項について説明していただければ。この中で、総務課のほうから財政と職

員、人事管理については説明がありましたので、政策推進課として、全般的なものをお願いします。

○政策推進課長（馬原恵介君） では、馬原のほうから説明させていただきます。

基本的な事項と申しましては、一応前回の過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、平成22年から27年ですかね、6年間の計画をつくっております。ただ今回は、平成33年の3月31日までの時限立法ということで、一応5年間の策定になっております。

内容といたしましては、昨日回答させていただきました、高森町まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づきまして、その内容を基本に町のほうの計画を策定している分もあります。そういったところで、一応そのビジョンの中で5原則というのがありますので、その5原則というのが載っております、具体的な施策の展開を図ることとしております。各課の内容につきましては、一応今回は割愛させていただきます、政策推進課に係るものについて御説明をさせていただきますと思います。

20ページになります。観光振興ですね。ここがまず始めになりまして、これは一応今阿蘇地域が世界ジオパーク及び世界農業遺産に指定されているのに伴いまして、阿蘇地域の一角としての強みを活かしまして、観光と地域の農林業の連携を図ったり、高森町観光立町推進計画に基づく体験型、参加型の着地型旅行商品の造成を進めるということで考えております。

それから、特産品開発の取り組みということになっておりまして、また草部地区や野尻地区ですね、この観光資源につきましても活かしたプランづくり、既存の施設等を利用した観光振興ということで、高森町の全域を含めた形の観光振興を図ろうということで考えております。大きい6番の(2)として現況と問題点、それから2番としてその対策。その中で、2番のはアからクまでカタカナ書きにしておりますんですが、そのカとクのところが草部地区の観光振興及び野尻地区の観光資源ということで、今後は高森町の全域で考えた場合、草部地区、野尻地区にもスポットを当てていきたいというところでこういった部分も入れているところでございます。

ここで具体的な目標といたしまして、そういったところで観光型農林業の開発と特産品づくり、観光ルートの整備充実ということになります。

それから、まちづくり会社のほうの説明も申し上げたんですが、一応まちづくり会社は一般社団法人ということで、町のほうからは組織としては離れてしまいますけれども、うちのほうの職員が携わる部分と、それから昨日説明がありました職員の派遣4名、一応5名でスタートしていこうというふうに考えておるところで

ございます。

次に24ページになりますと、事業計画といたしまして、観光またはレクリエーションの分で5事業、それから事業計画の中でイベント事業及び観光推進事業という計画を定めているところでございます。

それでは、今度は49ページになります。49ページは集落の整備等ということで、高森町は面積的にも広くありますし、大きく分けて旧草部村、野尻村、それから旧高森町、それから色見ですね、ということで4つの町村合併になっています。面積的にも広大でありますし、外輪山の内側と外側では大分集落の密集度も違いますけれども、その点在した集落をどのように計画していくかということがこの中で集落の機能の現況と問題点ということでお入れするところでございます。

それから、活力ある地域づくりではですね、高齢化というのはこれは高森だけじゃなくほかの地域も問題になっておりますが、その中でも高森でどういったことができるかという部分で記載させていただいております。対策といたしまして、住民の自主性と主体性を尊重したコミュニティということで、要は各地域、地域でいろんなものを作っていきような展開とか、その中で地区の拠点施設で、住民交流、地域間交流、国際交流の促進にも努めるということでしております。

それから、3番目に住民主役のまちづくりということで、対策の中で今までは住民参加のまちづくりでしたんですが、今度から住民主体のまちづくりということで、この住民との、要するに協働ですね、を推進させて体制を確立させる必要があるんじゃないかというふうに考えております。

それから、この計画といたしましては、高齢者の方のやっぱり活用といいますか、御協力をいただく部分については非常に大きな力になると思っておりますので、その分についても計画では上げております。

51ページのほうに事業計画がございまして、これは健康推進課、住民福祉課等も含まれておりますが、政策推進課といたしましてはイベント事業、それから観光推進事業ということがうちの計画というふうになっているところでございます。

大まかな事業としては、以上です。

○委員長（芹口誓彰君）　ただいま課長のほうから高森町過疎地域自立促進計画につきまして、地域の自立促進の基本方針に基づいた5つの基本目標に沿った施策について、方針等についてお話がありました。観光や集落の整備、あるいは住民主体としたまちづくり等につきまして説明があったわけですが、ただいまから質疑を行いたいと思います。これについて、質疑がある方は、どうぞお出し

いただきたいと思います。質疑ございませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

まちづくり組織関係については、一般質問でもされますので詳しくはいたしませんけれども、以前私は観光立町について質問した経緯があるんですが、商工会との連携はどうされているかというのが一つ、それと今まで政策推進課のほうで講演会やいろんな講座も開かれてきたと思います。しかし、町部の方の御参加がどうしても少ないというような私はちょっとイメージで持つととですよ。町部以外、山東部とか色見とか、町部以外の参加が大半で、どうしても何か町部の方の参加が少ないんじゃないかなというような気がしてなりませんけれども、本当にまちづくり会社が本当に将来大丈夫かなと。町の協力が得られるのかなというふうな気がしているんですが、どんなですかね。

○政策推進課長（馬原恵介君） では、まず商工会の関連について、課長の馬原のほうから説明させていただきます。

商工業の推進につきましては、やはり商工会との強力なタッグといたしますか、お互いに協力しながらやっていくことが必要だと思っております。今、商工会の移転問題でいろいろと町のほうと商工会のほうで協議をしながら進めていっているところではございますが、なかなかお互いの意思の疎通がうまくいってないということで皆さんがお耳にされているところもあるんじゃないかと思っております。ただ詳細につきましては昨日町長が申したとおりでございまして、町の方としては一応そういった部分でお話をしているところでございます。今、商工会のほうも非常に困っていらっしゃるのが補助金のほうがないという現実が今のところわかってきたというところで、じゃその補助金がないところでどうするのかというの、今後町の方と協議しながら進めていくところでございます。ただ、タイムリミットが平成29年の3月31日というふうになっておりますんですが。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

昨日の説明の件はようございます。私が言いたいのは、まちづくり組織についてですね、町部の協力が将来得られるのかと。せっかく、何というかな、今、その参加されているのはどうしても色見や山間部の方のほうに参加されていると思うとですよ、いろんな会議とか講座。じゃないかなと思うとですよ。町部の方は会議の中に、講演会とかあんまり参加されていないような気がするの、まちづくり組織の協力が得られるのかなと。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係 今吉です。

まちづくり組織の中で行っていく事業としまして、地域に落としていく事業と、あとは収益事業のほう、二つでやっていこうと思っております。収益事業のほうは、

地域おこし協力隊の活用を行うんですけれども、その中で技を持った方といえますか、具体的に言うところちょっとシェフといえますか、食べ物をつくる、飲食店をされている方で有名な方という方が来ていただけるかもしれないというところになっていますので、町の特産品ですね、野菜とかにこだわったもので提供をしていただきながら、そこでまた売れるようなものとして販売してくような形の展開と、またお土産等の開発も一緒に収益が上がるようなものとして開発をしていく予定です。

○委員長（芹口誓彰君） 興梠委員の質問は、会議とかイベントとか、いろんな講演会とか、中心となる町部の人たちの参加が少ないから、そういう人たちをどういう人たちをどういうふうに誘導していくかという質問だったと思いますけれども。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係 今吉です。

そのお土産の開発も、地区だけにこだわっていかないところの方向で考えておりました、その中で商店街の方とちょっと協働で一緒にお土産を開発していけるところも多々あるというところで、今年度の事業を活用した中で、手ぬぐいですね、パワースポットの手ぬぐいをちょっとつくってみたりだったり、そういったところで結構町部の中でも商品開発というところを商店街で一つずつズームアップしていくと、ちょっとコラボレーションといえますか、一緒にできる場所があるので、そういうところを開発していかながらですね、商工会の方、商店街の方とはそういったふうな感じでまちづくり会社と一緒に収益が上がるようにやっていきたいと考えております。

○委員長（芹口誓彰君） ようございますか。

○政策推進課長（馬原恵介君） 今、今吉が言いましたように、どうしても特産品開発づくりが今先になっているものですから、農家の方が中心になっているというか、多いというのが現実でございます。ただこれから品物をつくる上で、農産品開発と違う部分にやっていると、やはりその中では町内の商店街の方が必要であったりとか、そういった部分では違う分野で御協力いただかなければならない部分もありますので、今後はそういった方々にもお願いをしていくということになることになると思いますので、そういった部分では御協力を仰げるものと思っております。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

○委員（本田生一君） 本田ですが、今、まちづくりに対しましては皆さん方が一生懸命いろいろこう企画をしたり頑張っているらしいです。今、興梠委員が心配したのは、やはりいろいろ町で企画したときに、町の方も今、課長もおっしゃい

ましたが取り組んで一緒にやっつけていけるかというようなことを疑問持って質問したと思いますので、そこは一緒に取り組んでやれるように頑張ってください。お願いします。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、これで質疑を終わらせていただきます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決します。議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

政策推進課の説明を求めます。お願いしますけれども、重要で説明が特に必要と思われたものだけをお願いします。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

係別じゃなくて予算書で説明をさせていただきますので、予算書のほうの流れで各係は説明いたします。よろしくお願いします。それから、金額の大きい主なものについて説明をいたしますので、もし終わりましたら聞きたいことがございましたら申し上げていただきたいと思います。

○企画観光係長（馬原孝平君） 企画観光係の馬原でございます。予算書に沿って説明させていただきます。

まず、23ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、10目企画費の説明でございます。こちら14節使用料及び賃借料、こちらのほう高森町情報通信基盤使用料のほうをマイナス122万3,000円減額させていただいております。こちらの内容といたしましては、当初予算といたしまして計上させていただいておりますが消費税がまだ10%になるタイミングが決まっておりますので、消費税10%で計上させていただいた分が8%になった分の差額の減額となっております。

続きまして、同じく企画費の19節負担金補助及び交付金の御説明を差し上げ

ます。こちらのほう、総額172万2,000円の減額となっております。内容としていたしましては、地方バス運行特別対策補助金、こちらがマイナス148万2,000円、こちらのほうが26年度の実績額を基に当初2,775万円計上させていただいておりましたが、タクシーの代替え等によりまして金額のほうは2,626万8,000円となりまして、その差額のマイナス148万2,000円減額させていただいております。

続きまして、乗り合いタクシー等運行助成金、こちらのほうはマイナス24万円計上させていただいております。こちらのほうも内容としていたしましては、当初予算としていたしまして82万1,000円計上させていただいておりましたが、利用実績等を鑑みまして見込み料58万1,000円ということで差額の24万円減額させていただいております。

続きまして、36ページのほうをお開きください。6款商工費、1項商工費、3目観光費で、こちらのほうを説明させていただきます。観光費の15節工事請負費、こちらのほう73万5,000円減額させていただいております。こちらの内容としていたしましては、6月補正のほうで殿の杉の駐車場整備のほうで予算を計上させていただいておりましたが、その工事費の確定に伴う減額となっております。また、同じく19節負担金補助及び交付金、こちらのほうビジターセンター運営協議会負担金20万円減額させていただいております。こちらのほう、ビジターセンターを運営されておられます休暇村南阿蘇さんのほうと協議いたしまして、今年度の負担金のほうは必要ございませんということでしたので、こちらのほうを20万円減額させていただいております。

大きなものについては、以上となります。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま政策推進課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わらせていただきます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決します。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

政策推進課の説明を求めます。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

新年度予算につきましても、係ごとでなくページで進めさせていただきますので、順番に説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○企画観光係長（馬原孝平君） 企画観光係の馬原でございます。

それでは、予算書の23ページのほうから御説明差し上げます。15款県支出金、2項県補助金、2目総務費県補助金、こちらの3節消費者行政活性化事業補助金、こちらのほうを79万3,000円計上させていただいております。こちらのほうの内容につきましては、消費者行政の相談員さんの雇用等に関わる補助金となっております。

続きまして、同じく総務費県補助金の第5項、地方バス運行等特別対策補助金、こちらのほうも町民バスの運行に伴う県からの補助金といたしまして250万円計上させていただいております。

続きまして、26ページをお開きください。同じく15款県支出金の3項県委託金、2目総務費県委託金、こちらの2節統計調査費委託金、39万3,000円計上させていただいております。こちらのほうが今年度は国勢調査がございましたけれども、来年度のほうは経済センサスの調査のほうがございますので、そちらの補助金のほうを計上させていただいております。

歳入に関しては以上となります。

続きまして、歳出のほうを御説明申し上げます。39ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、10目企画費、こちらのほうを説明させていただきます。

まず1節報酬のほうとなりますけれども、こちら消費者生活相談員の報酬97万8,200円、こちらのほうは先ほど歳入のほうにもありましており、報酬のほうは2分の1補助となっております。そちらのほうと、高森町総合戦略策定審議会委員報酬17万5,000円計上させていただいております。高森町総合戦略については、今年度策定させていただきましたけれども、毎年度KPIのほうを見直し、変更等を行うこととなっておりますことから、報酬のほうを計上させていただいております。

続きまして、40ページをお開きください。同じく企画費の14節使用料及び賃借料、こちらのほうといたしまして高森町情報通信基盤使用料といたしまして6,605万9,280円、今年度と同額。それと、高速道路、駐車場使用料とし

まして3万円、合計6,609万円計上させていただいております。続きまして、同じく企画費の19節負担金補助及び交付金、こちらのほうを4,037万円計上させていただいております。主なものといたしましては、阿蘇広域行政事務組合に対する負担金が1,305万4,000円、それと町民バスの補助金ですね、地方バス運行特別対策補助金といたしまして2,626万8,000円等を計上させていただいております。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係 今吉です。

同じページの11目地域振興費、報酬になります。こちらのほうは、地域おこし協力隊の報酬になります。こちらは400万円までが国の特別交付税措置がありまして、報酬と協力隊に係る経費について国のほうより特交措置のある制度になっております。その中で、912万円としまして、現在来ていただいている1名分に合わせまして新たに3名をまちづくり組織のほうで雇用することとしまして計上しております。

次の41ページをお開きください。9節の旅費になります。美しい村連合の関係旅費としまして70万3,000円、また地域おこし協力隊の研修の費用の旅費としまして86万6,000円を計上しております。

○企画観光係長（馬原孝平君） 企画観光係の馬原でございます。

こちらの同じく旅費の中に天草高森横軸連携関係旅費としまして、職員分の旅費25万6,000円計上させていただいております。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係 今吉です。

併せまして183万4,000円を計上しております。

その下の14使用料及び賃借料になります。主なものとしまして、地域おこし協力隊の住居の借上料としまして224万4,000円、また地域おこし協力隊の町用車のリース料としまして2台分の230万9,000円を計上しております。

次の19節負担金補助及び交付金になります。こちらのほうも主なものとしましては日本で最も美しい村連合負担金で48万円、またまちづくり組織の出資金としまして500万円、こちらのほうは大まかに運転資金については試算しておりますけれども、不足分も考えられることから、こちらのほうで計上しております。

○企画観光係長（馬原孝平君） 企画観光係の馬原でございます。

同じく19節負担金補助及び交付金の中で天草・高森横軸連携実行委員会負担金として100万円計上させていただいております。こちらのほうは、今年度は50万円の計上だったんですけれども、その50万円の計上と別にハイヤ祭りに皆さんで行かれる旅費でありますとか、バスの借り上げ料、それと風鎮祭で牛深

から来られたときの意見交換会の食料費等を本年度は予算計上させていただいておりましたのですが、天草市との協議の中でハイヤの事業、牛深ハイヤに対する事業、それと風鎮祭に対する事業も全部それぞれ一本化して実行委員会の中で行っていただくということになりまして、今年度100万円で計上させていただいております。

続きまして、46ページのほうをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、18目エネルギー対策費、19節負担金補助及び交付金について御説明申し上げます。こちらのほうは、住宅用太陽光発電システム設置費補助金として5件分25万円、ペレットストーブ等設置費補助金といたしまして5件分50万円、計75万円計上させていただいております。こちらのほうが今年度それぞれ10基ずつと計上させていただいておりましたのですが、今日現在の申請が、太陽光システムについては1件、ペレットストーブについては3件上がっている状況でありますので、数を10基から5基に減らして計上させていただきました。

続きまして、88ページのほうをお開きください。6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金について御説明申し上げます。こちらのほうは、商工会の助成金450万円のほか工業団地企業連絡協議会負担金10万円、熊本県物産振興協会負担金5万円、合わせまして465万円計上させていただいております。

続きまして、3目の観光費のほうを御説明申し上げます。まず、7節賃金といたしまして、桜まつりの交通整備の人夫賃71万4,000円、イベント対応等非常勤職員の賃金167万5,000円、それとこれは先日全協のほうでうちの馬原課長のほうから御説明させていただきましたとおり、今年度の風鎮祭の事業につきまして、花火部分については町のほうで負担させていただくということで、その花火を打ち上げるときに必要な交通整理の人夫賃といたしまして10万円、計248万9,000円計上させていただいております。

続きまして、89ページお開きください。同じく観光費、13節の委託料ですね、こちらのほう、イベント時に上げる花火の委託料といたしまして100万円を計上させていただいております。こちらのほうは、先日全協のほうで馬原課長のほうから説明させていただいたとおり、風鎮祭のイベントについての花火については町の方で負担するというふうなお話で計上させていただいております。

続きまして、同じく19節負担金補助及び交付金、こちらの主な事業について説明させていただきます。まず、こちらの一番下ですね、熊本県観光プラットフォーム構築事業負担金100万円、こちらのほうは今年度から熊本県の観光連盟

のほうに負担金を支払って、着地型旅行商品の増設、管理、販売、営業のほうを熊本県の観光連盟のほうにお願いしているところでございます。今年度の実績といたしましては、2次交通を活用したタクシープラン、旅タクの旅行商品の造成と町内の滞在時間延長を目的とした有料クーポンの造成のほうをしていただいております。こちらの旅タクのほうについては、県の観光連盟さんのほうで熱心に営業していただきまして、恐らく南阿蘇地域としては初になるかと思っておりますけれども、今年の4月から10月までのJTBのオプションプランのほうで紹介するような形となっております。こちらの事業も、来年度も継続して実施させていただければと思っております。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係 今吉です。

89ページに戻っていただいて、同じく19節の負担金補助及び交付金の中の地域コミュニティ活動推進事業助成金としまして20件分として100万円、また花のあるまちづくり推進事業助成金が15件で、1件当たり5万円で75万円計上しております。こちらのほうは、本年度のほうが大変好評でお断りした団体も多々あることから、去年の費用よりも5件ずつそれぞれ増やしております。

以上です。

○企画観光係長（馬原孝平君） 続きまして、90ページをお開きください。同じく負担金補助及び交付金といたしまして、熊本メディアコンテンツコミッション協議会負担金、こちらのほうは今年度は交付金のほうで事業展開させていただいておりますけれども、高森町と水俣市、それと合志市の3市町のほうで新しい観光ニーズの発掘ということで、アニメやコスプレのほうに特化したような形の観光戦略を行っております。こちらのほうは県のスクラムチャレンジ事業の採択もいただいております、3市町の持ち寄りがそれぞれ50万円、150万円なんですけれども、事業全体の規模としては450万円で新しい顧客人数の掘り起こしを行っているところでございます。

続きまして、同じく風鎮祭助成金といたしまして前年度と同額の275万円計上させていただいております。

続きまして、同じく90ページ、6款商工費、1項商工費、4目湧水館企画費、こちらのほうの7節賃金のほうを御覧ください。こちらといたしましては、イベント時の今年度交通整理人夫賃、それと七夕書道展人夫賃、それと七夕骨材制作者人夫賃といたしまして計177万8,000円計上させていただいております。

同じく8節報償費といたしまして、七夕まつり賞品代83万円、クリスマスファンタジー賞品代78万円の計161万円計上させていただいております。こちらのほうは、今年度はプロジェクションマッピングのほうを設置いたしました

ので、基数といたしまして全体で10基ずつ減らすような形で予算のほうを計上させていただいておるところでございます。

続きまして、同じく湧水館企画費の13節委託料のほうを御覧ください。こちらのほうは今年度設置いたしましたプロジェクトマップの保守点検委託料といたしまして172万2,000円計上させていただいております。

続きまして、93ページをお開きください。6款商工費、1項商工費、7目観光交流センター管理費、こちらの13節委託料といたしまして観光交流センター指定管理料といたしまして350万円、今年度と同額計上させていただいております。また、同じく14節駐車場用地借地料、こちらも今年度と同額24万円計上させていただいております。

以上となります。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

41ページをすみません、お開きいただいてよろしいでしょうか。この中の19節の負担金補助及び交付金の高森町まちづくり組織出資金と書いてあります。この500万円について補足説明をさせていただきたいと思っております。この出資金というのは設立負担金という考えではあるんですけども、要は会社を興したときに運営費が全くないわけですね。ですから、一応500万円とりあえず設立負担金ということで町のほうから500万円負担させていただいている部分でございます。ただその500万円というのは、要は営業を開始する上での材料費であったりとか、運営費であったりとか、そういったものに運用するというようになっております。その根拠といたしましては、今、熊本学園大学の会計専門職研究科准教授の吉川先生という方に一応その策として参画していただいております。この方が公認会計士もお持ちでして、一応3年間収支について計算をしていただきました。その中で、ある程度500万円ぐらいあれば運営は可能であろうという数字をいただいておりますので、その中で根拠として上げさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で、政策推進課の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

すみません、ちょうど40ページ開けておりましたので、このまちづくり会社が4名であるということですが、この4名の職員の方というのは、このまま常駐というわけじゃないでしょうかけれども、営業もありますので。拠点はどこに置かれるんですか。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係 今吉です。

駅前事務所に1名と、あと湧水トンネルのほうの飲食のスペースのところに2名というところで考えております。

○委員（牛嶋津世志君） 牛嶋です。

同じことです、40ページのまちづくり報酬の、これは本会議で芹口議員が聞かれたようですが、3名だったかな、報酬費が出ていますが、それに関連して住居の借地料の返答が課長ありましたね。これはもう一回詳しく、給料を出すのになぜ住居手当まで役場が出すのか、もう一回お願いします。ちょっと返事は聞いたと思いますが。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係 今吉です。

こちらのほうが400万円までが国のほうの特交措置がありまして、報酬と協力隊に係る経費がそれぞれ、報酬のほうは上限が250万円まで、経費についてが150万円までが1名につき国のほうの措置がありますので、そちらの中に含ませて住居費、またリース料というところで含ませて計上しております。

○政策推進課長補佐（定光貴史君） 政策推進課長補佐の定光です。

地域おこし協力隊制度の中で、外の人をその地域に来てもらうといったところの制度設計をする中で、来てもらう方の住居も補償するという形のそもそも制度設計もありましたので、国のほうはですね。なのでそれも含めまして報酬と別に家賃といったところもその特交措置の中でみれるといった形になっております。

○委員（牛嶋津世志君） 牛嶋です。

あとは、立山議員から一般質問がありますので詳しくは聞きませんが、一応会社組織になる、法人をつくりますね。そしたら法人の中に社員がおって、また別にこの4人を充てるということになるんですか。そこだけちょっとお願いします。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係 今吉です。

法人をつくりますけれども、地域おこし協力隊をその中で入るような形になります。

○委員（牛嶋津世志君） 会社の社員としては、雇用はどぎゃんなる。

○まちづくり係長（今吉輝子君） 雇用はですね、まだ回り出してからでないとちょっとわからないので、まずは地域おこし協力隊の活用というところから始めていこうと思っております。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませぬか。はい、興柁委員。

○委員（興柁壽一君） 90ページのプロジェクトマップ保守点検委託料ですね、172万2,000円。これは毎年これぐらいの費用が必要なのか。

それと、このマップの効果といいますか、先ほど生活環境のほうで補正の

ほうの報告があったんですが、約300万円ぐらい補正増されとるですね。やっぱりこのマッピングのお陰でそういう増額されて300万円ほどの増収があったと。この中で、またこの点検料というのが170万円ほど毎年来るということでのお尋ねです。

○企画観光係長（馬原孝平君） 企画観光係の馬原でございます。

こちらのプロジェクションマッピングの保守点検委託料のほうについては、プロジェクションマッピングを設置したときから、要するにつくって故障して、そのままもう知りませんよというような形にはならないようにプロポーザルで提案いただくときに保守点検料もちゃんと出してくださいよというふうな形で、そちらの金額まで含めてプロポーザルで業者を選定したところでございます。その中でこの172万2,000円というような金額で御提示いただいて、こちらの保守点検委託料については、不備についての故障も対応される代わりに毎年かかるような形となっております。ちなみになんですけども、プロジェクションマッピングを設置後の入園者数についてなんですけども、12月は19日、20日とイベントがありましたので除外させていただきまして、1月以降、2月末現在となりますけれども、1月以降の入園者数の比較といたしましては、1月以降といたしまして1月、2月、2カ月分で昨年度比238%で、一昨年度と比較いたしましても186%の伸び率となっております。後はこの伸び率を今後トップシーズンになっていくに連れてどれだけ保持できていくかというところが今後の課題になってくるかとは思っております。

以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

○委員（本田生一君） 本田ですが、今、プロジェクションマッピングについて説明がございましたが、あれは点検だけじゃなくて、中身を変えたりとかもできるとじゃない。それも含んでいるわけですか。

○企画観光係長（馬原孝平君） 企画観光係の馬原でございます。

はい。もちろんこの保守点検委託料の中には、季節ごとに応じて映像も入ってきますので、その映像変更に係る手数料のほうも入っております。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わらせていただきます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決します。議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第40号、平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

説明を求めます。

○政策推進課長（馬原恵介君） 政策推進課長の馬原でございます。

6ページのほうをお開きください。第40号議案となります。こちらは歳入といたしまして基金の利子及び配当金といたしまして25万2,000円計上させていただいております。また、繰入金といたしまして基金繰入金3,100万円計上させていただいております。

続きまして、7ページをお開きください。こちら歳出です。鉄道経営対策事業費、19節で負担金補助及び交付金といたしまして3,100万円計上させていただいております。こちらのほう内容といたしましては、昨年南阿蘇鉄道で起きた脱線事故に伴う基金繰入補助金となっております。具体的な内容といたしまして、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、こちら鉄道の諸々の整備ですね、こちらのほうは国から3分の1補助、県から3分の1補助、残り3分の1を負担ということになっておりまして、こちらが約1,690万円。それと、脱線に伴う施設復旧経費等といたしまして約1,510万円、合わせまして3,100万円計上させていただいているところでございます。また、積立金といたしまして25万2,000円計上させていただいております。

以上となります。

○委員長（芹口誓彰君） それでは、この予算書につきまして質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） それでは質疑を終わらせていただきます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決します。議案第40号、平成28年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

-----○-----

休憩 午後4時20分

再開 午後4時30分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、続きまして本委員会に付託されました議会事務局の議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（佐藤幸一君） どうも長時間お疲れでございます。議会事務局の議案についてもよろしく御審議をお願いいたします。佐藤と申します。係長の白石のほうから御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局係長（白石孝二君） 庶務係長の白石です。ただいまから平成27年度高森町一般会計補正予算について御説明をします。

補正予算書の22ページをお開きください。歳出の一番上ですね。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費となります。その中で、2節給料及び4節共済費については、説明を割愛させていただきます。

3節の職員手当等につきましては、全体で87万1,000円を減額しております。27年度は改選年度でありますので、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項第4号の規定により、在職期間が3カ月未満の議員には期末手当を30%支給するという項目がございますので、その分の期末手当を減額しております。なお、昨年の議員期末手当過大支給につきましては、改善措置として4年後を見据えて事務引継書に留意するよう記載、また支払い証票に添付する期末手当支給明細に留意点を入れることで対応しております。

次に、9節の旅費につきましては、旅費を109万3,000円減額しております。これは、各種常任委員会及び各特別委員会の研修の旅費について、本年度は研修会を実施しておりませんので減額させていただきました。

次の11節の需用費につきましては、印刷製本費において議会広報「絆」の印刷製本費を27万9,000円減額しております。こちらも27年度の改選の都合により、平成27年5月号を発行しておりませんので、その分を減額補正しております。

次に、14節使用料及び賃借料につきましては、平成26年度と同様に議員研

修時のバスの借り上げ料ですね、40万円計上しておりましたが、平成27年度の東京研修の際には半額の20万円しか使用しませんでしたので、その分を減額させていただきます。

以上で終わります。

○委員長（芹口誓彰君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） それでは質疑を終わらせていただきます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決します。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算につきましてを議題といたします。

議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（佐藤幸一君） 佐藤と申します。よろしく申し上げます。

引き続き、白石係長のほうから説明させていただきます。

○議会事務局係長（白石孝二君） 庶務係長の白石です。

では、平成28年度一般会計予算につきまして御説明いたします。

当初予算書の33ページをお開きください。第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費の1節報酬ですが、議員報酬額の変更はありませんでしたので、平成27年度と同額を予算計上しております。

2節給料につきましては、説明を割愛させていただきます。

3節の職員手当等につきましては、議員期末手当を27年度と同様に満額計上しております。

次の4節共済費につきましては、27年度と比較しまして議員共済費相当分を約600万円減額しております。これは、平成27年度において議員年金制度が廃止されたため、平成27年度に議員退職給付金の支給額が全国的に増額しておりましたが、本年度内に退職給付金の支給が終わったため28年度は公費負担額

が大幅な減額となっております。

次に、8節の報償費につきましては、本年2月に開催しました議員研修会を28年度も予定しておりますので、その講師謝礼として10万円計上させていただきました。

次の9節旅費につきましても、27年度と同様に各常任委員会、特別委員会など各種研修に対応できるよう計上しております。

次の10節交際費につきましても、27年度と同様に40万円を計上しております。

11節需用費につきましては、印刷製本費について議会広報「絆」を今までは表紙と裏表紙のカラーと中身は三色刷だったんですが、こちらをオールカラーに変更いたしますので、約10万円ほど増額しております。これにより、さらに写真が多く見やすい広報がつけられるものと思いますので、取り組みたいと思います。

これに加えまして新しく議会報告会の際の開催の周知チラシを両面カラーで、年2回報告会を開催しておりますので、全世帯に配付したいと思っております。その分の印刷代を約14万円計上しております。

12節役務費につきましては、郵便料、風鎮祭事の熊日への広告掲載料、議長室のカバーのクリーニング代を計上しております。

次の34ページです。34ページの13節委託料につきましては、27年度とほぼ同様で、本会議及び各常任委員会の会議録作成及び議場の放送設備保守点検委託料を計上しております。

14節使用料及び賃借料につきましては、議員研修時のバス借り上げ代及び高速道路使用料の内容で27年度と同額としております。

最後に、19節負担金補助及び交付金につきましても、27年度と同様で郡の議長会負担金50万9,000円及び森林交付税創設促進議員連盟負担金を2万円と計上させていただきます。

以上で説明を終わります。

○委員長（芹口誓彰君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わらせていただきます。

続いて、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本案につきまして採決します。議案第34号、平成28年度高森町

一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議会事務局に関連する付託案件については終了いたしました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） 続きまして、日程第2、所管事務の閉会中の継続調査につきまして審議いたします。閉会中の継続調査につきましては、1、行財政の運営に関する事項、2、地域振興に関する事項、3、町有財産の管理に関する事項、4、環境衛生に関する事項、5、町税に関する事項、6、防災に関する事項、7、地籍調査に関する事項、8、商工の振興に関する事項、9、観光の振興に関する事項、以上、9事項を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、大変長うございましたけれども、本日の委員会を全部終了いたしました。

御苦勞でございました。

-----○-----

閉会 午後4時45分

平成 28 年第 1 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 28 年 3 月 14 日

高 森 町 議 会

平成28年第1回定例会文教厚生常任委員会記録

平成28年3月14日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 皆さんおはようございます。定足数に達しましたので、文教厚生常任委員会を開会します。

本日、岩下健治議員が本委員会を傍聴されますので、御報告いたします。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議いたします。

まず、本委員会に付託されました健康推進課関連の議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

職員の方に申し上げますけれども、健康推進課関係が14、今日案件がございますので、本会議場で詳細に説明された案件もあります。そのところを鑑みて、本委員会では、そのところを考慮して説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしときます。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。議案第23号ですね、高森町子ども医療費助成に関する。

○委員（佐伯金也君） 6号は、6号、6号。

○健康推進課長（阿南一也君） はい、特にございません。

○委員（佐伯金也君） 変更はないわけだろ。

○健康推進課長（阿南一也君） 変更は、はい。医療費とか、そんな関係の。

○委員（佐伯金也君） 産業が主だんね。消防防災、生活環境が。

○議会事務局長（佐藤幸一君） 高齢者なんかの、この別表にあるこやんとこの説明はせんでいいですか。

○委員（佐伯金也君） 変わっとる。高齢者と保健及び福祉の向上及び行政については。

○委員長（立山広滋君） 36ページから。

○議会事務局長（佐藤幸一君） 36の文章。別表は59、子どもも老人も、その中で年次計画であるものを。

○健康推進課長（阿南一也君） 別表にはあまり内容的にはあまりそれは入っておりません。

○委員（佐伯金也君） いままでのやつでね。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。

○委員（佐伯金也君） 予算措置等についての。議案6号について、質問事項があるならば、聞かせてもらおうか。

○委員長（立山広滋君） はい。いま説明がございましたけれども、質疑応答になります。質疑はありませんか。

○委員（佐伯金也君） 一つだけ。佐伯ですが、28年度からの自立促進計画、過疎地域のなんです、文字のとおり過疎地域、非常に高齢化が進んでおいて、独居老人だったり、老人夫婦世帯が増えてくるわけなんです、そのあたりについてケア的な活動、今したのほうでもされているけれども、地域のほうに出て行ってということも考えていかなければならないと思うんですが、そのあたりどういふふうなかたちで進んで、考えがあるのかちゅうのをちょっと聞かせてもらって。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。

平成30年からですね、介護保険制度が大きく変わります。在宅とか移りますので、町の地域包括支援センターですね、今は27年度からですね、小規模デイとか、委託できるようにしております。やっぱり地域のそのですね、在宅含めまして、地域密着で進めることとなっていますので、本年度のですね、28年度の早い段階では、委託するのか直営とするのかを含めまして、委託するならどこに委託するのかを含めましてですね、そういうかたちで進めていきたいと思います。地域支援サポーターですね、を各地域に要請いたしまして、その在宅とかですね、そういうかたち、一人暮らしとかのかたちを進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○委員（佐伯金也君） はい。よろしくお願いしときます。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ほかにございせんか。

なければ、一つよろしいですかね。この36ページ、これは22年、5年前の国勢調査による65歳以上の人口の高齢化率かな、34.6%ですけれども、27年度、直近の国勢調査での高齢化率はでていますでしょうか。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。

いや、まだ確定数としては出ておりません。年代別のところですが、確定数値まだ報告があっておりませんので、今の段階です。確定数値は出ません。

○委員長（立山広滋君） これよりか、あがっちゃおるといふことですか。

- 委員長（立山広滋君） はい、ほかに質疑ございませんでしょうか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長（立山広滋君） はい、これで質疑を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。
これから、本案について採決します。議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
続いて、議案第23号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。
健康推進課の説明を求めます。
- 健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。
本会議でも説明いたしましたけども、現在満15歳、中学3年生までの医療費について無料化でしたけども、今回ですね、18歳、高校3年生までを対象として無料化するものであります。ただし、結婚されている方、もう働いている方については、対象外とするものであります。
以上、御報告いたします。
- 委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 委員（佐伯金也君） はい。10番 佐伯です。
対象年齢は、対象人数、大体どのくらいになるんですか。
- 健康推進課長（阿南一也君） 対象人数は、すみません、健康推進課 阿南です。
一番直近ではですね、一応高校1年生から高校3年生まで一応154人以上み
ております。160人ぐらいいます。
- 委員（佐伯金也君） はい。佐伯です。
今まで15歳未満の人たちの医療費の個人負担分、領収書を持ってきて、町外の病院にかかった場合については、領収書を持ってきて、要するに後で振り込んでいただく手筈なんですけども、町内のがいいんですけども、町外の病院あたりについてもそういうような対応ちゅうのは、今後は検討はできますか。
- 健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。
はい。27年度の医療費の支払い状況をみますと、今まで直近でですね、1,100万ぐらい出ております。その内の1割がですね、110万ぐらいが現物償還

払いという形ですね、負担になっております。今のところは町内だけをですね、対象としております。委員さんが言われる通りですね。町内には医療機関になりますので、小児科ですね、小児科についてそういう意見が出ているのは確かです。ただ、それを導入しますとですね、償還払いを導入いたしますと、現物払いですね、現物払いを導入いたしますと、国庫、医療費等国庫負担金減措置というのがですね、されて、国庫負担金でですね、なんですかね、現物払いを導入したことによって、その現物払いで払ったことについてですね、減額されているという制度があるんですよ。それによってかなりのですね、国庫負担額がかなり落ちますので、できれば。

○委員（佐伯金也君） そのまんまがいいということ。

○健康推進課長（阿南一也君） 町内はですね、あれですけども、ひろげることによって国庫負担金が、補助金が落ちてきますので、出来ればですね、どうせ一遍出して、還った後で全部残すようにはしますもので、町内においてはあれですけども、ひろげるとやっぱ町のいろんなかたちで補助金落ちてくれば、要するに財政負担になりますので、できればお願いします。

○委員（佐伯金也君） わかりました。高校生、18歳までということになると、今ちょっと始まる前にも雑談で出ましたけれども、その高森の高校に在学している子たちは、恐らくいろいろ怪我したりしたときには、高森の病院でまずかかると思います。そしてところが、それ以外の子たちは、それぞれ高森から出られたところの高校通ってらっしゃる。その中で怪我したときなんか、事故したときなんかは、やっぱり近くの病院にかかれる場合があるんですね。だから、やっぱしそのあたりで、その一時立て替え、もちろん保護者が立て替えるかたちになるんですが、そのあたりのその啓発を十分にやっとかんと、要するに支払って領収書関係をそのままもう投げられる方もいらっしゃるから、要するに保険証が来るんですが、そのあたりで18歳未満の方にはなんかそういうなことで領収書はちゃんととっという役場のほうに出してくださいというようなことも必要じゃないかとは思うんですけども、いかがでしょう。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。

委員さん言われたようにですね、この条例がとおりましたら、TPCですね、流して周知を進めたいと思います。

○委員（佐伯金也君） TPC。

○健康推進課長（阿南一也君） 当然、回覧板も含めて、いろいろ考えて参りますので。

○委員（佐伯金也君） よろしく願いしときます。

○委員長（立山広滋君） ほか、ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） はい、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第23号、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号、高森町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。

私のほうから説明させていただきます。本会議場で申しあげましたように、国民健康保険税の賦課限度額をですね、今52万ですけども54万円に、後期高齢者支援等還付金に係る限度額を17万円から19万円に引き上げるものであります。また、軽減する所得判定基準についても、5割軽減の被保険者に乗ずる金額を26万円から26万5,000円に、また、2割軽減の被保険者に乗ずる金額も47万円から48万円に引き上げるものでございます。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（佐伯金也君） はい。10番 佐伯です。

こうすることによって影響の出る世帯、毎年、毎年、所得の状況が変わってくると思うんですが、申告の中でですね、どの程度の方たち、何割ぐらいの方たちが影響が出るんだろうか、上がるんだろうか。

○課長補佐（丸山雄平君） 国保係 丸山です。

条例改正にあたってですね、事前に確認をしたところでは、今現在ですね、最高額を払われている方が4名、4世帯ですね。その方たちがそのまま影響を受けるかどうかは、実際には次年度ですのでわかりませんが、人数的には最高額で今現在が85万円ですかね。85万円が89万円になる方が、同じ方がいたとしても数名、数世帯ということで、影響的にはさほど大きくはないと思います。逆に

減額のほうについては、かなり世帯が増えるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐伯金也君） はい、わかりました。よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） ほか、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第24号、高森町国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。

今回の一部改正につきましては、本会議でも説明しましたように、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、国の基準が変更されたことに伴うものであります。

具体的にはですね、小規模な通所介護事業所、利用定員18名以下ですけれども、これについては少人数で生活支援に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また地域ケアシステムの構築等を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要がありますので、それを地域密着型通所事業に関する基準を追加するものであります。また、認知症対応型通所介護の基準についても、地域との連携や運営の透明性の確保をするため、運営委員会の設置について規定するなど、地域密着型通所介護の新たな事務を踏まえて、地域との連携に関する規定について改正を行うものであります。

以上、御報告いたします。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（佐伯金也君） 10番 佐伯ですが、結果的にこれを改正することによって、

具体的にはどういうふうになるわけですか。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。健康推進課 阿南です。

地域密着型と言いまして、うちで今言いますと、「ひめゆり」ですね、「ひめゆり」さんのようなかたちで地域の方に限定した利用というかたちになります。ただ、今ですね、そのデイの一部について、阿蘇郡にもいろんなかたちがあります。事業所があります。それでいろんなかたちでありますので、阿蘇郡の方については、その定員の割とかもまだ決まっておきませんが、二割とかについては、利用できるようなかたちにしたらどうかという考えをですね、担当係で協議しているようです。詳細については、担当係から説明します。

○委員（佐伯金也君） 具体的にお願いします。具体的にちゅうとは、どういうふうになるのかちゅうことね。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係 二子石です。

現在ですね、その小規模な通所介護事業所のデイサービスとかですね、にいられている方、その施設の指定が、いま県の指定になっております。それが地域密着型ということで、町におりてきまして、18人以下の定員のところは、もう町のほうで指定をしてくださいということ、それにあわせて改正になっております。それで、その町におりてきてどうなるかというのは、その利用者はですね、基本的に町内の方しか利用できませんということなんですが、一部既に今入っている通所に行かれています方で、町の「ひめゆり」とかは今は該当者はいないんですが、町外からも入れていच्छゃるところ、施設というのもありますので、その町外枠というのは、各市町村間で話し合って、一応定員が10人でしたら、1割、1名は町外からも入れていいですよという、その話し合いを各市町村でしてくださいということになっております。大きく変わるというのは、もう基本的なその事業所のサービスを受ける方が町内の人に限られるということですね。これが基本的な変更になります。

以上です。

○委員長（立山広滋君） ほか、どうぞ。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

町内の方に限られるというのは、最初からそうじゃなかったのかな。梅香苑さんのほうも町内、村外だったのかな。「ひめゆり」さんも地域密着型で町内の方に限るみたいな感じで聞いたような気がするんだけど。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

今回は通所介護のデイサービスですね。

○委員（興柁壽一君） デイサービスな。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。例えば、梅香苑さん、特別養護老人ホームの指定は、あそこは梅香苑さんは、じゃなくて、ひめゆりさんのほうが特別養護老人、入所のほうはもう地域密着型になっているんですけど、通所のほうは地域密着型ではなくて、今はどこでも入れるというような状況になっております。今回、その通所ですね、いわゆるデイサービス等についての改正がありましたので、はい、ということです。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

要するに、町内の方で入りたくても入れないとか、受けたくても、デイサービスを受けたくても受けられないとか、そういう方のために優先するというような感じでそう捉えていい。ちと、ニュアンスが違うかな。

○介護保険係長（二子石 誠君） 優先、そうですね。すみません。介護保険係 二子石です。

優先というか、基本的にはもう町内の方ですね。優先、そうですね、優先というか。新規で町外の方が入って来られるのは、まずもう、まずないというか、もう町内の方が優先、もう順番を待ってもらえたら、まず町外の方が入ってくるとはならないと思います。ただ、今時点ではもしかしたら町外の方が1人利用されていると、そういう人のための、現状、いきなり今の人もあなたは町外ですので、もう使えませんで言うのは、ちょっとその利用者にとって負担が大きいと。そういうことを勘案してですね、各市町村で話し合っ、はい、今使われている町外の方に関しましては、いいですよという特例措置みたいなことですね、利用していくことになります。

○委員（本田生一君） 8番 本田です。

今、事業所の指定について、今まではこう県が指定するって言いよったでしょう。これが18人未満のそういう事業所については、今後、町が指定って話しよったけど、それはどういった感じで出来る、その事業所の指定たいね。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

基本的にはですね、事業所のほうから町のほうに申し込みというか、指定してくださいという申請があがってきまして、町の運営委員会のほうでその指定の決定をするんですけど、今回はもう国がもう自動的にですね、18名以下の小規模はもう市町村の指定になりますということで、今回4月、28年の4月1日からの分につきましては、もうみなし指定をしますということで。

○委員（佐伯金也君） みなしでね。

○介護保険係長（二子石 誠君） 事業所のほうが、もううちは小規模じゃなくて、もうそのまま県の指定をしたいというときは、定員数を増やして県のほうに指定

をしてもらうというふうになっています。

○委員（本田生一君） 本田です。

その、だからその町が指定できるのはその18名未満のデイであって、けどその事業所の指定を申し込みたい人は、それ以上の人は県に申し込むもんね。

○介護保険係長（二子石 誠君） そうです。

○委員（本田生一君） 入らん人が、それを決める運営委員会たい、運営委員会はどいうの、運営委員会の中味はどういう運営委員会をつくるわけ。運営委員会のそのメンバーというかね。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

今ですね、こういうふうに指定の申請とかあがってきた場合は、議員さんが議長と委員長さん、あと各病院の先生とかですね、歯科の先生とか、あと民生委員さんとか有識者とかの審査会というふうになります。

○委員長（立山広滋君） 正式名称ば、組織名ば。

○委員（本田生一君） あるったいね。

○介護保険係長（二子石 誠君） あります。はい。

○委員長（立山広滋君） それじゃですね、今、最初に説明したように、議会の文教厚生委員長と議長、そして町内の歯医者さん、ドクター、薬剤師さん、民生委員さん、そして、福祉施設の施設長さん、ほかに。

○委員（本田生一君） だいぶ分かりました。今、聞きました。

○委員（佐伯金也君） いいですか。高森からもひばりなんか行きよらすたい。あそこはリハビリセンターたいね。でも、あそこはデイサービスしよらすじゃん。ああいうところあたりはどうなると。

○介護保険係長（二子石 誠君） 二子石です。

ひばりさんは、確か定員数が何人か。

○委員（佐伯金也君） 結構、高森からよその施設に行きよる人もおらすたいね。

○委員長（立山広滋君） ひばりさんも結構行きよらすたいね。

○介護保険係長（二子石 誠君） 基本的には、今もう行かれている方はそのまま継続して行くことができるようにですね、なると思うんですが、新規でひばりさんはちょっと定員数がちょっと分からないんですけど、新規で4月1日以降から行くとなると、あそこはですね、高森町と南阿蘇との調整で、もう南阿蘇のその今の待ちがいなかったり、そういうことで大丈夫ですよって言われたときは、そのこっちから指定の許可を南阿蘇からもらって行けるようにはなりますが、すぐに行きたいから行けるといのがちょっと難しくなるような状況になります。

○委員（佐伯金也君） それは結構多いけんね、南阿蘇は。今、行きよる人はいいい

ちゅうことたいな。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

今までそのうちの母が梅香苑さんに世話なっとたばってんな。要するに町村でそういうその施設、あるところのは、なんちゅうかな、優位にそういうサービスを受けることができるという、要するにその町からほかの町村に行ってそういうサービスを受けるのが厳しくなったということですか。

○介護保険係長（二子石 誠君） 二子石です。

基本的には、そうですね、地域密着型というところは、もうその地域に密着してサービスをしてくださいということですので、他町村から来てそこでサービスを受けるということは基本的にはできない、その各市町村の調整でできるようにはなるんですけど、はい。

○委員（興柁壽一君） できるの。

○介護保険係長（二子石 誠君） 地域密着型じゃない施設もあるわけですよ。梅香苑の通所介護はですね、定員36ぐらいだったので、あそこはもう地域密着型ではなくて、もうどこでもですね、入れるようになっております。

○委員（佐伯金也君） 大きいところはええわけたい。

○介護保険係長（二子石 誠君） 大きいところは、その特に小規模なところですね、についてはもう地域密着型としてくださいということで。

○委員（佐伯金也君） 分かりました。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。

要は先ほども言いましたように、在宅医療とか在宅介護に移行しますので、18名以下の基本的にはそういう施設がいっぱいできてですね、在宅で、デイでとかたちで、先ほども言われましたようにそういう町でしやすいかたちで、その在宅から通われるところは作り易いかたちで国の考えと思っております。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第25号、高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ

いては原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第26号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。

これはですね、先ほど説明いたしました指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正を行うものに伴ったものでございます。高森町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例において、認知症対応型通所介護の新たな基準を踏まえた規定が改正されたことに伴い、介護予防認知症対応型通所介護の基準についても同じく改正を行うものでございます。

以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第26号、高森町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第27号、高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。健康推進課 阿南です。

これも提案・説明の時に説明申し上げましたけども、今回の一部改正は介護保険法施行規則の改正に伴うものでございます。今回改正は、主任介護支援専門員が継続的に知識・技術等の向上に努めているかを確認、また、自ら実践に足りないものを認識して、更なる資質向上を図ることが重要であることから、この更新制度を導入し、更新時における新たな研修が創設されたことに伴うものであります。

以上、御報告します。

○委員長（立山広滋君） はい、よろしいですか。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第27号、高森町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。健康推進課 阿南です。

ページに沿いまして、担当課長からですね、主なものについて説明させていただきます。訂正いたします。担当係長のほうから説明させていただきます。すみません。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係 二子石です。

12ページを御覧ください。

まず、歳入のほうです。

12款分担金及び負担金の3目民生費負担金の1節老人福祉費負担金現年分として147万2,000円を計上しております。こちらは老人福祉施設の入所者のですね、負担金でありまして、収入の増加が見込まれますので計上しております。以上です。

○課長補佐（丸山雄平君） はい。国保係 丸山です。

14ページをお開きください。

14款、1項、3目、4節、6節になりますが、4節のほうがですね、保険基盤安定負担金が国からの通知を基にですね、656万1,000円計上しております。

続きまして、16ページをお開きください。

15款、1項、3目、2節、こちらのほうもですね、先ほどの国の負担金で増額しております分の県分ということで341万8,013円と支援分としてですね、646万5,703円、合わせまして925万6,000円を増額をしております。歳入は以上です。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係 二子石です。

30ページを御覧ください。

歳出のほうになります。

3款民生費、4目の老人福祉費の19節負担金補助及び交付金につきまして、64万1,000円の減額をしております。こちらは阿蘇広域行政事務組合の負担金でありまして、養護老人ホーム湯の里荘の負担金ですね、これが減額ということ、減額に伴いまして減額をしております。

続きまして、20節扶助費、こちらのほうは380万円の減額をしております。こちらはその老人福祉施設の入所措置費でございます。こちらが支払い見込みが減少しておりますので、380万円の減額をしております。

以上です。

○課長補佐（丸山雄平君） 国保係 丸山です。

31ページを御覧ください。

3款、1項、8目国民健康保険事業費のうち、特に大きいのが28繰出金になりますが、保険基盤安定繰出金、これは県のほうから指示があっておりまして、3月末までに一般会計から国保特会に組み入れた上で支払いをするということで決定した金額が656万1,405円です。それと別にですね、財政安定化支援事業繰出金、これは法定外になりますが4,900万円、合わせて5,556万2,000円を計上しております。

国保分についての歳出は、主なものは以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

33ページをお願いします。

4款、1項、1目、1節の報酬です。保健嘱託保健師の採用を計上していましたが、採用ありませんでしたので、減額しております。

続きまして、2目予防費、11節の需用費、これは予防接種のワクチン代、実績見込みに応じて減額しております。同じく13節委託料、これは町内外の予防接種委託料として見込みに応じて、見込みにより減額しております。

3目健康増進事業費、13節委託料、これも各種検診委託料、実績に応じて減額しております。

5目母子保健費、13節委託料、これは子ども医療の現物給付が見込みよりも不足しそうなので、増額で計上しております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） 以上ですか。

はい、これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。健康推進課 阿南です。

特別会計につきましては、担当の課長補佐兼係長より説明させていただきます。

○課長補佐（丸山雄平君） はい。国保係 丸山です。

初日の本会議中、課長のほうから詳しく説明をいただいておりますので、私のほうからできるだけ簡単に説明させていただきます。

まず、1ページを御覧ください。これは、説明があつたとおりですね、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,568万4,000円を追加いたしまして、総額を1億3,329万6,000円、失礼いたしました。訂正いたします。13億3,296万6,000円とするものです。

続きまして、7ページをお開きください。

まず、1款、1項、1目、2目になりますけれども、これは健康保険の保険税になります。それぞれですね、2月当初ぐらいで調定確認をいたしまして、それを基にしたところで増減を出しましたところ、総額で751万の減額となっております。

続きまして、8ページをお開きください。

はい、4款、1項、1目ですね、療養給付費等負担金について、大きく減額になっておりますが、そちらのほうも県からきております負担金等の金額等が確認できておりますので、その金額について2,332万1,000円を減額しております。

次に、6款、1項、1目前期高齢者交付金、こちらのほうも同じく連合からの通知によりまして968万9,000円を減額しております。

続きまして、9ページを御覧ください。

8款、1項、1目共同事業交付金ですが、こちらのほうは課長のほうからも当初、初日に説明がございましたが、9月の補正におきまして対象となる医療費等が今まで30万以上だった分についてが、総額全部ということになりましたので、それにあわせたところの交付金額が増えております。1,979万円が増額となっております。

続きまして、保険財政共同安定化事業交付金についても同じ理由で、2,987万4,000円増額になっております。

続きまして、10款、1項、1目一般会計繰入金ですが、こちら先ほど歳入のところでも一般会計の歳出のほうで説明をいたしました保険基盤安定繰入金656万1,000円と法定外繰入金として4,900万円を計上いたしております。

歳入の主なところは以上です。

11ページをお開きください。

2款、1項、1目、一般被保険者診療報酬ということで3,260万円計上しております。療養給付費等については、診療報酬等についてもですね、なかなか年度当初のほうでは見込めず、年度末に金額がある程度決まってくるので、その分について計上いたしております。

2款、2項、1目一般被保険者高額療養費、こちらも同じ理由によりまして、

1,100万円、連合会支払分として計上いたしております。

12ページをお開きください。

6款、1項、2目保険財政共同安定化事業拠出金、こちらにつきましても先ほど説明いたしました9月に補正しました共同事業関係の分で不足金額がある程度確定いたしましたので、1,870万5,000円を計上いたしております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（佐伯金也君） はい。10番 佐伯ですが、法定外で一般会計から繰り入れなければならなかったということは、要するにその高額療養とか、いろんな重篤者が多かったということでしょうね。

○課長補佐（丸山雄平君） はい。国保係 丸山です。

療養給付費等については、先ほど申し上げましたとおりになかなか読めないところもございまして、本来でしたら保険料を上げるとか、そういう措置を必要とすると思いますが、年度内で対応が難しい部分もございましたので、4,900万円不足ということで、その分を法定外に上げさせていただいております。ちなみに前年度は8,500万ほど法定外でございました。

○委員（佐伯金也君） 私たちも町内で生活している上です、よくお話を聞くんですが、透析をされる方たちが非常に近頃私たちの周りの方たち、多くなってきている気がいたします。病院、それぞれのその解釈とか、体の個人差があると思うんですけども、大体その以前ですと、そんなには透析はいらっしゃらなかったような気がするんですよ。昔はね。今はもうどんどん上がってる。話に聞けば、もう1日おきだと言われるし、もう各病院で迎えに来るわけね。そして連れて行かれる方たちだもんだから、もう透析の方たちも気軽に透析ができるし、以前みたいに1日かけて透析するんじゃなくして、3時間コースであったり、昼までコースであったりということでそれぞれされるんですけども、透析をされる方はこれで全快をされることはもう一生ないわけなのでしょうけれども、透析をされている方の中にはね、その透析のその機能が、透析をする機能がその自分を要するに機械でされているわけだから、当然1日おきで、健康って、その要するにリセットしていくから大丈夫だと思ってらっしゃる方もいらっしゃるみたいなんですけれども、中にはその透析はしているけれども、悪化をしているという方の話も聞いたことがあるんですが、その方たちの健康診断等をして透析が本当に機能しているかという行為は現状ではしないわけかな。あってるんですか。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

透析を受けられる方も74歳までの方は基本、特定健診を受けていただくよう

になっています。健診で受けられない方は、病院からの情報があれば、よしということになるんですが、健診でその状態がいいか悪いかというような分からないわけでもないんですが、もう透析になられた方は基本、病院でこう経過を見てもらうっていうようなのが実情で、健診ではそれに至る前にならないようにというようなことで、腎臓の機能あたりを見る項目もありますので、そういうので指導して、予防ということに力を入れています。

○委員（佐伯金也君） はい。やっぱり予防が一番大事で、糖尿病の方たちなんかは透析のほうにどんどん、どんどん流れて行かれるというのが、今、現状だと思うんですね。透析に行けば、今はもう機械が整備されていますし、かなりいい機械が出てみたいでやっています。その分、病院とすればその分設備投資の金額がかさんでいくということで、サービスを向上して、以前と違って送り迎えをされる、送り迎えをすることになったことで昔はその3日に1回とか、1週間に1回とかやっていたのを、もう1日おきでやれるということになってきたんではないかなとも思うんですが、それは体の症状によっても違うと思うんですが、ただその途中でね、やっぱりその透析が本当に透析として機能を果たしているかという検査体制はその病院では私はないと思うんですよ。したらいけないと思うんですよ。要するに透析をしよる病院が、自分のところの透析でこれは機能しよらばいって恐らく言わないと思うわけね。だから、そのA病院で透析をしてるんだったら、どこかの総合病院でたまにはその透析が役に立つか立たないかっていうぐらいのそのこともやらないと、医療費、療養費はかさむけれども、ますます悪化していられるような気がするもんだから、その受け皿というものができるもんだかなと思うんですけどもね。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

基本、透析はしないと命にかかわるものなので、もうその効果っていうよりも、もう命の継続のためにしていかなければいけないし、1日、2日に1回とか3日に1回の方もいらっしゃると思いますので、その方はその期間の健康維持をどれだけされているか、体重だとか、水分管理とか、そういうことで間隔も変わってきてますね。もう命にかかわることだから、基本それをどこかでっていうような気がするんですけども。

○委員（佐伯金也君） セカンドオピニオン、なんちゅうと、ね。要するにその病院だけを、その病院にかかりつけたっていいんですよ。ただかかりつけだけを今の医療の、医療の世界の中で本当にその信用していいのか悪いのかということもあれば、確かに言われるとおり命にかかわることです。今病院のほうで1日おきに透析しなさいと言われれば、やっぱ透析していかんと、やはりそれは命の危

険が増すわけだからしていくと思うんですが、患者さんからすれば、もうそう言われればそうしなければならぬと思って、機械に入って半日なり1日なり透析をされてる。これで今日1日はながらえたと思われると思うんですが、しかしながらその透析行為というものが本当に機能しているかどうかということは、病院でないと分からない。でもその病院がその件について、そのちゃんとその説明できるような技術があるならばそれでいいんだけど、ただその、ただ透析するだけでいいと思って、そんな軽い気持ちでおられると患者さんの命がちぢんでしまう。だからこそその所でA病院で透析はしてもいいけれども、やっぱり半年に1回ぐらいはどこかの病院で、その透析というのが本当にあなたの命をながらえているんですかということを検査することも私は必要じゃないかと思うんですよ。その透析をする病院のね、透析、その批判するわけじゃないんだよ。悪く言うわけじゃないんだけど、あるわけだよ。そういう話が、実際。

○委員（牛嶋津世志君） 本人次第だろうけん。

○委員（佐伯金也君） 本人は分からん。本人次第と言っても。本人は分からんとよ。透析しよつとそれでいいと思つたらす。ところがそれで命が縮んだ方もいらつしゃるという話を聞けば、そこの病院で透析しながら、ひと月に1回ぐらいは違う大病院で本当に僕は透析しているけれども、ちゃんと透析できよりますかねという検査たい。検査できるじゃん。

○委員（本田生一君） 検査はそこでするよね。

○委員（佐伯金也君） そこの病院は検査するけれども、うちの病院じゃ検査できんじゃん。A病院でするんだつたら、違うB病院あたりでちゃんと透析できてるのか、100%透析できてるのか、ちゅうことたい。信用するかせんかということになれば。それはあるわけたい。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。

利用者は、もう1回透析されたらですね、もうずっと受けなければならないわけですから、そこはそれができるかできないかとしても、本人さん自覚でですね、病院を自分の意志で換わられると思うんですが、行政がしなさいとはできないと思います。

○委員（佐伯金也君） いや、しなさいじゃなくてね、そういうふうなことを、要するにその、今、特定健診とか言われたとおり、やはりそういう方たちもたまには特定健診に来てもらって、そしてちゃんと透析がね、透析として機能しているかという検査することが僕は必要となってくると思うとたいな。だけん、今の病院を批判するわけでもないし、切り替えろとも言わん。ただ参考にさせるための情報をその患者さんに与えてやるという義務はあるんじゃないかなと思うたいね。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

言われたようにそういう方たちも特定健診は受けるようになってますので、その結果に応じて、受けられた方には必要な指導はしております。透析に至るっていうことは、その前にそれと合わせて、心臓病、心筋梗塞と狭心症、それから脳血管疾患、そういうのも合わせて発症する危険性は十分に体の仕組み上、ありますので、透析になって、そういう病気を発症しないようにとか、そういう意味では特定健診の結果を私たちは見ながら、個人さんには指導をしていっております。また、そういう事態に至らないように、自分の健診結果はどういう意味を示しているのかっていうのも、病院だとか健診機関任せじゃなくって、御本人さんが理解できるようにとこのところ、今は関わっていているところです。

○委員（佐伯金也君） 何しろ、私たちも含めてね。10番 佐伯ですが、私たちも含めて、ある程度の年齢までは健康には関心ないけん、関心がないからそういう事態に陥るわけなんですけどもね。だからそのあたりについての指導をやっぱりその徹底はできないと思うんだけど、分かりやすくしてもらったほうがいいような気がします。でないとあんまり複雑だったら、最初から毛嫌いしてから面倒くさいという気持ちになりますよね。その面倒くさいが、最終的には病院に行ってからこやんなってしまったと思いますので、よろしく願いしときます。

○委員（本田生一君） 本田ですが、ちなみには、その何人ぐらいおられる。そういう透析受けられている方。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

26人ぐらいいらっしゃると思います。特に、今、佐伯委員から指摘がありましたように、透析の新規導入の方が増えて、26年度で5人の新規透析者がいらっしゃいました。新規透析になることで、1年間の医療費が1人あたり600万ぐらい必要となりますので、そういう透析にならないような体制、指導体制とか必要になってくると思います。また、健診でも腎機能がおちていらっしゃる方が特にちょっと目立ってきていますので、そういうのも今、気になっているところです。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（本田生一君） 私もいろいろ指導を受けた一人でございますので、勉強になりました。はい。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） それでは、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第29号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りします。休憩を入れたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 11時5分に再開します。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 委員会、再開します。

続いて、議案第30号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。健康推進課 阿南です。

高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、担当係長より説明させていただきます。

○課長補佐（丸山雄平君） はい。国保係 丸山です。

後期高齢医療特別会計補正予算については、歳入歳出それぞれ、失礼いたしました。1ページを御覧ください。歳入歳出予算の総額から、それぞれ364万4,000円を減額して、9,370万8,000円とするものです。

6ページを御覧ください。

1款、1項、1目と2目ですが、保険料については2月初めのところの調定額をもとに計算をしておしまして、総額で251万2,000円を減額としております。

続きまして、歳出のほうですが、7ページを御覧ください。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合交付金ですが、こちらのほうが246万7,000円減額ということで連絡がっておりますので、その金額を計上いたしております。

続きまして、8ページをお開きください。

3款、1項、1目健康診査費、13節委託料ですが、健康診査業務委託料として、実際には受診をされる方が予定数よりも少なくなりましたので、その分について、63万1,000円を減額としております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） ありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第30号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第31号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。健康推進課 阿南です。

高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、担当係長より御説明します。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

まず、1ページを御覧ください。

今回、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,833万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,586万円とするものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

こちらは債務負担行為の補正でございます。こちらは平成28年4月1日から事業を実施するものを計上しております。まず、地域包括支援センター業務で576万2,000円、こちらは社会福祉協議会のほうにですね、一部委託しているのを計上しております。次に、2と3につきましては、食の自立支援事業に伴う配食の調理業務と配送業務でございます。次に、4番目の在宅医療・介護連携推進事業につきましては、これは高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよ

うにですね、医療と介護が連携してサービスを提供できるよう連携体制の構築を推進するものでございまして、阿蘇郡市の各市町村がですね、阿蘇郡市の医師会のほうに委託するもので31万5,000円を計上しております。

続きまして、7ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明をさせていただきます。

1款保険料、1項、1目第1号被保険者保険料につきましては、現年分を100万円、滞納繰越分を48万円計上しております。こちら収入の増加が見込まれますので計上をしております。

続きまして、3款国庫支出金からですね、8ページのですね、5款県支出金につきましては、こちらは介護保険給付費及び地域支援事業の事業費見込額の変更に伴いまして、国、県、基金の交付金補助金の補正をしております。基本的に事業費全体的には減少になっておりますので、どれも減額の補正をしておりますが、7ページの中段の3款国庫支出金の1項介護保険給付費負担金につきましては、104万4,000円増額をしております。これにつきましては、国の介護給付費のですね、最終見込みではなくて、当初、初めのほうのまだ多く見込んでいたときですね、見込額で今回は国庫支出金のほうをお支払いをするということですので、増額になっております。

続きまして、8ページのですね、6款繰入金からですね、最後の9ページの8款諸収入までにつきましては端数調整をしております。

続きまして、10ページを御覧ください。

歳出のほうを説明させていただきます。

1款総務費、1項、1目一般管理費につきましては、支払い額の減少が見込まれますので、12節、13節、それぞれ20万、30万円の減額をしております。

次に、2款の保険給付費につきましては、1項、2項の介護サービス等の諸費、介護予防サービス等諸費につきましては、見込額の減少によります、それぞれ1,580万9,000円、1,036万7,000円の減額となっております。

次に、3項、4項、6項ですね、その他諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費につきましては、見込額の増によりそれぞれ増額をしております。

次に、12ページをお開きください。

5款地域支援事業費、2項、1目包括的支援等事業費につきましては、見込額の減少により232万円減額の補正をしておりますが、その中で20節の扶助費につきましては、72万円計上しておりましたが、こちらにつきましてはですね、寝たきり老人等介護者手当で12月の議会におきまして、これは一般会計のほう

へ組み替えをしておりますので、この分につきましては全額減額でおとしております。

最後に、8款予備費で747万1,000円の減額をしております。

以上、説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

7ページ、保険料の件ですが、現年分で100万円の増額と滞納繰越分で48万円の増額ですよ。この48万は大体何人ぐらいで、なんか特別になんか徴収されたのか。それと、先ほど、聞き忘れていたもんだから、後期高齢者、いわゆる後期高齢の関係で300万程マイナスなるとたいな。先ほど聞けばよかったばってんが、えらい減額されとったけんが、まずその介護のほうからお願いしたいと思います。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

今回滞納繰越分ので48万円増額しておりますのは、こちらはですね、ちょっと件数的には前年とさほど変わらないと思うんですが、1件大きい方ですね、もう過年度の全部納められてしまいましたので、その分で急に増えております。

○課長補佐（丸山雄平君） 国保係 丸山です。

減額金額について、今、御指摘があった分ですが、先ほどの説明の中に入れてました保険料についてはですね、実際2月に調定額を調整したところですね、見込みとしてもうこれだけ入ってこないと保険料の賦課の分で決定した金額がその分下がったということです。それと、今のところは6ページです。すみません。5款、4項、1目のところですが、健康保険増進事業収入ということで、こちらのほうは後期高齢の連合からですね、実際に保険の受診をしていただいた人数で入ってくる予定だった金額が、受けられる方が少なくなりましたので、その分がおちた分が含まれております。それで歳入について、364万4,000円ですね、減ということになっています。歳出のほうはそれに合わせたところですね、先ほど説明の中に一部入れました委託料のほうで健診を受ける委託料等についての支払いはその分ですから、その分減ったものでございます。それで、保険事業費として負担金減額、このへんについては、課長のほうが初日にも説明をしましたけども、はり・灸関係の補助について、今のところ見込みとして落ちる分等を計上しております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第31号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。健康推進課 阿南です。

高森町一般会計予算につきましては、ページに沿ってですね、主なものを担当の係長より説明いたします。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

まず、15ページを御覧ください。

歳入のほうです。

12款分担金及び負担金、2項、3目、1節の老人福祉費負担金現年分で480万円計上しております。こちらは老人福祉施設の入所者の負担金でございます。

続きまして、16ページですね、7節緊急通報装置利用者負担金につきましては18万円計上しております。こちらは27年度までですね、緊急通報装置というのが、阿蘇の郡市全体で阿蘇広域消防のほうで事業が行われておりましたが、27年3月末で阿蘇広域のほうで終了するというので、28年度からはもう各市町村で対応してくださいということでしたので、28年度からはたかもり光株式会社のサービスを利用して、緊急通報装置事業をですね、町が単独で行うようにしております。その分の利用者負担金ということで、一応ひと月あたり300円の負担金で12カ月ですね、年間3,600円の50名で一応18万円を計上しております。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

同じく16ページ、12款、2項、4目の2節歯科予防検診負担金、これは幼

児に対するフッ素塗布に対するために使用する歯ブラシ代です。それと3節療育医療費負担金、これは未熟児医療に対する負担金として計上しております。

○課長補佐（丸山雄平君） はい。国保係 丸山です。

19ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項、3目、4節の保険基盤安定負担金ですが、こちらについては、県から見込額の通知がきておりますので、その金額337万円を計上いたしております。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

同じく7節の保険料軽減負担金で100万円計上しております。こちらは介護保険の1号被保険者の保険料のですね、低所得者の軽減強化ということで、今、介護保険料が1段階から9段階までありますが、1段階の方のですね、低所得者の保険料を低減するための国庫補助になっております。一応国庫補助が2分の1、あと県と町の補助として4分の1となっております。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

20ページをお願いします。

14款、2項、4目国庫補助金です。主なものとして、4節子育て支援交付金として、保健師の人件費として国から3分の1の補助でありますので、136万計上しております。

○課長補佐（丸山雄平君） はい。国保係 丸山です。

22ページをお開きください。

15款県支出金、1項、3目、2節保険基盤安定負担金、こちらは県の支出金分になりますけれども、軽減基準分、支援分、後期高齢者保険分、合わせまして5,358万3,000円を計上しております。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

同じく3目の7節保険料軽減負担金、50万円を計上しております。こちらは先ほど説明しました低所得者の軽減強化の、こちらが県費の負担分になります。

続きまして、24ページを御覧ください。

同じく15款の県支出金の2項、3目の6節在宅老人福祉費補助金47万2,000円、こちらは老人クラブ活動の助成金となっております。次に7節の介護保険低所得者対策事業補助金25万9,000円計上しておりますが、こちらは社会福祉法人のほうが生計困難者等に対して介護保険サービスに係る利用者負担の経費をとられたときにこちらから補助を出すという分の県補助になります。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

同じく24ページ、4目、2節の乳幼児医療費補助金、それが県から2分の1、

4歳未満の子ども医療費に対してくるもので計上しております。3節健康増進事業費補助金、これは3分の2の補助で健診とか健康教育相談訪問事業に関する補助金になっています。4節むし歯予防対策事業補助金、これは幼児のフッ素塗布、それから小中学校のフッ素洗口に対する補助金で2分の1の補助となっています。5節乳児家庭全戸訪問事業補助金、これは生後2カ月の子どもに全戸訪問しております。3分の1の補助でくるもので計上しております。6節子育て支援交付金、これも先ほど申しましたように3分の1、県からの補助ということで人件費として計上しております。

以上です。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係 二子石です。

続きまして、歳出のほうの説明に移らせていただきます。

62ページをお開きください。

3款民生費、1項、4目老人福祉費、こちらにつきましては、全体で5,405万5,000円を計上しております。13節の委託料で175万8,000円計上しておりますが、この中の主なものはですね、地域支え合い事業で軽度生活支援サービス、短期宿泊、外出支援サービス、デイサービスの事業を計上しております。また、先ほど説明しました緊急通報の委託料として支払う分として32万4,000円計上しております。続きまして、14節使用料及び賃借料で地域包括支援センターのシステムのリース料として57万2,832円計上しております。続きまして、19節負担金補助及び交付金、こちらの中で広域行政事務組合の湯の里荘の負担金としまして796万5,000円計上しております。また、老人クラブのですね、助成金としまして、老人クラブ単体の助成金、あと連合会への助成金、スポーツ大会等ですね、の助成金合わせまして196万5,000円を計上しております。あと、20節扶助費でございます。こちらは、老人福祉施設、湯の里荘とかですね、そういう養護老人ホームの入所措置費として4,032万円を計上しています。併せて、社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減の助成で34万6,500円を計上しております。

続きまして、63ページを御覧ください。

3款民生費、1項、5目介護保険事業費、こちらで2節、3節、4節につきましては、総務課のほうで計上しております。28節の繰出金につきましては、介護特別会計のほうへ1億2,187万1,000円を繰り出すことで計上しております。詳細につきましては、右の説明に書いておりますが、介護給付費と地域支援事業の中の介護予防事業、包括的支援事業、あと第1号保険者低所得者軽減負担金ということで、町の負担分を計上しております。

以上です。

○課長補佐（丸山雄平君） はい。国保係 丸山です。

同じく63ページを御覧ください。

7目後期高齢者医療事業費ですが、これは64ページにかけてになりますが、後期高齢の連合より見込額として通知がきた分について、すべて計上しております。総額1億4,580万7,000円になります。

続きまして、64ページ。

8目国民健康保険事業費ですが、2節から4節については総務課で計上しております。28節繰出金ですが、こちらのほうも見込額として通知がきている分をもとにですね、6,394万円計上いたしております。このうち、先ほど補正で御説明申し上げました法定外ではなく、これは法定内ということで決まっている金額を計上いたしておりますので、その分が含まれております。

以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

72ページをお願いします。

4款、1項、1目保健衛生総務費です。主なものとしては、73ページ、13節委託料、これは健康診査委託料として計上しております。また、在宅当番医制事業委託料として、39万6,000円を含んでおります。19節負担金補助及び交付金で病院群輪番制病院運営事業負担金ということで、これは緊急医療や夜間とかに対する負担金です。それから食生活改善推進協議会活動助成として32万計上しております。

2目予防費、11節需用費、これは予防接種のワクチン代として、医薬材料費を含み186万5,000円を計上しております。それから13節委託料、これは町内及び町外の予防接種委託料として1,583万6,000円を計上しております。

74ページ、3目健康増進事業費、主なものとしましては、75ページ、11節需用費、これは健診関係に関わる消耗品として58万9,000円計上しております。13節委託料、これも各種がん検診の委託料として、946万3,000円計上しております。

続きまして、76ページ、5目母子保健費です。主なものとしまして13節委託料、これに妊婦健康診査委託料、それから子ども医療費と今回高校生分も見込みまして計上しております。それから、一番最後のパパママ定期歯科検診委託料、これは28年度新規事業として計画しているもので、妊娠期、0歳児、1歳児、2歳児の保護者に対する定期歯科健診で、妊娠期に関しては早産予防、それから

0歳、1歳、2歳時に関しては虫歯予防、それから両親の生活習慣病への意識啓発を狙いとして新規計画したものです。20節扶助費、これは子ども医療助成費として計上しております。高校生でも180万を含めて計上したものです。

以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありませんか。

○委員（興柁壽一君） はい。興柁です。

高校生医療関係ですね、先ほど説明がありましたけども、他町村で高校生まで補助しているところはどこかありますか。

○健康推進課長（阿南一也君） 健康推進課 阿南です。

一応こちらの手元の資料では、現在で調べてみますと、1市8町村ですね、なっております。

○委員（興柁壽一君） 1市。8町村。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。山鹿市、和水、芦北、五木ですね。それと阿蘇郡は、産山、南阿蘇、あと山都町、球磨、玉東です。先ほど言いました和水、芦北、五木は26年度から高校生までとなっております。大体もう中学生までは、熊本市も荒尾市もですね、できましたので、ほとんどもう今から先は高校生までというふうに子育て支援制度で導入する形になっております。やっぱり高校生まで引き上げることは、かなり終わっていますし、今年もだいぶんのびるんじゃないかと思っております。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（興柁壽一君） はい。興柁です。

緊急通報装置利用者負担金、これは先ほど光ネットワークを利用してからということで話があったんですが、どういうシステムですかね。パンフレット中にいろいろ緊急通報装置があったような気がするばってん。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

装置の内容としましては、もうただボタンを押せば一応ですね、ボタンを押したらメールが流れるということで、メールの相手が5件まで登録ができるというような内容になっています。ですので、基本的には御家族さんとか御近所の方でいざというときには、協力者ですね、メールを登録しておきまして、何かあったときにもうボタンを押すだけというようなシステムです。

○委員（興柁壽一君） 要するに利用者はボタンを押せば、そういう一番近い人、5名に通報が行くという。

○介護保険係長（二子石 誠君） そうです。

○委員（興柁壽一君） それを光ネットワークで今度、管理してもらおうということですか。

○介護保険係長（二子石 誠君） そうですね。

○委員（興柁壽一君） 分かりました。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかございませんか。

○委員（本田生一君） 本田です。

今、興柁委員が質問しましたけども、今までが何名ぐらいいらしてたんですか。そういう、実際は。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

今までですね、利用されていた方が、大体48名おられました。今回終了するというので、ちょっとこの方たちに調査をしまして、移行した場合、この利用、新しいサービスを利用しますかと聞いたところですね、一応21名の方が利用希望ということで出ております。

○委員（牛嶋津世志君） 牛嶋です。

今と同じ質問だけど、対象者はどういうあれを募集するんですか。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

今までは、概ね65歳以上で心臓とかちょっと病気がある方だったんですが、今回からはですね、一応もう65歳以上の方、概ね65歳以上の方で、一人暮らしとか高齢世帯のみの世帯はもうできるようにしています。

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） はい、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。健康推進課 阿南です。

高森町国民健康保険特別会計予算につきましては、担当係長より御説明いたします。

○課長補佐（丸山雄平君） はい。国保係 丸山です。

まず、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額については、それぞれ13億669万5,000円としております。

続きまして、8ページをお開きください。

1款、1項、1目、2目については、保険税の収入ですが、こちらのほうは2月当初、初めぐらいのところの現時点での歳入予定額をそのまま計上いたしております。総額1億8,654万6,000円となっております。

続きまして、9ページを御覧ください。

4款、1項、1目、こちらについては療養給付費等関係になりますので、なかなか年度内の歳入等についても、歳出も関係してきますが、歳入歳出については、なかなか見込めないところがございますので、前年度と同額を計上いたしております。

続きまして、10ページをお開きください。

4款、2項、1目財政調整交付金ですが、こちらのほうも今年度27年度で申請いたしました金額に沿ったところで1億2,711、2千、2億か、失礼いたしました。訂正いたします。1億2,719万7,000円を総額計上いたしております。

続きまして、6款、1項、1目前期高齢者交付金ですが、こちらのほうも県からの見込額の通知がきておりますので、その金額を計上いたしております。2億487万円となっております。

続きまして、11ページをお開きください。

8款、1項、1目共同事業交付金ですが、こちらはほかでも説明いたしましたので、前年度から27年度から対象が30万円以上から総額全部に変わりましたので、その金額を基に県からきております見込額3億1,352万6,000円を計上いたしております。

12ページをお開きください。

10款、1項、1目一般会計繰入金、こちらのほうは一般会計に計上いたしました分6,394万円を計上いたしております。

11款、1項、2目その他繰越金、これは前年度からの繰越金を見込みました金額を合わせて3,841万9,000円を見込んでおります。

歳入は以上です。

続きまして、歳出について主なものを御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

一般管理費といたしまして、レセプトの点検事務で臨時を雇う予定にしておりますが、その報酬等を含めまして638万1,000円を計上いたしております。

続きまして、15ページをお開きください。

2款、1項、1目一般被保険者療養給付費、これが一番大きい金額になるかと思いますが、6億円を計上いたしております。

続きまして、19ページをお開きください。

保健事業費、7款保険事業費、1項特定健康診査等事業費、これにつきましては、いわゆる住民健診に関わる分になりますが、特定健診業務委託として、1,082万円4,000円を含め、1,615万2,000円を計上いたしております。

主なところは以上でございます。

○委員長（立山広滋君） はい。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（興柁壽一君） 1点だけ、14ページですね、一般会計の中で委託料の第三者行為求償事務委託料10万円、これは年間どのぐらいあって、事例でどのようなものがあるのかを。

○課長補佐（丸山雄平君） 第三者行為求償事務というのは、まず、第三者行為求償というのはどういうものかと言いますと、まず交通事故が主になりますけど、それで相手の保険会社のほうから国保から支払うのではなくて、相手の保険会社関係、いわゆる自動車保険ですが、そちらのほうから支払いをしていただくということになります。その場合ですね、町のほうが事務については、なかなか相手の保険会社から取り立てるといような行為等は難しいので、国保連合会のほうでそのほうについて委託をしております。年間にですね、前前年度が1件、何件もございません。これは基本的には自損事故等はいりませんので、あくまでも相手のいる場合です。交通事故以外にですね、以前あった例で言いますと、犬が噛みついたというのがですね、犬が噛みついて、被害者になった方への支払いについては、国保ではなくて、その噛みついた犬の飼い主さん。

○委員（興柁壽一君） 飼い主さん。

○課長補佐（丸山雄平君） のほうが支払うべきということで、支払いをされます。当初、国保のほうで立替払のようなかたちになります。そのへんを国保連合会のほうが代行して取立てをされて入金があったりします。これについては、あくまでも委託料ですので、その事務手数料として10万円あげておりますが、実際にはそれほどかかることはないだろうというふうに考えております。

以上です。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

暴力的っていうようなことは何も今まで事例はないんですか。

○課長補佐（丸山雄平君） 国保係 丸山です。

一応綴りのほうを私も読み上げたところではですね、今言われたようなことは、委員さんが言われたような暴力行為とかによるものというのは、ちょっと見当たらないという、ほとんどが交通事故になりますけれども、先ほど言った犬が噛みついたというようなものは、ちょっと例外的なものというになると思います。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第35号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○委員長（立山広滋君） 続いて、議案第36号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。健康推進課 阿南です。

高森町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、担当係長より御説明いたします。

○課長補佐（丸山雄平君） はい。国保係 丸山です。

まず、1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額については、それぞれ9,360万3,000円とさせていただきます。

6ページをお開きください。

1款、1項、1目、2目ですが、保険料の歳入については、本年2月当初分ぐらの金額を見込んでおりまして、全体で5,281万9,000円を見込んでお

ります。

3款、1項、1目一般会計繰入金ですが、これは一般会計のほうで計上いたしております分を含めて3,636万4,000円を見込んでおります。

続きまして、7ページを御覧ください。

5款、4項、1目、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入として335万4,000円計上いたしておりますが、これは、住民健診に関わる費用については、広域連合のほうから入ってきますので、一応30%ほどの受診率を目途に計上いたしております。28年度からですね、歯科口腔健診費用として、別途計上いたしております。歯科口腔健診費用については、本来ですと、国民健康保険のほうでもですね、取り組むべきかと思いますが、28年度からは後期高齢者の連合のほうからですね、8020運動とかの助けになればというところで口腔関係の健診のほうも勧めてほしいということで依頼がっております。

歳入については以上です。

10ページをお開きください。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金の8,801万円計上いたしております。これは基本的には療養費にあたる部分で、広域連合のほうで支払いをしまして、その分についての負担金ということになります。

以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第36号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第37号、平成28年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（阿南一也君） はい。健康推進課 阿南です。

高森町介護保険特別会計予算につきましては、担当係長より御説明いたします。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

まず、1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ8億9,161万8,000円となっております。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳入のほうを説明させていただきます。

まず、1款、1項、1目の第1号被保険者保険料につきましては、現年分につきまして1億2,578万4,000円、滞納繰越分につきまして60万円を計上しております。

続きまして、3款国庫支出金からですね、9ページの3款繰入金の1項一般会計繰入金につきましては、介護保険給付費及び地域支援事業に対しまして、国、県、基金、町のそれぞれの負担の金額を計上しております。

続きまして、9ページの7款繰入金、繰入金につきましては1,179万6,000円を計上しております。すみません。繰越金ですね。申し訳ございません。

続きまして、10ページの8款諸収入でございます。こちらのほうは、3目の雑入で420万円計上しております。こちらはケアプラン作成料ということで国保連合会から入ってくるものを計上しております。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

まず、1款、1項、1目の一般管理費につきましては、124万5,000円を計上しております。

続きまして、12ページを御覧ください。

1款、3項の1目介護認定調査等費で12節役務費で285万2,000円、これは主治医意見書ですね、病院の先生に意見書の依頼をしますので、その分で計上しております。

続きまして、2目介護認定審査会費、19節負担金補助及び交付金で、332万3,000円計上しております。こちらは阿蘇広域行政事務組合のほうにですね、認定審査会の負担金として計上をしております。

続きまして、13ページを御覧ください。

2款保険給付費でございます。こちらのほうは、14ページのですね、2款特定入所者介護サービス等費までですね、給付費でございますが、全体では8億5,217万3,000円の支出となっております。各項目ごとに支出額を記載して

おります。

続きまして、14ページの5款地域支援事業費、1項、1目の介護予防等事業費で、こちらのほうで985万7,000円を計上しております。この中の主なものは、13節の委託料になります。こちらのほうで933万5,000円計上しておりますが、これは先ほどですね、27年度の特別会計の債務負担行為で説明しました社協へ委託するですね、分の委託料で576万1,288円、それと介護予防教室の委託料で213万2,240円計上しておりますが、こちらは梅香苑と南郷谷整形外科のほうにですね、介護予防教室を委託しておりますので、そちらの委託料と、あと送迎等の委託をしておりますので、その分を計上しております。それと、介護予防検診事業委託料ということで144万600円を計上しておりますが、こちらは今年度からですね、介護予防の検診、要支援者、要介護者にならないための事業を予定しておりますので、その委託料として計上しております。

続きまして、15ページを御覧ください。

5款地域支援事業費、2項、1目包括的支援等事業費、こちらのほうで1,967万6,000円計上しております。主なものにつきましては、まず非常勤の報酬で425万1,000円を計上しております。それと、2節、3節につきましては、任期付職員で計上をしております。あと、4節の共済費につきましては、非常勤と任期付職員の共済費となっております。続きまして、13節の委託料でございます。こちらのほうで589万5,000円計上しておりますが、ケアプランの作成委託料で324万円計上しております。それと、その下の食の自立支援事業の委託、在宅医療・介護連携推進事業の委託は、先ほどの27年度ですね、債務負担行為で説明したとおりでございます。

続きまして、16ページ、7款諸支出金、1項、1目、第1号被保険者保険料の還付金で150万円を計上しております。こちらは、保険料の過納、重複、死亡等によるですね、還付金ということで計上しております。

以上で主なものについて説明を終わらせていただきます。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（本田生一君） 本田です。

14ページね、14ページ。1の介護予防等事業ちゅうのね、節の13委託料の介護予防教室の委託料、さっきちょっと説明ありましたが、これ中味についてもうちょっとこう詳しく説明をお願いします。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

こちらはですね、要介護者、要支援者の一歩手前というか、ちょっと筋肉的なほうですね。そちらの体の歩きがちょっともう数十メートルしか歩けないとか、

もうより介護に近い人を対象に介護にならないための運動とかですね、そういうのを梅香苑さんと南郷谷整形外科さんに理学療法士さんがおられますので、そちらにお願いをしまして、そういう健康体操とか、基本的に週に1回の4カ月間で事業を行っております。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） ほかにありませんか。

○委員（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

今、本田生一委員が言われた予防ね、要介護とかにならないための予防、理学療法士でそのとかいろんな梅香苑あたりがされるとか言われるけれども、逆にそっちのほうに行ったならその早く認定してもろたがよかですよちゅう話になるんじゃないだろうかと私は。それよりも、その今、お年寄りあたりはグランドゴルフとかパークゴルフとかで非常に活躍、活動されている方たちもいらっしゃる。その方たちは歩いているからそういう逆にその要介護とか介護認定とかのことに對しては気をつかっていらっしゃるですね。歩かにかいかん、歩かにかいかんっていかたちでしょんなはる。そういう大会を役場がしてやったほうがよっぽどいいような気がするんだけど。大変なんだろうけど。その理学療法士あたりがちゃんとその対処すればそれでいいのかもしれないけど、それについてはどうね。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

一応この事業がですね、26年度から行っておりますが、一応4カ月の期間でしていただいて、そのあとする前としたあとのどういうふうに変ったかという結果を出していただきまして、そのデータを見るかぎりじゃ、大半、ほとんどの人が現状維持か少し改善して帰られます。そのあと、また何もしないとですね、家で何もされないなら、結局元に戻ってしまいますので、定期的にそのフォローアップの研修ということで状況が変わってないか、落ちてないかというような見しております。そうですね、基本的にはもうそこに行く人は、もうそのまま要介護にこうひっぱられるそういうイメージもあるかもしれませんが、今のところもうそれぞれが積極的に協力をしていただいていますので、その点に関してこちらからも保健師とか参加して状態とか見ていただいていますので、大丈夫かと思えます。それと、先ほど言われた役場のほうでそういう健康的なものを事業とかしたほうがいいのかということなんです。今、老人クラブのほうにいろいろ活動費ということで、助成金を出しておりますので、一応ですね、老人クラブのほうでも説明はしましたが、どんどん活動して健康になってくださいというお願いはしております。

以上です。

○委員（佐伯金也君） はい。老人クラブというのは、少ないね。今、だいぶ老人クラブも解体してるからね。だから、その、して今のその理学療法士の使ったその健康体操あたり、これだけね。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。

○委員（佐伯金也君） だろ。グランドゴルフとかパークとかだったなら、大体最低10カ月ぐらいさすわけたい。外に出てから動かすわけよ。それも芝の上なん。足の負担の少ないとたいね。老人クラブでされるともいいかもしれんけれども、そういうその組織自体はあるわけだから、老人クラブ協会とかパークゴルフ協会とか高森はあるわけなんだから、逆にそちらのほうに予算使って、いろんな人たちをそちらのほうに吸収してもらってから歩くことからさせていったほうが僕はいいような気がするんだけど、それについての協議は、十分今からしてもらいたいと思うんですけども、理学療法士と梅香苑に頼れば、所詮そちらのほうに行かれるちゅうことじゃないだろうかなと思うし、どの程度の方たちがそれ利用されていると、人数をよろしくお願いします。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係 二子石です。

基本的にその梅香苑のほうにつきましては、今、理学療法士さん一人ですので、その4カ月の期間で週1回ずつみていただいているんですが、1回にみていただける人数が二人か三人ぐらいということですね。ですので、二人か三人を4カ月ずつですので、年間で12名ぐらいということと、南郷谷さんのほうにおかれましては、大体今1回の利用人数が6人から10人の間ぐらいですね。スペースの問題とかもありますので、はい、それで年間で30人ぐらいですね。4カ月ごとで基本的には終了して卒業していくようなかたちになりますので、できればですね、もっとこれから増やしていきたいとは思っております。

○委員（本田生一君） 8番 本田ですが、今、一応これ週1回ね、週1回、4カ月間のあれでやっている、その結果を、データ、今、言われたようにね、現状維持ぐらいとか、悪くならないぐらいとか、今、話があったたい。今、金也君も言うておりましたが、どうしてもこう、こういうことで成果をあげていくのもいいけど、私は高SPO関係のイベントね。やっぱスポーツ関係において、少しか今、老人会とかいろいろお話されましたばってん、いわゆるこう体操関係とか、そういうこう演芸会で、下町の演芸会が老人会クラブの会長さんもおられていきいき体操、健康体操ばされてた。ああいうことは、僕はこうね、率先してもらおうとね、ああいうこう体操関係はね、いいかなと思います。

○委員長（立山広滋君） はい、健康推進課長。

○健康推進課長（阿南一也君） 今、言われましたようにですね、前回の高SPOの運営委員会があったんですよ。私、健康推進課のですね、そのメンバーで行ってるんですけども、津留さんですかね、会長が県のスポーツ協会としてですね、そういうふうに取り組みたいという意向はですね、前回の高SPOの運営委員会の時にですね、話されてますので、私のほうからもですね、ぜひそういうかたちで計画していただけるようにはお願いしときました。

以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係 野中です。

介護保険でやってます介護予防の事業ですが、これはもちろん高SPOだったり、グラウンドゴルフだったり、パークゴルフだったり、そういうのでされている方はそちらでされて、しかし、そうしながらも足腰がちょっと機能が落ちてきた方がそういうのにも行けなくなったっていうような状態の人、けどまだ介護保険まではいかないっていうような、その次の段階の人に対して理学療法士さんから専門的な視点で、骨、関節、筋肉、人体、そこらへんの機能に、個人の機能に応じてここらへんの筋肉を強めることで、またこういうパークゴルフなり行けるような体になりますよというところで、じゃどういふことをすればいいのかということその事業の中でやっていってもらいますので、その対象がちょっと若干違うところがあります。

○委員（本田生一君） わかりました。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第37号、平成28年度高森町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、健康推進課に関連する付託案件については終了いたしました。

健康推進課の皆さんお疲れさまでした。

お諮りします。休憩して1時から再開してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） はい、1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 本委員会に付託されました教育委員会事務局関連の議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

教育委員会事務局の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会の事務局長の阿部です。

お疲れさまです。

それでは、議案第6号でございますが、高森町過疎地域自立促進計画の策定について御説明を申し上げます。

本議案の大体の計画の説明は政策課のほうで説明が行われておりますので、教育関係の計画について、計画年度は平成28年度から平成32年度までの5か年間になります。この計画で教育関係は43ページをお開きいただきたいと思えます。43ページから教育の振興として、児童生徒の健全な成長を目指し、また、21世紀を生きぬく人材育成、国際化、情報化、少子化等で対応するため、高森町新教育プランをスローガンとし、そのプランを基に具体的施策の展開を図るとしております。重点施策は、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の導入、ふるさと教育の推進です。また、学校教育以外の社会教育関係、地域文化の振興も併せて記載しております。なお、この過疎地域自立促進計画に記載しています事業につきましては、過疎債の借入対象となる事業であり、有利な事業展開が見込まれるものです。個々の事業実施につきましては、各年度の予算編成の中で事業費の調整を行い、計画を継続することとしております。また、事業の追加案につきましては、当初計画に事業計画が記載されていない事業を計画した場合には、この過疎計画に組み入れて事業については行う予定です。この場合、過疎地域自立促進計画の変更を行い、再度議会の審議をいただき、事業決定を行い、過疎債の対象事業となるようになります。現在の事業計画につきましては、高森東小学校体育館の改修事業ほか、9項目を計画をしております。

以上で説明でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） はい、これで質疑を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。
これから、本案について採決します。議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号、河原生涯学習センター条例及び草部生涯学習センター条例の一部改正についてを議題とします。

教育委員会事務局の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会の事務局長の阿部です。

それでは、議案第21号で上程をいたしました、河原生涯学習センター条例及び草部生涯学習センター条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず、河原生涯学習センターの一部改正について、御説明申し上げます。この条例改正は、河原生涯学習センター、旧河原小学校になります、校舎をですね、借用したいということで申し出がっておりますので、校舎の部分削除し、貸し付けが行われるようにするものであります。貸し付けを申し込まれていたのは、別紙にですね、資料を用意しておりますが、阿蘇市の梅田様というところからですね、借り入れの申し込みがきています。期間につきましては、平成28年4月1日から、利用の目的につきましては、着地型観光を目指した飲食店をしたいということでお話がきております。この申し込みの内容ですけど、実は前回の委員会でもですね、少し御説明申しましたが、詳しく説明したいと思います。阿蘇市のほうで飲食店を経営されておりましたが、近所とのトラブルで現在営業を休止されています。原因は、この地区にですね、上水道がなく井戸水を引いて水道水として利用していた。分譲地を購入された土地にですね、この井戸水の水道管が埋設されておりました。購入後、この水道水を利用して生活用水・営業を行っていたということです。その分譲地を、その残りの分譲地を買おうとしておられる方と、ちょっとトラブルというか、言い争い等が起きています。というのが、

水が濁っているとか、コーヒーがですね、泥くさいとか、それからトイレに汚水が出るということで、保健所のほうにですね、通報されました。保健所のほうからですね、調査が行われて、後日ですね、結果がでたんですけども、全く異常がないということで、この水についてはですね、異常がありませんでした。ただ心配されるのは、作為的にですね、異物混入が懸念され、保健所のほうに御相談の上、現在は営業を休止されているという状況でございます。休止期間中にいろんな場所をですね、模索されて、ここの河原生涯学習センター、旧河原小学校校舎が気に入られて、今回の申し込みということになりました。地元ですね、管理を委託しておりますので、地元の意見を聞いて、校舎についてですね、現在利用していないとの意見をいただきました。利用されてもなんら問題はないということで、地元からの了解は済みです。今回ですね、教育財産から普通財産に移して、貸し付け等が行えるようにするために条例の一部を改正を行うものでございます。

それから、次に、草部生涯学習センター、旧草部中学校の校舎を利用して登山学校として利用したいということで申し込みがっております。申請者は熊本市の小園様という方になります。これにつきましては、平成28年4月1日から、利用目的としては登山学校として利用したいということで申し込みがっております。内容を申しますと、登山学校を開校して、山岳遭難のですね、1件でも減らしたいというような申し込みでございます。内容につきましては、山岳遭難の多くは未熟な技術力による道の迷い、未熟な歩行技術や体力不足による滑落転落などがあるので、継続的にですね、基礎力養成や安全で楽しい登山普及ができるよう、環境をつくるということでお申し込みがっております。このセンターにつきましても、この管理を草部地区の活性化委員会へ委託しておりますので、校舎の借用について御説明申し上げ、現在ですね、校舎については利用していないという意見をいただきまして、なんら問題はないということで地元からの了解を得ております。今回、教育財産から普通財産に移し、貸し付け等が行えるようにするために条例の一部を改正するものでございます。

以上、御報告申し上げましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（佐伯金也君） はい。10番 佐伯です。

もう河原の生涯学習センター、草部の生涯学習センターについても、地域の方たちの了解が大体得てあるということですね。そのときの生涯学習センターからその登山の、登山学校をされるということだけれども、山まで少し遠いような気がするけれども、それでも本当にそのいいわけですね。それと、一応使用料関係については、どのくらい考えてあると。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 事務局長の阿部です。

地元の説明をいたしまして、現在ですね、校舎については利用していないので、使っていただいても結構ですというお話をいただいております。また、人数がですね、ふえるというか、登山学校におみえになるということで、地域の活性化にもつながるのではないかなという意見もいただいております。それと、普通財産に移行した場合ですね、管理が生活環境課のほうに移行しますので、現在ですね、旧河原、草部もそうですけれど、もう電気とか水道も止まっております。それともう校舎自体がですね、かなり使用してませんので、修繕等ですね、かなり両施設ともでると思いますが、これにつきましても双方で現場の立会いをした上で、生活環境課のほうで修繕等を行うことになるかと思っております。それと、正式な契約につきましても生活環境課のほうで行うと、使用料についてはそのときにですね、双方で話し合いをして、使用料金を決めるということになるかと思っております。ただ、河原の生涯学習センターにつきましては、今後ですね、もうそういうことでずっと営業が順調にいけば売却等も考えていくということになります。よろしくお願ひします。それからですね、草部中学校、遠いということですけど、説明書の中にありますように登山学校をするためにはですね、条件的にはですね、かなりいいということでお聞きしています。というのは、草部から結構遠いんですけど、祖母山に行ったりとか、いろんなどころに行く場合にですね、中間点なるだろうということで、その土地についてはものすごくいいということで申し込みがあった方はですね、言われています。この小園様という方はですね、もともと静岡県で高等学校の登山部の顧問をされていて、34年間ですね、高校生に登山の指導に携わっていたということになります。

○委員（佐伯金也君） はい。10番 佐伯です。

普通財産になった場合については、要するに借り手の方と協議して、現物を見て、使うところは使って貸すということなんですけれども、その貸してお金もらう場合ですね、もらう以上はある程度あつってからじゃないと貸せないとは思いますが、一つは冒険でもあるわけよね。閉鎖的であるべきじゃないと思うんですけども、トイレの改修もしなくちゃならないだろうし、屋根の雨、瓦は別として、草部あたりもどうかと思う部分があるし、窓にしても床にしても人が使ってないということになると、かなり傷んでいると思うんですけども、それを傷んだものを改修する際にですよ、その分をその今から先、今後その借り入れられる方から家賃として収入したところでペイできるもんですか。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 事務局長の阿部です。

確かにおっしゃるようにトイレとか屋根の改修とか、屋根についてはですね、

雨漏り等は今現在あっておりませんので、屋根についてはですね、いいと思うんですけど、おっしゃるようにトイレの改修とか、いろんな改修がでてくると思いますが、使用料でペイできるかということはですね、そこまではちょっとできないんじゃないかなというようには思います。ただ使用料についてはですね、ここ1年間様子を見られて、その後どうするかということはまた検討されると思いますので、その後契約の際に更新されていくというふうに考えております。

○委員（佐伯金也君） はい。10番 佐伯です。

普通、個人がアパートとか家を借りるとき、不動産業を通してね、本来敷金としてですね、3カ月分なり半年分なりということが必要になってくると思うんですが、やはりそういうことも考えなければいけないんじゃないかなと思うんですよね。でないと、いきなり最初から家賃だけでいってしまうと、やはりそのいろいろその投資した分について、確かにその2年契約、3年契約というかたちでやっていくんだらうと思うんですけれども、思わぬ何かが生じて、もう更新しませんと向こうから言われたときにね、その次の借り手がその発生しないんだったらば、投資が無駄になってしまいますわけですよね。だけん、なるだけそういうことを避けるためには、やっぱり最初から契約金あたりはいただいておく、供託をしておくということは必要になってくると思うんですよね。でないと、私は、この事業計画書に書いてあることをこれは信用はしますけれども、何でもそうなんだけれども、投資しようと思うときには、実際一生懸命書きますから、そこの地域で、以前されてた地域でできなかった理由というのは、今報告がありましたけれども、これは当事者からの報告であって、その相手方からの報告は聞いてないわけですよ。そうなってくると、どっちがどっちかっていったら私たちもはかりかねないところもあるんですよ。しかしながら、それをね、その敬遠してうちの施設を使って頑張ってみろうというその意気込みは尊重しなければならない。しかし、尊重するがために、結果的に私たちが無駄な税金をそちらのほうに費やしたということになってしまうといかがなもんかということになってきます。ですから、この地域の人たちがいいならばいいですよというなら、私たちが本当に言えば、こらもう大体逃げてるんですけれども、もう地域の人たちのほうに任せて、地域がいいというならそれでいいじゃないかというかたちがですね。ですから、もしずっと継続していただけるなら結構ですよ。でも、それが途中で途切れたときに、投資分がとりこせなくなったら、やはり私たちは町民の皆さんから税金をいただいて、それでここを扱うわけなんだから、やっぱその分についてのその準備と申しますか、ある程度のその予防線は、私にはしておく必要が、僕はあると思うんですけれども、そのあたりについて、どのような取組みについて、生活環

境課ばってん。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会の事務局長の阿部です。

敷金等につきましてはですね、この契約時において、おっしゃるように敷金あるいは供託金等についてはですね、契約時にそのことを話し合うようにして決めていきたいと思います。おっしゃいましたように今後はですね、生活環境課のほうで契約を継続を行います、そのときに私も中に入ってですね、そういうふうなお話があったということで、供託金あるいは敷金についてはですね、納めていただくということで契約を行いたいと思っております。それから、投資した際のお金は無駄になるんじゃないかというお話もありましたが、これについてはですね、継続的にお願いする以外ないのじゃないかなと思っておりますので、御了解をいただきたいと思います。

○委員（佐伯金也君） あのね、僕が何でそれを聞くかということ、草部北部の学校跡地、あそこね、私たちがまだ議員のまだ浅いときたいね、いろいろそのこうしたいとか、塾だ、阿部進さんだったかな。阿部進さんのたい、あのテレビで出たあの方があそこで自然学校か何かするって言ってから言われてね、その要するに水回りを2千何百万かけてあつかたたい。ありや佐藤工務店が扱った。結果的にはああいう状態になるわけ。だからこそ私たちは、その設備投資をこっちでするんだったならば、やっぱそれなりのね、覚悟がいるし、相手に対してもそれなりの慎重な審査も必要だし、やっぱその程度自分でね、でもだしてしますというぐらいのもんたちでないとね、はいそうですかってうちの税金は使わせられん。でないとやっとなれんとたい。

○委員（本田生一君） 今、あの佐伯委員からもお話があつてますがね、こういう例、上色見もありますよね、上色見小、あそこは実際に町が一銭もだしていませんからね。自分たちで瓦をする、だから、なんかどっかが悪くなると全部自費で扱ってるんですよ。それぐらいの勢いでやるんだったらいいけどね、町でやっぱり今、こう草部北部の話がありましたけれども、その南部の今度のその校舎貸す、貸さん、それははっきりしてませんが、そういうところがね、私はね、自分で、自分たちでこう扱わなんいかんとか、扱うぐらいの気持ちでやるくらいだったらいいけどね、町から我々が整備してあげてね、それは貸す必要はないと、これはもう私はそぎゃん思いますね。でないとそりゃもうこん人は、僕らと一緒にだけん、26年生まれ、もう65歳ね。この人がずっとされるとは、私はないと思う。そしたら3年か5年してて、病気をして、はい辞めました。どんぐらいの整備をするか分からんけどたい、1,000万なら1,000万かけたとするたいね。1,000万かけて、さっきの話がでとった、その契約についてのいろいろ話があるかも

しれんけど、そしたら、そりゃあんまりこうね、町のほうでいろいろこう経費をかけて、金をつぎ込んでね、どうかなと私は考える。自分たちでこれを借りてね、自分たちの金でいろいろしてあっちこっちからでんね、貸してくれちゅうとならね、それは反対はしません。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

今、本田委員が言われたように自分たちでするぐらいの意気込みがある人じゃないと私もちょっとあんまり賛成できない。前回は町の施設のアンケートの時点で解体の希望が結構あったんですよ。予算がどれくらいちょっと修繕にかかるか分からんけど、それぐらい金かけるんだったらもう解体して更地にしたほうがいいんじゃないかというのが一つですね。それと、この使用がカフェになってますが、もしかして宿泊でもさせるのであれば、またそこらあたりもこう改修とかもでてくるんじゃないかなというのが一つ懸念があります。登山のほうも祖母山とかに行くなら、朝早くから出発されるような計画がもし出されたら、仮眠場という感じで使うようなことになる。前回一般質問のときには、名目変更とかで総務課に伺いました朋遊館のほうでですね。そういうのでできるのであれば、また今後その町の施設の取り扱いなんかちょっと考えているところありますので、そのあたりも含めた話を一回やってもらいたいと思います。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

今、改修の件ですが、ちょっと私、聞きそびれていたか分からなかったけん、草部北部の保育園のあとですね、そこを一昨年、ある団体の方に貸されたんですよ。保育園も長年使ってなかったから、雨漏りとかしたもんだけん、それをある団体に貸したときに、1年間だったんだけどな、トイレから屋根の改修から、それを団体がして、1年間使用されたんですね。町から全然助成等もあってなくて、年間15万円だったかな、賃貸料が。そういう状況だったんですが、町がその改修をして貸すということはなかったろうと思うとですよ。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会の事務局長の阿部です。

北部の場合とか、いろいろな関係で改修費に1,000万以上かかっているということでお話がありましたが、すみません、私どもが説明不足で申し訳ないんですが、河原小学校の跡地につきましてはですね、自分たちで何人か、仲間というか、そういう方がおられますので、自分たちで改修を行う。ただトイレあたりについてはですね、どうかなと思いますので、役場と借り手側との協議になるかと思えます。それと、上色見小学校についてもですね、一緒なんですけど、草部中学校についても、できるだけ自分たちでやっていただく、改修等についてはですね。どうしても役場でしなくてはならない部分については、役場のほうで生活環

境課のほうで行うということになっていきますので、契約時にですね、現場のほうに行ってみて、お互いにですね、個々お話をしながら、協議しながら改修についてはですね、役場でするのか、自分たちでするのか、これはもう検討していくように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また保育園についてはですね、役場は実際だしてないということになりますので、恐らく今回の改修とか、あった場合にですね、その大きな金額がでるといふのはもう考えておりません。私たちもですね。その何百万も何千万もいれるようなことは考えておりませんので、できる範囲内での利用というふうには私思ひしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

やっぱり1番大事なところは水回り。もうこの2件の方たちは、それぞれやっぱり水回りが大事なことだろうと思ひます。もしかしたら、今、牛嶋委員が言うように宿泊もされる可能性はあるわけですね。なにしろ河原と草部ですから、来るにしても1時間以上かかって行かれるわけですね。ですから、そういうことが必要となってくるだろうと思ふ。それはやっぱり水回りですたい。今ね、その高森町町内で今空家バンクかなんかでしよるけれども、なかなか空家が動かない。その理由ちゅうのは、やはり水回りなんですよ。全部空家があつても、なかなか新たに入られないのは、いわゆる水回り、トイレであつたり、お風呂であつたり、それが従来住民票をおいてある方たちがその改造する場合については、その合併浄化槽設置の補助費用があるからそれでされるんだけれども、やっぱりよそから来た人たちが空家があつたからそれに入ろうと思つても、風呂とトイレだつたらば、自分がまだそこに住んでないから補助金、補助事業、要するに家賃、やる人とあれが違ふと申請できない。やっぱりね、トイレとかなんとか改修はね、確かにこっちでしてやりたいと思ふんだけれども、これが一番のお金がかかる場所ですよね。やっぱりその点についてはね、やっぱり十分考へて、やっぱ現状をみた上で、あとは自分でもお金出してでもいいけんするというぐらいのね、やっぱり気持ちがないと、私たちからすれば、そう簡単に夢と希望はあるんだけれども、ただそれだけでは飯は食へませんから、もう今までの前例を私は見ているから、興梠委員も言われた、借り手側が自分たちでやっぱ足りない分は自分たちで補いますよというぐらいの気持ちであるならば、私たちも協力することは惜しみませんが、私たちが使いやすいように扱ってくださいと言われるのであるならば、使いやすいところに行ってくださいと私たちはもう返事をするほかしかたない、そういうふうな気持ちでおります。

○委員長（立山広滋君） ほか、なかですか。

○委員（興相壽一君） 興相です。

この内容をみますと地域の活性化につながる事業だと私は思います。前向きに考えてもいいんじゃないかと思えますけども、やはり今、佐伯委員がずっと心配しているようにですね、町の経費をどの程度使うのか、それは問題になってくると思います。ただ、局長の説明の中で、将来的には売渡しも考えるという話でしたけども、はたして、もう皆懸念されているように、生涯そこに事業をされていくのか、もし辞められたときに、その建物が残ったときに解体はどうなるのかですね、この町の移しとけば、自由に解体等できなくなります。特措法とかということですけども、なかなか自由にはその解体とかできなくなって、かえってその地区の負の財産になるかと思えます。そのあたりも加味していただくようお願いをしたいと思います。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかなかですか。はい、今、4名の委員さんからいろいろでましたけれども、その方法等を考えながらですね、今後、数回契約いろいろされると思いますので、そういうところもぜひ町の言うべきことは言っていたらいて契約等に臨んでいただきたいと思います。

ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） はい、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第21号、河原生涯学習センター条例及び草部生涯学習センター条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

教育委員会事務局の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会の事務局長の阿部です。

議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきまして、各担当係長より御説明を申し上げます。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係 法花津でございます。

予算書に沿いまして3月の補正予算の主な内容を説明させていただきます。

初めに、15ページをお開きください。

こちら教育費国庫補助金ですが、事業の確定に伴い歳入を補正させていただいております。

16ページをお開きください。

コミュニティ・スクール推進事業委託金、ICTの活用による教育の質の維持・向上に係る実証事業委託金について、減額のほうをしております。これ歳出とも関連がありますので、後で説明を申し上げたいと思います。

続きまして、18ページを御覧ください。

県補助金になりますが、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、これは事業確定に伴う減額でございます。地域改善対策奨学資金返還事務費交付金につきましても事業確定で減額になります。

続きまして、19ページをお開きください。

諸収入、貸付金元利収入ですが、奨学資金の償還金につきまして、20万円の減額とさせていただいています。これは歳入の見込みが減少になったことに伴うものでございます。

歳入についての説明は以上となります。

続きまして、歳出に移らせていただきます。41ページをお開きください。

教育費、教育総務費になります。事務局費から主なものについて御説明申し上げます。委託料が53万円減となっております。これは小中一貫英語教育有識者の委託料を英語の授業のほうに組み替えにより減額、また委託料の確定に伴う減額となっております。また、扶助費につきましては、これは新入学生のですね、現金ランドセルの5万円、1人あたり5万円の支給になるんですが、対象者の減少による減額ということで95万7,000円減額しております。

続きまして、学校教育費に移ります。こちらでは財源の組み替えを行ってございまして、英語授業、すみません、英語教育強化拠点事業費、国の補助金ですが、それから166万4,000円の組み替えを行ってございます。主な支出ですが、委託料として特別支援員等の勤務時間の見込みが減少になることに伴う減額として35万円減額しております。

続きまして、42ページをお開きください。

コミュニティ・スクール運営協議会費ですが、文部科学省の委託事業になります。事業の確定に伴い減額のほうを行ってございます。

続きまして、英語教育強化拠点事業費ですが、賃金のほうを160万円減額と

しております。これは外国人のALTの先生の給与のほうに事業対象になるということになりましたので、こちらの英語指導助手の賃金を減らしまして、その分ALTの給与のほうに財源のほうを移し替えております。

続きまして、ICTの活用実証事業費ですが、旅費のほうを143万9,000円減額を行っております。これは、当初の計画では、遠隔事業に取り組んでいる地域として北海道や沖縄への視察のほうを計画しておりましたが、この文部科学省の採択事業に北海道、沖縄の地域が含まれておらず、ICTの取り組み状況を勘案し、有識者の意見を参考にした上で、同じ実証事業を採択を受けました長野県喬木村、鹿児島県の徳之島町への視察へ変更したことに伴うものでございます。

続きまして、小学校費のほうに移らせていただきます。学校管理費ですが、需要費のほうを99万9,000円減額しておりますが、これは主に小学校の教科書改訂に伴いまして、教師用の教科書、指導書、デジタル教科書を取り組んだことの残額で減額を行っております。

続きまして、教育振興費に移らせていただきます。扶助費として49万円の減額を行っておりますが、これは、経済的に困難な世帯に対する給食費、修学旅行費の給付を行っておりますが、この対象者の人数が確定したことによる減額となっております。また、需用費としまして、高森中央小学校の用水ポンプの取り替えということで、導入から20年が経ち、経年劣化による交換が必要になりましたので、48万6,000円計上させていただきました。

中学校費のほうに移らせていただきます。

43ページをお開きください。

学校管理費ですが、使用料として50万円減額しておりますが、これは中学校のスクールバスの校外利用の見込みが当初より減ったことによる減額となっております。

続きまして、教育振興費の扶助費ですが、これも先ほどの小学校と同じく経済的に困難な世帯に対する給食費、修学旅行費の助成を行っておりますが、この対象者が確定したことによる減額となっております。

44ページをお開きください。

奨学金、幼稚園費のほうは事業見込みがありませんので、全額減額とさせていただきます。奨学金につきましては、小学生の貸付金の対象者が確定しましたので、30万円の減額とさせていただきます。

以上です。

○社会教育係長（住吉勝徳君） はい。社会教育係の住吉です。

まず、歳入について説明いたします。

13ページをお開きください。

9目教育費使用料、社会教育施設使用料で町民体育館と小中学校体育館使用料を見込みより歳入が見込まれないので減額をいたしております。

続きまして、歳出をお開きください。44ページになります。

6目町民体育館等管理費、15節の工事請負費ですけど、町民グラウンド防球ネット改修工事が入札残がでましたので、減額をいたしております。

社会教育係からは以上です。

○学校給食係長（中川雄一郎君） 学校給食係の中川です。よろしく申し上げます。

44ページをお開きください。

2目学校給食費について説明いたします。11節の需用費の燃料費ですが、見込額より1リットルあたりの単価が下がってきましたので、不用額を72万円減額いたしました。

以上が学校給食係からの説明です。

○委員長（立山広滋君） よかですか。

○学校給食係長（中川雄一郎君） 以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

教育費の奨学金の件ですが、今、奨学金利用している人数ってどれぐらい。

○学校教育係長（法花津和明君） すみません、学校教育係 法花津でございます。

現在、奨学金の貸し付けを行っているのは、高校生が1名、大学生が8名の合計9名になっております。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（牛嶋津世志君） はい。これはどういう方法で子どもたちに通知してありますか。私、ちょっと今年になって知ったもので、いろいろ条例を調べたら、補助があるんだということを知りまして、前には聞いたとうちの子が言っておりましたが、あまり知れ渡ってないような気がするんですが、連絡方法をどのようにしているのか。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係 法花津でございます。

奨学金の周知につきましてはですね、まず、高森中学校、高校の保護者に対してですね、制度の周知を行っております。また、たかもりポイントチャンネルの役場のお知らせのコーナーでですね、制度についての説明と申し込みの方法について、放送のほうを1日3回、放送を行っております。一応これも申込期限の3月下旬まで放送を行うことになっております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） はい、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

教育委員会事務局の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会の事務局長の阿部です。

議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算にきまして、各担当係より御説明を申し上げます。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係 法花津でございます。

それでは、平成28年度当初予算について、御説明を申し上げます。

予算書の20ページをお開きください。

9目の教育費国庫補助金ですが、へき地児童生徒援助費補助金として援助を行っております。

続きまして、21ページをお開きください。

上の同じ国庫補助金ですが、学校・家庭・地域連携推進事業補助金として70万円を計上いたしております。その下になりますが、国庫委託金のところになります。教育費国庫委託金としまして、コミュニティ・スクール推進事業委託金127万円、ICTの活用による教育の質の維持・向上に係る実証事業委託金として720万円を計上しております。これは文部科学省の委託事業となりますので、また歳出のほうでも御説明したいと思います。

続きまして、26ページをお開きください。

県支出金の県補助金としまして、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金として1万円を計上しております。

続きまして、28ページをお開きください。

教育費の県委託金としまして、地域改善対策奨学資金返還事務費交付金と英語

教育強化拠点事業委託金として計上いたしております。下の英語教育の委託金につきましては、文部科学省事業で熊本県からの採択となった県からの委託金となります。

続きまして、その下にある財産収入のほうになります。教職員住宅の貸付金収入、またスクールバスの事務所等の貸付収入として計上をいたしております。

29ページをお開きください。

財産収入の生産品売払収入ですが、こちらについては高森中学校の太陽光発電の収入として計上いたしております。

すみません、30ページをお開きください。

諸収入の項目ですが、貸付金元利収入としまして、奨学資金の償還金、これは返済を終えた、奨学金の貸し付けを終えた方の返済分になります。

続きまして、歳出の説明に移ります。

103ページをお開きください。

それでは、教育費、教育総務費について御説明を申し上げます。教育委員会費としまして、教育委員の報酬等の金額を計上させていただきました。

続きまして、事務局費に移りますが、主に職員の給料を計上いたしたところでございます。主な支出ですが、消耗品費としまして、すみません、これは104ページに移りますが、主なところで、消耗品費として109万2,000円を計上しております。また印刷製本費や修繕費として、これはスクールバスの修繕または学校ICT機器の修繕費として80万円計上しております。役務費ですが、主な支出としまして、学校の先生方の連絡等に使う校務支援システム、また学校のネットワークからの不適切なサイトへの接続を防ぐ学校Webフィルタリング等を計上いたしております。

105ページをお開きください。

委託料に移ります。主な支出としまして、スクールバスの委託料、また学校へのICT機器の支援を行うICT支援員の委託契約料、新規分としまして、産業医、渡邊内科による教職員の事後指導として15万7,000円を計上いたしております。

続きまして、使用料に移ります。主に小中学校のタブレットPCのリース料、また中型バス、スクールバスですが、のリース料等を計上いたしております。

備品購入費に移ります。こちら、先ほどありました教務支援ソフト、これは子どもたちの成績管理ですとか、そういったところを管理するソフトを東中のほうに導入いたします。また、高森東小、中央小、高森中学校の校長室のほうにテレビを設置しまして、TPCの放映を随時行い、学校の情報発信を外部の方や学校

の方で把握するために導入したいと思っております。扶助費ですが、新1年生、小学校1年生で入学される子どもさんに対し、就学支援事業を行います。現金支給、ランドセル贈呈で就学支援費として50名分を計上いたしました。

すみません、106ページに移ります。

学校教育費としまして、教育相談員、ALTの配置により昨年よりも増額といたしております。主に報酬の部分が増額となっております。

続きまして、4目の高校等進学振興費ですが、前年よりも消耗品費を減額いたしまして100万円としております。

すみません、107ページを御覧ください。

コミュニティ・スクール運営協議会費として、文部科学省の委託事業の経費を計上いたしております。主に旅費としまして、学校運営協議会の研修旅費、また新教育プラン推進フォーラムの講師旅費、秋田県で行われますコミュニティ・スクール全国大会の研修旅費等を計上いたしております。

続きまして、6目の英語教育強化拠点事業費につきましてですが、主な支出として、旅費としまして文部科学省への会議の参加、また東京都への先進地視察等の旅費をあげております。また役務費としまして、小学校5年生から高校生までの英検受検料の助成を行います。

108ページを御覧ください。

ICT活用の実証事業費としてあげています。報酬では有識者の報酬を東京都、宮崎県、鹿児島県から3名来ていただく分の報酬をあげております。また、賃金としまして、先ほど委託料であげましたICT支援による学校間または外部施設への遠隔授業をサポートする運営について計上いたしております。

続きまして、2項の小学校費の御説明に移ります。主な支出としまして需用費のほうですが、需用費はすみません、109ページに移ります。こちらのほうですね、学校施設にあります消化器等の切り替え等で消耗品費を計上しております。また、使用料としまして小学校の校外活動で使用するスクールバスの使用料を計上しております。新規分としましては、中央小学校の印刷機のリース代、また非常時ですね、不審者ですとか、災害が発生した際に、校内に一斉放送できる無線警報・校内放送システムのリース料を計上いたしております。

すみません、111ページをお開きください。

備品購入費ですが、高森東小学校、中央小学校の職員室等にありますが電話機の更新を計上しております。

教育振興費のほうに御説明を移らせていただきます。112ページをお開きください。

こちら扶助費としまして、準要保護児童援助費としまして、東小、高森中央小で24名分の扶助費を計上しております。

3目の学校施設管理費の説明に移ります。主なところとしまして、修繕費ですね、運動場体育倉庫の扉の取り替え工事等、あと英語ルームの黒板修繕等を入れております。委託料としまして、学校施設のワックス清掃の委託料を計上しております。

続きまして、3項の中学校費に移らせていただきます。これは役場の事務局とまた中学校から使用する分となっております。主なところで、需要費としまして、消耗品等を980万円程計上させていただきました。また、需用費の消耗品として、主なところでは、今度、中学校の教科書改訂が行われまして、それに伴いまして教師用の指導書、教科書、デジタル教科書を更新する必要があり、これにおよそ600万円程支出をいたします。使用料では中学校の校外活動によるスクールバスの使用料、また先ほど小学校でも御説明しました無線警報・校内放送システムのリース料を計上しました。備品購入費としましては、東小・中、高森中で購入する備品のほうを計上いたしました。

すみません、116ページをお開きください。

教育振興費としまして、先ほど小学校でも説明しました準要保護児童援助費として16名分を計上いたしました。学校施設管理費の修繕費になりますが、高森東中学校での特別支援教室の外側に手すりを設置する工事をあげております。また、高森中学校の職員室エアコン工事、体育館等の補修であげております。委託料としましては、学校施設のワックス清掃の委託料を計上いたしております。

続いて、117ページをお開きください。

奨学金費ですが、高校生1名分、現在継続で大学生6名に貸しておりますが、また、それに新規5名分を計上した分として、奨学金の貸付金費を計上いたしております。

以上です。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

すみません、17ページをお開きいただきたいと思います。

教育費使用料ですが、町民体育館、町民グラウンド、小中学校体育館の使用料を計上させていただいております。

続きまして、26ページをお開きください。

教育費県補助金の第1節放課後子ども教室推進事業費補助金ですが、これは放課後子ども教室高森中央小学校、東小学校の運営に関する補助金分を計上しております。補助率が3分の2となっております。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出を説明したいと思います。

117ページを御覧いただきたいと思います。

1目社会教育委員会費と社会教育総務費につきましては、例年どおりの予算計上をさせていただきます。

続きまして、118ページを御覧いただきたいと思います。

文化財保護及び文化振興費、これにつきましても例年どおりの予算計上をさせていただきます。16節の原材料費ですが、今年も文化財標本を5本計画で取り替えるように予算を計上させていただきます。

続きまして、119ページを御覧ください。

地域改善対策事業費ですが、例年どおりの予算計上をさせていただきます。平成28年度がですね、第68回全国人権同和教育研究大会が熊本市のほうで11月26・27日の日に6,000人規模で開催されるように決定されております。地元県開催ということでありまして、多くの参加要請があると思いますので、その分の14節使用料でバス借上料を計上させていただきます。同じく19節の中で人権同和教育推進協議会助成金ということで、例年は150万ですが、今回はですね、その全国大会があるので、その資料代を合わせて175万円計上をさせていただきます。

続きまして、120ページをお開きください。

町民体育館等管理費、第6目ですが、について説明をさせていただきます。平成28年度、来年度は第71回熊本県民体育祭阿蘇大会が9月24・25のほうで開催されるようになっております。本町はですね、男子ソフトボールとソフトテニスが開催されるようになっております。それに伴います必要経費を今回計上させていただきます。まず、7の賃金ですけど、町民グラウンド整備賃金ということで、グラウンドのですね、ちょっと整備を来年度行いたいと思いますので、その分の賃金を計上させていただきます。11節需用費、この中で消耗品費といたしまして、県民大会に係る消耗品ですね、それについて計上させていただきます。ソフトボール競技、ソフトテニス関係の消耗品等をここで計上させていただきます。同じく修繕料として200万円計上させていただきます。これにつきましても、町民グラウンドがですね、建設されてから補修とかあまり行われておりませんので、ベンチ・フェンスとかも壊れてますし、その他いろいろちょっとソフトボールの競技をする中で不備などもありますので、そのへんのところをちょっと修繕を来年度、28年度で考えております。同じく13節の委託料の中で、一番下の町民グラウンド樹木剪定業

務委託ということで207万円ほど計上させていただいておりますが、町民グラウンドの周りがですね、樹木が古くなっておりまして、腐れているやつ、ちょっと腐食しているやつもありますので、この県民体育祭に向けて樹木剪定をですね、ちょっとしようということで28年度で計画をしております。委託料の主な内容となっております。

続きまして、122ページですかね、保健体育総務費の中で、第19節負担金補助及び交付金の中で、まず第71回熊本県民体育祭阿蘇大会実行委員会負担金ということで、今年度、来年度は420万程計上となっております。これにつきましては、阿蘇管内の市町村割75%、均等割で算出されております。本町は420万となっております。阿蘇郡全体の熊本県民体育祭に係る経費といたしまして、大体5,000万程度かかるということで試算がされております。

続きまして、一番下、高SPO事業負担金ということで、787万円計上させていただいております。昨年より10万円程減額をさせていただいております。高SPOの事業内容といたしましては、昨年度と同様の事業を今年度も計画をさせていただいております。昨年より小学校部活動問題で、サッカーのほうを社会体育に移行いたしまして、1年間ロアツ熊本のほうから指導をいただいて、指導をしております。来年度につきましても、今のところロアツ熊本のほうから指導をしていただくということで計画をさせていただいております。あと、高SPOのイベントといたしまして、例年どおり泥りんピック、ジュニアサッカー大会、ウォーキング大会、その他牛深交流事業とその他いろいろなまた計画をさせていただいております。ウォーキング大会につきましては、昨年度が800名程度だったんですが、今度は1,000名規模で考えて、また計画を今から積み上げていきたいというふうに思っています。それと、あと新しい事業をですね、ちょっと今からちょっと計画というか、今ちょっと進めているんですけど、今度健康分野のほうでちょっとやってみようということで、中高年を対象とした運動プログラムづくりということで、働きざかりの40歳から50歳ぐらいのですね、ちょうど働きざかりの年代のですね、健康づくりをちょっと、今から今度健康推進課と協議しながら、来年度ちょっとずつやっていこうかなというふうに、今計画をしているところであります。また、新たにこの新しい教室が28年度から2つ立ち上がります。ヒップホップダンス教室とバドミントン高森東教室ということで、2つ教室が立ち上がるように今計画を進めております。

以上です。

○学校給食係長（中川雄一郎君） はい。学校給食係の中川です。よろしく申し上げます。

122ページをお開きください。

2目学校給食費について説明いたします。1節の給食調理従事員の報酬についてですが、夏期休暇期間中に町民体育館清掃作業を二日間予定しておりますので、その分を増額して計上しております。

続きまして、123ページを御覧ください。

11節の需用費について説明します。消耗品費についてですが、244万8,000円計上しております。主な内訳は、東中学校調理場の東中学校分と東小学校分の食缶がかなり傷んでおりますので、それを更新いたします。

続きまして、修繕料についてですが、159万7,000円計上しております。主な内訳は、中央小調理工場の施設老朽化に伴い、場内壁タイルの補修工事や換気扇ルーフファン及びダクト連結部分の切り替え工事、その他調理機器の修繕を含めまして予算計上いたしました。

続きまして、賄材料費についてですが、平成26年度から27年度にかけて国の補助事業で美しい農村再生支援事業としまして、48万円の2か年分合わせて96万円分、100%の補助を受けて、高森町管内で生まれて飼育された赤牛を食育の一環として高森町4小中学校へ提供させていただきました。メニューは、26年度はステーキランチ、27年度は焼き肉どんぶりでした。高森町で生産された赤牛や、野菜、米などを食べてとても満足そうでした。熊日新聞にも出てましたように、赤牛のおいしさが全国に広まれば、高森がもっと有名になるはずとのうれしいコメントもありました。児童・生徒ともに、みんなとても楽しみにしておりますので、今年度から町単独の事業として継続させていただきたく予算計上しております。

続きまして、123ページから124ページをお開きください。

13節の委託料についてですが、18カ月に1回実施しております中央と東の共同調理場の排気口ダクト清掃、これを50万8,140円を加えて予算計上しております。

続きまして、18節の備品購入費についてですが、789万5,000円計上しております。主な内訳は、中央小共同調理場で使用しております給食配送車が納車から24年が経過してありまして、車両の老朽化に伴い更新が必要であるため、それと高森中学校で使用しております牛乳保冷庫も納品から24年が経過しありまして、老朽化に伴い冷却効果も悪く更新が必要であるため、それと東中学校調理場で使用します給湯ボイラーも老朽化に伴い不完全燃焼となりお湯が出なくなることがたびたびありまして、修理部品等も廃盤となって修理不可能なことから更新が必要となるため予算計上しております。

以上が学校給食係からの説明となります。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（牛嶋津世志君） はい。1番 牛嶋です。

まず、スクールバスについてですが、スクールバスの東のほう、運転手は高森町からの委託だったと思いますが、それと中央小・中学校と思いますが、業者委託となっていますが、事故等がありますけども、健康管理状態の報告とか、そういう方面から指導とかは計画がされていますでしょうか。そのあたりをちょっと確認したいと思います。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 事務局長の阿部です。

スクールバスにつきましてはですね、平成26年から一応契約しております。3か年契約ということで、現在ですね、委託契約を行っております。東の小・中学校につきましては、草村タクシーさんが委託契約で行っています。高森小・中学校については、九州中央観光さんがそれぞれ行っています。

従業員さんの健康管理の件ということで、おたずねかと思いますが、本年度についてもですね、4月から新たに業務委託が発生しますので、合わせて、契約書と合わせて健康診断の結果をだしていただくように指導しています。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

高森ね、体育館、体育館じゃないと、グラウンドの整備のほうでですね、既設のトイレ等の清掃とか、浄化槽点検とかありますが、整備も入ってましたが、上の、グラウンドの上に今トイレがありますね、全部囲いしてあります。そのあたりの補修とか、そのあたりの取り扱いはどういうふうに考えられていますか。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

一応上のほうのトイレまで。

○委員（牛嶋津世志君） 改修されるということ。

○社会教育係長（住吉勝徳君） はい。計画はしております。

○委員（牛嶋津世志君） 汲み取り。

○社会教育係長（住吉勝徳君） はい。汲み取りです。

○委員（牛嶋津世志君） 汲み取りのままでまた改修。

○社会教育係長（住吉勝徳君） そうですね。はい。

○委員（牛嶋津世志君） はい、分かりました。

○委員長（立山広滋君） ほか、なかですか。

○委員（本田生一君） はい。8番 本田です。

117ページのね、社会教育総務費の中の節の報償費の放課後子ども教室講師謝礼って、これはどういう意味ね。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

中央小学校と東小学校で放課後子ども教室をやっています、両方ともそろばん教室をやっています。コーディネーターの方と安全管理の方ともう一人、3人おられるんですけども、その方たちの1回いくらという賃金を払っています。あと、わくわく土曜教室というのを、月に1回やっていますが、それに対しての講師の謝礼を払っております。

以上です。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

○委員（本田生一君） はい。

○委員長（立山広滋君） ほか、ございませんか。

○委員（興梶壽一君） 使用料及び賃借料、105ページについて説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） スクールバスの1台についてはですね、九州中央観光さんのほうに1台リースをしていただいて、その分のリース契約で借用しています。3年間うちでは車が足りませんので、一応1台はリースということで契約しております。そういうことで10台、上が6台、下が4台ということで、1台分はリースということで対応しています。

○委員長（立山広滋君） よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ほか、ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育委員会事務局に関連する付託案件については終了いたしました。

教育委員会事務局の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

休憩 午後 2 時 0 5 分

再開 午後 2 時 1 5 分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） はい、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました住民福祉課関連の議案第 6 号、高森町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長兼生活環境課長（安藤吉孝君） こんにちは。お疲れさまです。

議案第 6 号につきまして、福祉係長のほうから説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○福祉係長（岩下雅広君） はい。福祉係 岩下です。

それでは計画書の 3 6 ページをお開けください。

現状と課題ということで、福祉係の担当のほうですね、（イ）障がい者福祉、（ウ）児童福祉、（エ）母子家庭・父子家庭、（オ）低所得者対策ということで担当しております。

現状の課題といたしましては、まずは障がい者福祉のほうでは、ここに書いてありますとおり障害者手帳の所持者がですね、いらっしゃいます。平成 2 7 年 3 月末現在で 5 2 4 人、人口の 7. 6 % を占めておられます。また、療育手帳保持者は 8 3 人、1. 2 % ですね、精神障害者手帳保持者は 1 9 人で 0. 3 % になっております。

次の児童福祉につきましては、乳幼児人口は 2 7 5 人で、平成 2 7 年 3 月末ですけれども年々減少しております。特に草部・野尻地区ではその減少傾向が著しい状況になりまして、少なくなっております。

次の（エ）母子家庭につきましては、平成 2 7 年 1 2 月末現在で母子家庭が 5 7 世帯、父子家庭が 1 1 世帯となっております。その他、親のいない家庭が 1 世帯となっております、今後もこの数は増加するものと予想されております。

次の（オ）低所得者対策としましては、生活保護世帯が平成 2 7 年 1 2 月末現在で 3 1 世帯あります。ここ数年で 2 倍以上に増えておりまして、今後も低所得者が増えることが予想されています。

その次の 3 8 ページで、その対策としまして、その（イ）障がい者福祉のほうですけれども、そちらのほうは障がい者と健常者がですね、普通に社会生活をともにするというノーマライゼーション理念の普及に努めまして、公共施設とか道路・歩道の段差の解消等を行います。また、児童相談所や福祉事務所、民生委員

さんとも綿密な連携を図りながら、障がい者の適切な療育やその家族に対する相談、地域活動の指導を推進していきたいと思います。

次の（ウ）児童福祉ですけれども、平成27年4月から子ども・子育て支援制度の施行によりまして、高森幼稚園が認定こども園に移行しております。今後ますます教育、保育の量の確保を図るとともに地域保育型の推進を図りまして、その向上に取り組んでいきたいと思います。

次の母子・父子の福祉ですけれども、改正児童扶養手当法の施行によりまして、その申請手続きを迅速に進めて、制度の充実を図りたいと思います。また、子育てに関する相談所の設置や子育て支援センターを核とした子育ての支援、子どもの就学機会の創出を図るため、福祉事務所を通じまして健全な子育てができるように推進していきたいと思います。

次の低所得者対策につきましては、高齢者の低所得者世帯の増加が見込まれることからですね、収入の確保のための指導や生活保護の相談など、福祉事務所との機関と連携を図りながら、住民が安心して暮らせるよう相談体制を確保していきたいと思います。また、生活保護、生活困窮者支援制度というのがありまして、こちらが阿蘇管内では社会福祉協議会のほうに委託してありますので、そちらのほうと連携を図りながら支援体制の構築に取り組みたいと思います。

以上です。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありませんか。
[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。
これから、本案について採決します。議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第22号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長兼生活環境課長（安藤吉孝君） 課長の安藤でございます。

高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正につきまして、現在3,000円を給付しているところを2,000円に改正する条例でございます。それについて説明は以上でございますが、高齢化に向かって見直しをしたい、それから高校生までですね、医療費の補助をしたいということで今回の提案になっておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（佐伯金也君） はい。佐伯です。

この2,000円になるのは、それはそれでいいですが、配布の方法、敬老会のときに配布されますね。その配布するときの職員が行ってから配布作業をされます。それに手がいるわけね、そう考えるともうこれは振り込んだほうがいいような気がするんだけど、その件についての検討はされておりますか。

○福祉係長（岩下雅広君） はい。福祉係 岩下です。

当日ですね、職員のほうで各地区の敬老会のお手伝いということで、まずはその会場に行ってもらっています。その場で敬老会が始まる1時間前から行ってもらうんですね、そこで敬老祝金の配布をしていただいております。当日、さまざまな理由によりましてですね、その会場に敬老祝金を取りに来られなかった方につきましては、確か9月の敬老週間の日に敬老会が開催されますので、10月いっぱいぐらいまではですね、役場の窓口のほうで支給することができますというふうに通知をしております。それ以降になりましたら、もう一応お金を借りてその祝金を準備しておりますので、一回精算させていただいて、取りに来られる方につきましてはですね、口座を調べまして、その振り込みをするためにまずは通知をして、間違いなければその口座に振り込みますということでやっております。

以上です。

○委員（佐伯金也君） はい。10番 佐伯です。

金額が安いからあんまり経費をかけないほうがいいんじゃないかという考え方ではないんですが、要するにそのそれに関わる職員の人件費とかいろんなものを考えたときね、もう口座振替のほうがもう速く済んでいいんじゃないかなというつもりでこちらのほうは意見を述べさせていただいております。まず、その敬老祝金があるから、職員の方たちが各敬老会の会場に行って、お手伝いをされますから、それもいいことだと思いますし、各地区が助かることだと思いますが、もうこれがなければならぬ職員も減るんじゃないかなという気持ちがあったもんですから、お尋ねしたわけなんです。敬老祝金の配布がなければ、

職員が通常、その例えば村山だったら4人とあったところがもう2人で済むということになるんじゃないかなということになれば、要するに休日出勤が減る、そうするとそれを人件費に換算するとかなり浮くような気もするものですから、その点どんなもんかなと思ってお尋ねしたわけですね。

○住民福祉課長兼生活環境課長（安藤吉孝君） 安藤です。

今、御指摘のとおりです。私も今までの配布の仕方についてはですね、改善すべきと思います。22日に駐在員会議がございますので、駐在員会議の席ですね、今年は4月に変わられますので、今の駐在員さんが敬老会で感じた感想とですね、後に変更された駐在員さんとお話をさせていただいて、アンケートのかたちでお返しをいただくように、今考えておりますが、今おっしゃった意見のことでですね、十分参考にさせていただいてですね、今年の敬老会からはなるべくスムーズにですね、対応できるようなかたちを考えていきたいと思っておりますので、またその時はよろしく願いいたします。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかにありませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

この給付率は、何%になったのかな。

○福祉係長（岩下雅広君） はい。福祉係 岩下です。

平成27年度につきましては、100%です。

○委員（興柁壽一君） 100%。

○福祉係長（岩下雅広君） 全て振り込んでおります。

○委員長（立山広滋君） ほかなかですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第22号、高森町敬老祝金給付に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題と

します。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長兼生活環境課長（安藤吉孝君） 安藤でございます。

各担当の係長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○福祉係長（岩下雅広君） はい。福祉係 岩下です。

歳入予算から説明いたします。

12ページをお開けください。

12款、第2項、第3目、第3節の児童福祉費負担金現年分ですけれども、合計で188万円の減額をしております。内訳としましては、高森保育園の入所児童分が94万1,000円の増額、広域入所の児童分といたして282万1,000円が減額としております。次の第4節児童福祉費負担金滞納繰越分ですけれども、こちらは高森保育園の入所児童分の過年度分が増額となっておりますので、11万1,000円を増額しております。

続きまして、13ページをお開けください。

13款、第1項、第3目の第2節児童福祉施設使用料現年分ですけれども、こちらは町立保育園の入所児童分で149万7,010円の増額で、広域入所児童分で高千穂町分で200万円の減額をしております。合計で50万3,000円の減額をしております。第3節の児童福祉施設使用料滞納分ですけれども、こちらは町立保育園の入所児童過年度分といたしまして1万6,000円の減額としております。

引き続きまして、14ページ、第14款、第1項、第3目の第3節児童手当負担金といたしまして282万4,000円の減額をしております。次の第9節子育て世帯臨時特例給付金で10万2,000円の減額をしております。こちらは支給が完了しておりまして、対象を減額しております。

○住民係長（石田昌司君） 住民係 石田です。

15ページをお開きください。

住民係関係の歳入補正の主なものを御説明します。

第14款の国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目の総務費国庫補助金の5節の個人番号カード交付補助金ですが、これは総務省からの補助金が追加交付されたことに伴いまして116万9,000円を増額しております。

○福祉係長（岩下雅広君） はい。福祉係 岩下です。

続きまして、第3目の第3節子育て支援交付金、地域子育て支援拠点事業といたしまして1万8,000円の減額、一時預かり事業、幼稚園で行われております

一時預かり事業としまして35万7,000円の減額をしております、合計37万5,000円の減額としております。

同じく15ページの第14款、第3項、第3目の民生費国庫委託金ですが、第2節の特別児童扶養手当事務委託金といたしまして8,000円の増額としております。

はい、16ページをお開けください。

第15款、第1項、第3目の第4節児童手当負担金で、こちらは県の負担金で60万8,000円の減額としております。

続いて、17ページをお開けください。

15款、第2項、第3目の第1節社会福祉総務費補助金といたしまして、民生委員の活動費といたしまして7,000円を増額しております。こちらはですね、年度途中でお一人の方がお亡くなりになりましたので、後任の民生委員を選任したことによります事務費の増額分です。

続きまして、第10節の子育て支援交付金ですが、こちらは国と同じように地域子育て支援拠点事業で1万8,000円の減額、幼稚園の一時預かり事業で35万7,000円の減額といたしております。

18ページをお開けください。

第15款、第3項、第3目の第2節第10回特別弔慰金支給事務交付金といたしまして、1万円の増額としております。こちらは第10回の特別弔慰金の請求件数がですね、3月1日現在で48件ありました。その分を県に進達してございまして、その進達件数によりまして、県のほうで交付金が支給される見込みです。

続きまして、20ページをお開けください。

第20款、第4項、第3目の第1節過年度収入といたしまして、平成26年度保育所運営費国庫負担金過年度精算分といたしまして25万9,950円、次の平成26年度の保育所運営費の県費の負担金の過年度精算分といたしまして12万9,975円、合計38万9,000円の増額で計上しております。こちらは、平成26年度の国、県の保育所運営に係ります負担金の過年度分といたしましてここに計上しております。

歳入については以上です。続きまして、歳出を。

○住民係長（石田昌司君） 住民係 石田です。

歳出予算も主なものについて説明します。

27ページをお開きください。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費ですが、18節の備品購入費として個人番号カード専用プリンタの購入費65万9,000円、19節の負担金補助及

び交付金として、先ほど申しあげました個人番号カード交付補助金116万9,000円を増額しております。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） はい。福祉係 岩下です。

続きまして、30ページをお開けください。

第3款、第1項、第1目の社会福祉総務費ですけども、ここで主なものは第20節の扶助費、敬老祝金の27万8,000円を減額しております。

続きまして、31ページをお開けください。

第3款、第2項、第2目の20節扶助費ですけども、一応児童手当の385万円を減額しております。

次の第4目の児童福祉施設費ですけども、32ページをお開けください。第19節としまして、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金としまして220万2,000円を減額しておりますが、こちらは制度の改正に伴いまして、公定価格の加算の中にこの処遇改善の分が含まれますので、補助金としては必要ないということで減額しております。

主なものは以上です。

○委員長（立山広滋君） 以上ですか。

○福祉係長（岩下雅広君） はい。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋です。

個人番号カードプリンタの購入、27年、始まって、もう発行が始まっていると思いますが、高森町では申請と発行数とがどれくらいになっているかおたずねします。

○住民係長（石田昌司君） はい。今日現在でですね、すみません、住民係 石田です。

今日現在で個人番号カードが届いているのが247枚です。そのうち、交付したのが71枚交付しております。それと、あとまだ通知カードですね、取りに来られていない方がちょうど100枚、100世帯ですね、残っています。

○委員（本田生一君） そういう人たちは、おらすとね。そん取りにこらっさんと。

○住民係長（石田昌司君） まだ。住民係 石田です。

一応まだ文書でですね、今月頭に3月31日までに取りに来てくださいという文書をまだ一応今のところ出してて、今待っている状態です。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかなかですか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長兼生活環境課長（安藤吉孝君） 安藤です。

28年度予算につきまして、担当係長のほうから説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○福祉係長（岩下雅広君） はい。福祉係 岩下です。

19ページをお開けください。19ページ。

主なものについて説明いたします。

第14款、第1項、第3目の第8節年金生活者等支援臨時福祉給付金、4,158万2,000円です。こちらは、平成28年度に65歳以上になれる方の平成27年度に支給しました臨時福祉給付金の支給対象者が対象となっております。現在のところ1,377名おられます。これは1人あたり3万円を支給する給付金です。

続きまして、第9節簡易な給付措置・年金生活者等支援臨時福祉給付金、こちらは平成28年度に実施される給付金で、町民税均等割の非課税対象者に1人あたり3,000円、なおかつその内の障害年金または遺族年金をもらっていらっしゃる方に3万円を加算して支給するものです。現在のところ見込みとしましては、その非課税対象者2,000名、この年金受給者の見込みとしまして130名を見込んでおります。合計1,101万4,000円の予算を計上しております。

○住民係長（石田昌司君） 住民係 石田です。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目総務国庫補助金の第1節の個人番号カード交付補助金ですが、平成28年度分の補助金として63万5,000円を計上しております。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） はい。福祉係 岩下です。

続きまして、第14款、第2項、第3目の第2節子育て支援交付金といたしまして、20ページをお開けください。すみません。第2節の子育て支援交付金ですけれども、こちらは27年度から当初から始まりました新しい補助制度でございまして、高森保育園の延長保育事業、高森認定こども園に委託しております放課後児童健全育成事業、あと子育て支援センターのほうで事業をしております地域子育て支援拠点事業、あと高森幼稚園の一時預かり事業ということでここに計上しております。合計で349万9,000円の予算を計上しております。こちらは、国、県、町とも3分の1の補助となっております。

以上で歳入のほうは以上です。

続きまして歳出のほうを。

○住民係長（石田昌司君） 住民係 石田です。

歳出の主なものについて説明します。

52ページをお開きください。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費ですが、第13節の委託料に住民システム関係の委託料を、14節の使用料及び賃借料にシステムのリース料などを計上しております。

53ページをお開きください。

第19節の負担金補助及び交付金ですが、先ほど歳入で申し上げました個人番号カード交付補助金63万5,000円を計上しております。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） はい。福祉係 岩下です。

59ページをお開けください。

第3款、第1項、第1目の第19節、臨時福祉給付金、先ほど御説明いたしました平成27年度の年金生活者等支援分といたしまして4,131万円、1,377名分を見込んでおります。次の平成28年度年金生活者等支援分といたしまして390万円、130名を見込んでおります。次の簡易な給付措置給付金といたしまして600万円、これ2,000名を見込んでおります。次の20節の扶助費の敬老祝金ですけれども、こちらは一応単価2,000円の金額で計算をしております。474万円分を見込んでおります。

続きまして、66ページをお開けください。

第3款、第2項、第1目の第20節扶助費で出産祝金といたしまして500万円を計上しております。

66ページは主なものは以上です。私のほうから主なものは以上となっております。

ます。

○委員長（立山広滋君） はい、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） ありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。
続いて討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。
これから、本案について採決します。議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、住民福祉課に関連する付託案件については終了いたしました。

住民福祉課の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第2、所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、1. 社会福祉と健康に関する事項、2. 健康保険税に関する事項、3. 保育園に関する事項、4. 学校教育及び社会教育の振興に関する事項、以上、4項目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、文教厚生常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時50分

平成 28 年第 1 回定例会

建設経済常任委員会会議録

平成 28 年 3 月 15 日

高 森 町 議 会

平成28年第1回定例会建設経済常任委員会記録

平成28年3月15日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） おはようございます。定足数に達しましたので、建設経済常任委員会を開会します。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第1、付託案件の審議を行います。本委員会に付託されました案件について審議いたします。まず、建設課関連の議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言って発言してください。それでは、建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課 松本です。過疎計画につきましては、建設課関係は25ページからとなっております。25ページには、交通通信体系の整備、または情報化及び地域間交流の促進ということで、建設課関係では交通通信体系の整備と、その次ページのその他対策ということで、交通通信体系の整備の中で国道、県道、町道というふうに分類がされております。それからまた、中身の文章につきましては、現在のですね、数字辺りに変更しているようなところでございまして、27、28年度から32年の5カ年の、事業計画としましては、28ページの、これは土木関係になりますけれども、この一覧表等となっております。それから、30ページの生活環境の整備ということで、水道関係、それから生活排水処理ですね、の合併処理浄化槽辺りの生活環境に絡みます、住宅係と水道係の文章を述べております。今の事業関連につきましては、35ページのほうに、今計画として住宅係関係、あとはもう水道係関係の事業の計画を掲載しているような、でございます。私のほうから以上、概要を述べさせていただきました。

○建設課長補佐（荒牧 久君） はい、委員長。建設課 荒牧です。

それでは、説明に入らせていただきたいと思います。まず文章関係なんですけれども、25ページをお開きください。

これはあの、今の現状に合わせて、文章をですね、若干変えております。幅・津留遺跡の発掘ですね。この辺はもう完了いたしましたので、改良工事、上からですね、交通通信体系の整備の上から5行目からですね。これは幅・津留遺跡の完了、発掘調査の完了に伴いまして、文章も若干こう変えております。現状

に沿った形で変えております。

それから次の26ページなんですけども、これは国道ですね、その他、その対策としまして、①の国道ですね。この265号の上色見地区の一部を改良し、というところを変えております。あとその県道につきましては、津留柳線について文章を若干変えております。文章につきましては以上でございます。

続きまして、28ページの事業計画をお開きください。これは路線を上げておりますので、大体どの辺りかということをお説明申し上げたいと思います。西原・前原線の防災道路は、現在の前原地区の復旧復興防災道路であります。村山・高尾野線につきましても現在の改良工事の地区でございます。

続きまして、色見環状線の改良をしています。これは、西丁・戸狩間の改良を計画を出しております。それから、上ノ園・村中線ですね。これは前から継続なんですけども、これは横町の金光教から、村中中団地ですね、間（かん）の改良を計上しております。

それから津留・豆塚線ですね。これは津留のアルファテックのところから、高森中央線間の改良を計上しております。

それから、中川原・西部線改良工事ですね。これは、中川原団地から、森・豆塚線ですね。ダイレックスの前の町道に抜ける改良工事を計上しております。

それから天神・前原線の改良、これは中学校の東門の三叉路から、フレインまでですね。あの間を改良を計上しております。

それから、横町・湧水館線、これは新設道路で横町の金光教から湧水館に抜ける新設道路を計上しております。

向線の整備事業ですが、これは村山のですね、これも新設です。向線の北側に内山さんのところの家があるんですけども、その前の道路を、改良を計上しております。

それから、これは仮称でつけてるんですけども須坂線ってことで、橋本桂馬さんの家ですね、そこから斜めに入る、須坂団地に抜ける道ですね。それを計上しております。

それから須坂・天神線ですね。これは高森タクシーから含蔵寺のお寺ですね、の駐車場までを計上しております。

それから、須坂・尺司線ですね。これあの、永松さんというお宅があるんですけども、高崎さんの前の家なんですけども、そこから円福寺・坊ヶ平線の交差点まで。まあこれ、途中、町道じゃないんですけども、一応その改良を計上しております。

それから天神・尺司線の整備事業、これは高森タクシーから先ほど申し上げま

した、永松さんところの角までを計上しております。

それから、下町・山王園線の整備事業ですが、これは下町のB団地ですかね、橋のところからですね、県道熊本高森線まで改良工事の計画を計上しております。

それから下町線の整備事業、これは杉永石材本店の裏のところから農協の加工場ですか、踏切のところの、あの斜めに抜ける道ですね。あれを計上しております。

それから津留・宮ノ前線の整備事業です。これは矢村社の入り口、矢村社からですね、津留の渡邊廣さんところに抜ける道ですね。その前、基本の測量だけは、現況測量だけは終わっております。その計画をあげております。

それから下町・昭和2号線の整備事業。これは今現在、測量設計がっております。昭和の王来軒から、石田さん宅ですね、ところまでの改良工事を計上しております。

続きまして、中学校西口線ですが、これは中学校の西門ですね。それから色見環状線までの間ですね。当初でも計上しておりますけども、その改良、舗装、側溝の整備事業の計画を計上しております。

それから大村・上平原線整備事業。これは265号の、大村のところから堀田石材に抜ける道を改良計画を計上しております。

あとは大体、経常的なものなんですけども、美化側溝、それから道路舗装、それから道路台帳の修正、道路愛護、それから路面性状構造調査、交通安全施設整備、橋梁調査及び補修事業を計上しております。土木につきましては以上でございます。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係 野尻です、よろしく願いいたします。

住宅係関連の御説明をさせていただきます。まず文章のほうからですが、30ページをお開きください。一番下の行になります。生活排水処理ってということで、平成27年度末の浄化槽普及率は42%となっております、平成22年度末からの36%から上昇はしているんですけども、白川源流としてですね、水環境を保護するためにはより一層の普及を図る必要があるということです。

また、31ページの一番下の行になります。同じページですね。住宅の整備ってということで、本庁における公営住宅の修理状況は、今年度現在で公営住宅が234戸、特定公共賃貸住宅が6戸、貸付住宅が13戸の253戸となっております、しかしながら、耐用年数を経過した住宅については、老朽化が進んでおります。このため、早期に建て替え事業を開始し、入居者の高齢化に伴う住宅の改修、身障者の方が住みやすい環境づくりを計っていく必要があります。

なお、32ページの(2)の(ウ)とですね、34ページになります、(2)

の一番最後、（カ）ですね。内容は同じような内容となっておりますので、ここは割愛をさせていただきます。

具体的な計画ということで、35ページをお願いいたします。最後のページになります。生活環境の整備ってということで、（2）下水処理施設、これ合併処理浄化槽ですね。こちらの設置、計画ということで、平成28年から平成32年度で200基ということで計画をしております。

（5）ですが、町営住宅の景観向上事業ということで、これは継続的に行っております、主に外壁塗装を28年から32年の間でも継続していくという計画を立てております。

また、中川原団地の建替え事業ですね。こちらのほうも計画していく必要があるということになっております。住宅係からは以上でございます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課 松本です。

お断りですけれども、水道系のほうが、昨夜の火災の対応ということで、飲料水が非常に村山配水池の方が不足しております、そちらの対応でちょっと委員会のほう、係長が欠席させていただきますのを、お断りいたします。

変わりました、御説明を申し上げますけれども、水道に関しましては文章的などこの、数値はございませんでしたので、大幅な変更はございません。よって、35ページの事業計画の内容としましては、水道に関しましては、管路図作成のシステム事業ということで、計画をあげております。管路図辺りが、高森はうちのほうにきちんとしたものがないということで、できますならばこれにですね、着手したいということで計画をあげさせていただいております。それから、既設老朽化の敷設替工事につきましては、現在も年次計画といいますか、計画的に行っておりますが、今後も老朽管の敷設替を逐次行なっていくということで計画をあげさせていただいております。

それから、メーター器取替につきましても継続ということで、計量法に基づきます、メーター器の取替えをですね、計画に、毎年行っておりますが、これも当然計上して、進めていくということで、計画をあげさせていただいております。それから水道施設町営化事業ということで一カ所とはなっておりますが、御承知のように部落水道辺りが町内にはございまして、町へのですね、水道町営化ということで、計画をですね、あげるということで、一カ所あげさせていただいております。そこは企業会計機器の導入ということで、企業会計に移行するってというのはなかなか、ハードルが高いものがございますけれども、県の指導あたりもあつてということで、以前から協議はされていっているところではございますけれども、具体的にですね、この5カ年の以内にですね、着手をしていかなければなら

ない時期が来ているということで、機器導入の計画を計上させていただけるというのが、水道係の関係に関しましては、以上でございます。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（岩下健治君） はい、2番 岩下です。

すいません、28ページのですね、この32年度までの事業計画の中で、昨年まで上がっておりました、男原線が上がっておりませんよね。まあ、これは過疎の計画は変更ができますので、どうのこうの言うわけじゃありませんけども、それはちょっと、悪いけど考えられないということなのか、それと35ページのですね、水道の管路図の作成っちゅうとはもう、何十年も前からずっと、なんか上がってきたような感じがいたしますけど、今は整備があんまり古くてなされていないということですけども、これ非常に故障とか、かなり老朽化してきますと多くなると思いますが、かなりこれ急いで管路図を作つとられないと、毎年のまだそういう話聞くかどうか分かりませんが、渡邊さんがおったように、あの人ならわかるところから作ろう作ろうっていう話からで、ずっともう2、30年その話は続いてきたと思うんですよ。やっぱりその整備は、やっぱりもうちょっと明確に打ち出されたほうがいいんじゃないかと思いますがどうでしょうか。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課 荒牧です。

男原線につきましては、辺地であげております。辺地計画です、はい。あと総合計画にも載せたと思うんですけども、あとほかに総合計画あたりはですね、社倉・水迫とかも、社倉・水堪、他の路線辺りももう、路面性状調査がある程度、今年で、悪いところはですね、終わっておりますのでそこら辺りの舗装の計画もですね、一緒に今後あげていく予定でございます。以上です。

○建設課長（松本満夫君） はい、建設課 松本です。

今、計画は山村振興のほうにも男原線はあげてあります。それと、管路図は御承知のとおり、今あるのが渡邊さんの記憶にたどって作ってあるというふうに私どもも引継ぎを受けておりますし、それに今、いろいろ給水工事とか、修繕とかいろいろしたときに、整備して書き込んでいってるような状態でございます。で、どこまできちんとした管路図と言いますかですね、今言ったデータ化だとか、そういったのですの一番ふさわしいということなんですけども、もう今年度辺りにですね、そういった専門業者にですね、ある程度見積りを取って、どのくらいの、ほんとに事業がかかっているのかということで、具体的にはやっぱりもう本当に必要ってことは十分承知しておりますので、取組んでいきたいというふうに考えております。とりあえずはですね、平成28年度の予算でも計上させてい

ただいておりますけども、今あるのが、かなりぼろぼろになって、見えにくくなってるので、その原図、最初原図はあるんで、それをちょっとまず印刷して、復元して、とりあえずその新しいシステムができあがるまでのつなぎは、対応はしたいというふうに本年度はそういうふうな考えでいます。以上です。

○委員長（後藤三治君） はい、ほかに何かございませんか。

○委員（芹口誓彰君） 27ページ、1番、1行目。

今後も整備基本計画に基づいたというような文章がありますけれども、この整備基本計画というのは、この過疎計画だけじゃなくて、辺地計画も併せた総合計画に併せた、そういった整備基本計画ということでしょうか。

○建設課長（松本満夫君） はい、この計画でだけではなくあの、今委員がおっしゃいましたような、県のは県のほうで、地域計画とかいろいろあるんですが、全ての計画に基づいたというふうな解釈でございます。

○委員長（後藤三治君） よろしいでしょうか。はい、ほかには何か。

○委員（田上更生君） 田上です。

28ページの方で、今まあ、岩下委員、あるいは芹口委員の質問の中の確認ですけども、手前味噌な話ですけども、片山・下山線が、概要書の中にも入っていますけれども、この中には入ってませんが、岩下委員、あるいは芹口委員への答弁の内容と理解していいんですか。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課 荒牧です。26年度もですね、27年度も、片山・下山線、辺地計画で起債を充当しております。ですので、片山・下山線については、辺地計画で対応を、来年度も考えを、辺地計画の起債を充当するような考えで、財政とも今後話を、協議を進めていきたいと思っております。以上です。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。今の関連ですけどね、私はさっき聞きました、総合整備計画、これについては、高森色見、色見については辺地対象にならんから、過疎にて対処しますと、そういった山東部については辺地で対処しますというふうな、今の答弁の感じがしたわけですけども、辺地になったらかなりその採用件数っていうのは少なくなる、絞られるんですね。過疎のより多くはない。ということであれば、路線数というのは限定されるわけですよ。そういった中で、その総合的に山東部の道路整備というのをどういうふうにするか、計画の中に入れて、今後整備していくのか。考えをちょっと、お聞かせていただきたいと思いますけれども。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課 荒牧です。

以前はですね、非常に辺地の起債の充当というのは厳しかったようなんですけ

ども、最近はですね、その枠というのは結構充当がされているような状況に見られると思います。起債の、交付税の還元につきましても、辺地のほうが80%、元利償還金に対しまして。それから、皆さん御承知と思うんですけども、過疎は70%ということで、辺地のほうがより有利ということで、最近は辺地の充当もなされてるような状況であります。以上です。

○委員長（後藤三治君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（森田 勝君） 私は31ページからですね、2ページにいくところの、住宅関連。あれは35ページ、中川原団地とかの建替えの件がでていますが、これはご存知のようにですね、大変古くなっています。どんどん、住宅がですね。それでこう、今現在の、例えば阿蘇の噴火、それから地震、このような対応の中でですね、そういう対応ができるような、住宅がほとんどこう、見受けられんような感じがするわけですね。その中において、今後そういう事態が発生した場合ですね、町としてはどういうふうな考えで取り組んでいくのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○建設課長（松本満夫君） 建替えに関しましては、以前議会の中でも議論させていただいたところがございますが、ずっと先送りになってるという、いろんな事情でですね、財政的な面、入居者のアンケート調査ば行った、それから要望的な面とかも、いろんな総合的な話で今、先送りになってるところでございますが、災害に対応したという、まあ住宅ということではございますけども、災害とか、防災とか、そういった面に関しましては、町営住宅だからだけが、まあ対応というわけじゃございませんので、そういった災害が起きたときはですね、町の全体で、全体と言いますか、防災係とかおりますけれども、総合的にですね、住宅も協力しながらそういった対応をしていく考えではおります。住宅係だけの災害の対応というじゃなくて、地域住民のですね、具体的防災災害の対応をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（森田 勝君） はい、森田です。

今ですね、課長のほうから話がありましたが、御存じのように住宅の中を見ますとですね、一人老人の家庭も大変多ございます。その中でですね、やはりこう先ほどから言いますように、災害があった場合ですね、また一軒ならですね、一軒で何名かおられるなら、その中で通信網も発達しているわけで、今のような状態の中でですね、住宅、特に、町営住宅なんかを見ますと、範囲がこう、広くてですね、ポツンポツン建っているような状況も見受けると。それでですね、今後はやっぱり集中的に、一カ所なり、二カ所なりにですね、せっかく町営住宅を建てるならですね、そういう危険を、今後どういうふうにご考慮されるのかも

聞きしたいんですが。今から建つんならですね。

○建設課長（松本満夫君） 当初の中川原団地の建替計画は、委員さん御承知のように、耐用年数を過ぎた、村中、村中中、山王園団地、中川原団地、そういった団地をまあ、あっちをもう移してきますからね。そして、今の、現在の中川原団地のほうに集約する、集合的にするという考え、計画があったわけですけども。その計画は、基本的な考え方はゼロになったわけではございません。今後、新たにですね、また計画と言いますか、見直しをしてから計画する場合には、そういった流れになるのではないかというふうには考えておりますけど、災害、かなり独居老人とか、一人暮らしの高齢化が進んで、そういった感じで、災害あたりですね、即座に対応できるような体制には、今ちょっとになっておりませんが、これは住宅係だけの対応では厳しいものがございまして、地域のですね、民生委員さん辺り、地域の力をお借りしながらですね、個人住宅、町営住宅、一緒になる考え方で、一緒に見守って、地域で、いただきたいということで、災害の対応についてはそういう考えではあります。

○委員（森田 勝君） はい、森田です。

まあ、これあの私の地域のですね、住宅が御存知のようにありますが、町営住宅がですね、私はすぐに建てるのかなとかじゃなくて、ある程度ですね、これは先ほど課長が話されましたように計画的にこう、建てられるというような話じゃございまして、あのですね、やはりこう、一人老人も多いし、私は老人で、高齢者で、年金暮らしという話も聞きます。しかしですね、やはり私はこう、行くところは行く。まあこれ、行くということは、語弊になりますが。そういうですね、心持ちもなからんと、高齢者だからとか、そんなことば話しよるならですね、進まないと思いますので、どこかで打ち切ってですね、やはりこう進んで、前向きに考えていくような方向ばですね、お願いしていきたいと思います。とにもかくにも、そういうことで、今後の対応をですね、お願いしていきたいと思います。

○委員長（後藤三治君） 他にありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） すみません、私から、1、2点質問させていただきます。後藤です。

現在の町道につきましては、206路線、267キロということです。相当、路線数も多いわけですが、そのあたり改良済みが59.2%、舗装されてないところも5%強あるというふうに聞いておりますが、まあ年々、新設されると、当然また路線数も増えてくるわけですが、町道全体の見直し計画は、担当課としては考えておられるのかを、まず一つお願いしたいなと思います。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

町道の見直しをどうかという件ですけども、現在のところその全体的な見直しは、計画というか、考えは今のところございません。まあ、随時終点変更とか、いろんな変更があった場合、あとまた、新規事業でどうしても町道認定が必要といった事態があった場合の随時的な変更は考えてますが、全体的にここを削除して、ここを認定とかそういった、大幅な、大規模なメンテ作業は、今のところは計画しておりません。

○委員長（後藤三治君） はい、もう一点、質問します。後藤です。

住宅なんですけど、この中で、近年のですね、夫婦共働きの所得の向上等がみられることにより、中堅所得層が増加していることから特定優良賃貸住宅の整備拡充となっておりますが、特定優良賃貸住宅とは、どういったものになるのかをちょっと教えていただきたい。

○住宅係長（野尻典男君） はい、住宅係の野尻です。

特定優良賃貸住宅と言いますのは、要するに所得制限をこう設けた中で、普通なんというのかな、普通の、特定公共賃貸住宅っていうのは、所得制限がないっていうところで入れられるんですけども、特定優良賃貸住宅っていうのは、今ある、決められた所得をオーバーするんですけども、一応決められてるというような、中堅の所得者向けに提供するような住宅になります。ちょっとややこしいんですけど、はい。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。現在、うちにあるのかどうかです。

○住宅係長（野尻典男君） ございません。

○委員長（後藤三治君） ないと。

○住宅係長（野尻典男君） はい。

○委員長（後藤三治君） ああ。

○住宅係長（野尻典男君） だから、どちらかしかないということです。

○委員長（後藤三治君） ああ。

○住宅係長（野尻典男君） はい。

○委員長（後藤三治君） もう一点、すみません。先ほど森田委員のほうからも言われましたけど、中川原団地の建替事業費の、まあ、上がっておりますけれども、概ねだいたい何年頃にその計画を。要するに、5年間その計画ですので、要するにもう、例えば2、3年後するならもう、今からせな、しとかないかんととなりますが、この計画載っただけなのか、5年間の内、その計画あるのかどうかをちょっとお聞かせください。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

中川原団地、まあ耐用年数過ぎた住宅に関しましては、今現在はですね、もう退去者が出た場合には、新たな入居はもうしないということで、まあ政策空家として、将来的な建替えを見越した政策空家で、今現在のところは立てておりますので、ただ具体的に何年度からということは、まだ、はい、30年度からしますとか、そういう、今現在はありませんが、この5カ年の中で、30年度を目安にですね、そういった具体的に設計辺りの計画に着手したいという計画はあげております。以上です。

○委員長（後藤三治君） せっかく計画を立てましたので、計画にそった事業を進めていただきたいと思います。私のほうからは以上です。ほかにありませんか。

○委員（森田 勝君） あのちょっと、今の件ですばってん。森田です。

今ありましたように、特に公営住宅に入っておられる方がですね、まあよく話を聞くんですけど、私たちはもうこのままでいいというような話もございます。先ほど言われましたように、30年度に計画を立てておられるならですね、早くこう話を、住宅の人にそういう話をされないなら、急に来年から建て替えますとかですね、それを早めにですね、対応されますようによろしく願いをしておきたいと思います。以上でございます。

○委員長（後藤三治君） はい、それでは討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論終わります。これから、本案について採決します。議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課 松本です。

順次、ページをおってですね、担当係のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（後藤三治君） はい。

○建設課長補佐（荒牧 久君） はい、建設課 荒牧です。

まず、6ページをお開きください。第2表繰越明許費、7の土木費、項が道路橋梁費の1億5,731万5,000円につきましては、これ全員協議会で御説明を申し上げたとおりでございます。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係の野尻です。

13ページをお願いいたします。はい、住宅係といたしましては、住宅の家賃、使用料につきまして、現年度分と、滞納繰越分、こちらのほうを減額をさせていただいております。以上でございます。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課 荒牧です。

14ページをお開きください。10の災害復旧費国庫負担金、災害復旧施設災害復旧費国庫負担金、342万2,000円を減額しております。これは全員協議会で触れました、繰越等の調整で減額をしております。繰越は、柳谷・木郷線でございます。

続きまして、15ページをお開きください。土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金、1,049万6,000円を減額しております。これも路線につきましては、全員協議会で申し上げましたとおり、繰越との調整で、西原・前原線、それから片山・下山線、村山・高尾野線を。それから、路面性状調査、この繰越をお願いしているところでございます。それから3番の狭あい道路整備等促進事業費補助金、540万円を減額しております。これにつきましては、村山・旭通線を、繰越をお願いしているところでございます。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係の野尻です。

同じく15ページをお願いいたします。一番上のところですが。国庫支出金、国庫補助金の衛生費国庫補助金ですけども、これは浄化槽の補助金ということで、補助を受けてる分で、168万2,000円の減額をいたしております。

続きまして、7の土木費国庫補助金、2のところですね。住宅社会資本整備総合交付金ということで、下町A団地の景観向上事業ということで、外壁塗装におきまして、54万5,000円の減額をいたしております。以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課 荒牧です。

25ページの交通安全対策費につきましては、調整額ですので、省略させていただきたいと思っております。

○住宅係長（野尻典男君） はい、住宅係 野尻です。

17ページをお願いします。県支出金、県補助金ということで、これも先ほどと同じですけども、衛生費県補助金ということで、合併浄化槽の補助金につきまして85万6,000円を減額させていただいております。以上です。

歳出のほうですけども、合併処理費ということで、歳出のほうが224万3,000円の減額をさせていただいております。以上です。

○委員（芹口誓彰君） 今説明があつておりますけれども、いくら減額するというのを見ればわかる話ですので、減額の理由をですね、併せて説明をしていただくと、審議のしようがございませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（後藤三治君） 減額で、例えば何基予定だったのが、何基減ってというような形で説明をお願いしたいと思います。

○住宅係長（野尻典男君） 委員長。内訳ですが、当初33基予定していたものが25基、今年度の実績ということで減額させていただいています。以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課 荒牧です。

38ページをお開きください。まず、土木総務費の賃金136万7,000円減額しております。これは臨時職員の賃金、これは6月で組んでおりましたけども、職員が入りましたので、この分の賃金は今回の補正で減額させていただきました。

それから、2の土木費降灰対策費、13の委託料200万円を減額しております。これは昨年火山灰が降りませんでしたので、200万円、そのまま減額しております。

それから、土木費の道路橋梁費、道路維持費、まず、役務費の83万4,000円の減額につきましては、登記の未登記地域の登記の残を減額を補正をしております。それから、13委託料、218万円の減額です。これは、道路台帳修正業務、それから、路面性状調査の入札残を減額しております。

そして、工事請負費385万7,000円の減額につきましては、工事の入札残及び西原・前原線の側溝整備を計画しておりますけども、近隣者の調整がつかず、本年度減額をしております。予算は、これは300万円でした。全額減額しております。

続きまして、2の新設改良費、12の役務費、207万4,000円。これは、全員協議会で申し上げました、繰越の調整で減額をしております。15の工事請負費、54万9,000円についても同様でございます。17公有財産購入費、1,167万1,000円の減額についても同様でございます。

それから、19の負担金補助及び交付金、48万7,000円の減額につきましては、昭和地区の部落道舗装の5割助成ですね。これをする予定でございましたけども、近隣者との調整がつかせませんでしたので、48万7,000円減額しております。それから、22の補償、補填及び賠償金につきましては、1,828万7,000円増額につきましては、全員協議会で御説明を申し上げたとおりでございます。河川費につきましては、調整の減額でございます。以上です。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係 野尻です。

同じページになります。土木費、住宅費の中で、修繕料といたしまして80万円の増額をさせていただいております。これは、1月の末に起きました大寒波ですね、その際にボイラーの故障が4基、その他水道破裂によります、その修理関係ということで、80万円の増額とさせて、計上させていただいております。

工事請負費ですが、これは町中団地の屋上防水工事に伴う入札の残というところで減額をさせていただいております。

続きまして住宅建設費ですが、まず委託料といたしまして、下町A団地の景観向上事業の設計委託料というところで、13万8,000円の減額。その下の工事請負費で、同じく本工事ですね、というところで、109万円の減額をさせていただいております。以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課 荒牧です。

45ページをお開きください。災害復旧費の目、公共土木施設災害復旧費、15の工事請負費、346万7,000円減額しております。これは、先ほど歳入でも申し上げました柳谷・木郷線の繰越と、工事残、入札残の調整として減額をしています。以上でございます。

○委員長（後藤三治君） ただいま、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（森田 勝君） はい、ちょっとお伺いします。

38ページと39ページの西原・前原線と昭和地区で、近隣者の調整がつかないような話がありました。これ、どういう内容ですか。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課 荒牧です。

まず、工事、調整がつかなかったといえますのは、西原・前原線ですね。前原入り口から、田楽村の間の約100メートルぐらいのところなんですけども、田楽村の下の地権者の方との、田楽村の南側です。南側にハウスがあるんですけども、その方との調整がつかなかったもんですから、とりあえず弁護士の方の話によりますと、地権者の了解を得られなくちゃいけないというような話ですので、なかなかその話まで行きつかなかったものですから、交渉してるものの、了解を得られなかったというのが実情でございます。

それから、昭和地区、この地区につきましては、中川原団地の南側になりますけども、辻民宿ですね。あの辺りの地区の方の、お互いのこの調整が、話し合いがまとまらなかったもんですから、次の28年度でまた、要望を伝えておりますので、本年度はやれなかったというのが現状でございます。以上でございます。

○委員（森田 勝君） はい。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員（芹口誓彰君） 先ほど13ページ、話がありましたが、住宅使用料現年分、この138万6,000円の減額費用の説明がありませんでしたが、説明をしてください。

- 住宅係長（野尻典男君） 住宅係 野尻です。この138万6,000円につきましては、まずは空家といいますか、もう入居させない部分の、家賃収入がもうストップするということとですね、あと前年度が若干こう、大きめの予算でちょっと組んでありましたので、その分の減額と、あとは家賃の増減ですね。前に入っておられた方、新しく入ってこられた方、その差額の部分がマイナスの部分になってるところで、138万6,000円の減額とさせていただきます。
- 委員長（後藤三治君） 私から一点だけお聞きします。39ページです。後藤です。先ほどの住宅管理費の11節の需用費の中で、修繕料、ボイラーの寒波による故障ということですが、基本的に住宅のボイラーは、私は、個人持ちかなと、個人所有かなというふうに理解していたんですが、これ町の所有なんですか。
- 住宅係長（野尻典男君） 委員長。住宅係 野尻です。あくまでも過去の慣例として、現在、今はその、こちらの役場のほうで修理のほうはしているというのが現状になるかと思います。
- 建設課長（松本満夫君） 建設課 松本です。今、委員長が申されましたように、古い住宅ですね。中川原団地とか、それから施設の古い住宅に関しては、風呂釜だとか、ボイラーとかは、もともと町の施設に備えてないもので、もう個人の。それと、比較的新しい住宅ですね、旭とか、下町とかあんな。そこはもう、町の持ち物、まあ町の施設というか、住宅の施設のことと、もう町が管理している、修繕あたりは町の予算で対応してます。
- 委員長（後藤三治君） 後藤ですが。基本的に新しい住宅は貸出をする中で、要するにボイラーやらもセットで貸しとるといふことか。入るとるか。入るとるですか。よくあの、古い住宅見ると、風呂とかないところもあるけんね、ボイラーもつけんで。
- 建設課長（松本満夫君） そうです。今言ったように、あがんとこはもう自分で釜ばもってさろくわけです。
- 委員長（後藤三治君） ほかに何かありませんでしょうか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長（後藤三治君） はい、ないようでございますので、これから討論を行います。討論はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案を原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ちょっとお諮りします。今日の開始から1時間経ちましたので、10分の休憩をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） はい、それでは11時10分から、再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、休憩前に続きまして再開したいと思います。

次に議案第32号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課 松本です。

32号で提案しております簡易水道の特別会計予算でございますけども、既定予算から617万1,000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を1億8,992万8,000円とするものです。

4ページをお開きください。4ページにつきましては、債務負担行為の補正を計上しております。

それから5ページにつきましては、地方債の補正ということで、簡易水道施設の管理費用の受託と、債務負担ありますが、すいません、あの町債の補正としまして、事業費が確定に伴う、過疎債と簡易水道債を、230万円ずつ減額したものでございます。

歳入につきましては、8ページをお開きください。第1款使用料及び手数料、第6款諸収入につきましては、見込額と現行予算を調整いたしまして、水道使用料が149万4,000円、水道手数料5万9,000円、雑入を9,000円、それぞれ減額しております。

また、地方債につきましては、先ほども申し上げましたが、地方債起債事業の事業費確定に伴いまして、460万円の減額を行っております。

それから、歳出について説明いたします。9ページをお開きください。第1款水道費、第1目一般管理費につきましては、人件費の不要額を減額、また第11節の需要費につきましては、主に光熱水費等の電気料を173万5,000円減額しております。また一月の大寒波の影響によりまして、水道のほうも修繕費がか

さんでございまして、166万円を増額させていただいております。

第12節役務費につきましては、主に電話料等の不要額で28万円を減額しました。第13節委託料につきましては、125万8,000円、第15節工事請負費につきましては、事業費確定によりまして、443万7,000円を合計して減額しております。

第27節公課費につきましては、消費税及び町消費税分として、確定をして、16万3,000円を減額しております。予備費については、歳入歳出それぞれ調整しまして、268万7,000円を増額補正しております。歳出につきましては以上です。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） はい、質疑なしということで、これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第32号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第33号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課 松本です。

議案第33号でお願いしております、農業用水の供給事業の特別会計補正予算でございますが、今回の補正は既定予算から337万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出の予算総額を1,379万6,000円とするものです。

4ページをお開きください。4ページは債務負担行為補正としまして、平成28年度の農業用水施設の電気管理業務委託として、限度額を27万9,000円を補正しております。

それと、歳入については、7ページをお開きください。第1款財産収入、第1項財産運用収入につきましては、第1目の利子及び配当金を利率の変更等により、7万4,000円を減額しております。

第2款繰入金、第1目基金繰入金につきましては、節水等辺りが水利組合等の

取組みの効果や、電気料の削減等によりまして、収支見込より繰入が必要でなくなったために、330万円を減額補正しております。

歳出については8ページをお開きください。第1款農業用水費第1項管理費につきましては、第7節の賃金を1万7,000円、第11節の需要費では、先ほど説明しましたように、電気料、光熱水費を246万2,000円、修繕料をですね、大規模修繕がなかったということで、33万1,000円をそれぞれ減額しております。また、第13節委託料を1万6,000円、減額しております。

予備費につきましては、歳入歳出調整いたしまして、54万5,000円を減額補正しております。農業用水につきましては、概要以上です。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第33号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算についてを議題とします。建設課の説明を求めます。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係 野尻です。

それでは、歳入のほうから御説明させていただきます。資料の17ページをお開きください。使用料及び手数料の使用料、第7目になります。住宅使用料につきまして、住宅使用料現年度分が4,586万6,000円。滞納繰越分が104万4,000円となっております。

続きまして、資料の20ページ目をお開きください。国庫支出金、国庫補助金の第4目環境衛生費補助金といたしまして、合併処理浄化槽設置整備事業補助金といたしまして、431万4,000円を計上しております。

○委員（岩下健治君） こがんと、基数ば金額じゃなくて、何基ですよっていうような言い方の説明を。金額は目で見ればわかるじゃないかって。すみませんね。

○住宅係長（野尻典男君） はい、補助金の内訳ですけども、5人槽が20基、7人

槽が14基、10人槽が1基、合計で35基のところ計上です。以上です。

○委員長（後藤三治君） はい、続けてください。

○建設課長補佐（荒牧 久君） はい、建設課 荒牧です。

同じく20ページです。7の土木費国庫補助金、1の土木社会資本整備総合交付金1億8,005万円。これはまず、社交付金事業なんですけども、橋梁近接目視点検、これを一応28橋、28年度計画をしております。国の施策といたしまして、高森町管内の112橋、橋梁があります。これを平成30年度までに、近接目視点検を行わなくてはいけないというような国の施策に基づきまして、来年度28橋を行う予定でございます。それから、路面性状調査事業、失礼しました、近接目視が補助金が1,300万円です。路面性状調査事業、これも、例年行っております路面の構造型状調査なんですけど、これが260万円。

それから橋梁の詳細設計、これは補修前の設計なんですけども、前の長寿命化計画で、橋梁の遠方目視点検を行った点検結果と併せまして、昨年度も近接目視点検をしました、橋梁も併せたところで、緊急性の高い橋梁を予算の範囲内で行う予定でございます。これが650万円。

それから、通学路安全対策事業、325万円の補助金なんですけれど、これは交差点の、危険な交差点箇所の警察からの指摘あたりもありまして、まず東中学校の交差点、永野原・河原線、それから県道、津留・柳線の交差点です。この交差点の段差のある舗装、それと柏塚の交差点、町道、森・豆塚線と、高森中央線の交差点、これは交差点のカラー舗装を考えております。325万円の補助金です。

それから、橋梁補修事業。これにつきましては、詳細設計をしました、白水橋、それと熊渡瀬橋。白水橋は、現在災害復旧を行って、柳谷・木郷線の下の、ちょうど木郷のつりセンターのところに架かっている橋でございます。それから、熊渡瀬橋は前原入り口から国道265号線に向かって、100メートルぐらい言った、上色見側に架かっている橋でございます。補助金額が975万円。

それから津留・宮ノ前線、測量設計業務委託、補助金が650万円です。これはお宮、矢村社から渡邊さんのところに続く町道でございます。この間の測量、設計の委託業務。それから同じく津留・宮ノ前線のボーリング調査事業、補助金額が325万円。これは、途中、川に橋が架かっておりますので、これは橋梁の架け替えのための地質調査、ボーリング調査を行うことにしております。325万円の補助金です。

それから下町・昭和2号線の整備事業。補助金額が1,300万円。これは、27年度で測量設計をしました、王来軒から石田さん宅までの間の改良工事ござ

います。

それから、西原・前原線の復旧復興防災道路の工事事業費、整備事業、これは移転補償、それから工事も併せまして、1億円の事業費に対しましての、これ全部、社交金は65%の補助率でございます。あくまでも満額を、満額ついたらこの前提として計上させていただきますことを申し添えます。これが6,500万円。

それから、片山・下山線の道路整備事業、これは補助金額が5,200万円。これは工事のみです。それから中学校西口線の道路整備、これが520万円です。これは中学校の門から、西門から色見環状線間の側溝と路面、あそこは前、銀杏の木が、路面に這っておる関係で、路面が隆起してます。その関係で、ある程度掘削をして、そして舗装までやり直し、側溝までやり直すというような計画でございます。

それと、この土木費補助金につきましては、3の狭あい道路整備事業もありますので、併せて、続けて説明をさせていただきます。間に住宅がありますけれども、続けさせていただきたいと思います。3の狭あい道路整備事業促進事業費補助金、950万円を計上しております。この路線につきましては、まず、須坂天神線の測量設計業務委託、補助金額が500万円です。狭あい道路につきましては、2分の1の補助でございます。場所は高森タクシーから、含蔵寺の駐車場までということで、予定をしております。

それから下町線、測量設計業務委託450万円を計上しております。これは下町の、杉永石材の裏から農協の加工場までの間の道路でございます。土木につきましては以上です。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係、野尻です。

先ほどのところの2番目のところですね。住宅社会資本整備総合交付金ということで、207万3,000円計上させていただいておりますが、これは下町A団地景観向上事業といたしまして、本年度は2棟4戸の外壁塗装ですね、こちらのほうを計画をしております。補助別におきましては50%となっております。

続いて24ページ目お願いいたします。

県支出金、県補助金の衛生費県補助金ということで、環境衛生費補助金、これは合併処理浄化槽設置整備事業補助金ということで、先ほどと一緒になんですけども、5人槽が20基、7人槽が14基、10人槽が1基の計35基分として、計上させていただいております。補助率は3分の1です。以上でございます。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 続きまして、歳出に移らせていただきたいと思います。

44ページをお開きください。このまず、16の交通安全対策費の7賃金36万円、これはカーブミラーとかガードレール設置の賃金を計上しております。

続きまして、45ページをお開きください。14の使用料及び賃借料20万円を計上しております。これも同じく、ガードレール、交通安全施設の機械借上料設置時の機械借上料、改修時の機械借上料を計上しております。

それから、15の工事請負費、交通安全施設の工事。これは主にですね、区画線整備あたりを計上しております。それから16の原材料費65万円、これはカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の材料代を計上しております。

○建設課長（松本満夫君） おなじく、45ページの水資源対策費でございますけども、負担金補助及び交付金としまして、部落水道水の整備補助金としまして、今年度ライオンズヴィレッジ下大堀、色見の戸狩のほうにあるところでございますが、そちらのほうと、中村の水道組合のほうの部落水道施設補助金としまして、106万7,000円を計上させていただいております。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係 野尻です。

77ページでお願いいたします。はい、衛生費、保健衛生費、合併処理費といたしまして、歳出のことだけを申し上げます。まず、旅費のほうが普通旅費研修として1万円。需要費、燃料費として1万6,000円。負担金補助及び交付金といたしまして、1,296万8,000円。この内訳ですけども、合併処理浄化槽設置整備事業補助金といたしまして、5人槽が20基、7人槽が14基、10人槽が1基ということで、1,294万2,000円を計上。合併処理浄化槽普及促進協議会負担金として2万1,000円、阿蘇郡市浄化槽協議会負担金として5,000円を計上させていただいております。以上です。

○建設課長（松本満夫君） すみません、建設課 松本です。

先ほどの水道対策費のほうでちょっと説明に漏れが1件ありまして、46ページをお開きください。水道対策の中で、28節の繰出金としまして、償還部分のですね、2分の1に当たります金額を特別会計のほうにお出しさせていただいております。以上です。

○建設課長補佐（荒牧久君） はい、建設課 荒牧です。

それでは95ページをお開きください。土木総務費の19、大まかなもの、主なものについて説明いたします。負担金補助及び交付金につきましては、各種負担金です。25万2,000円を計上しております。

それから96ページをお開きください。96ページの土木費降灰対策費につきましては、廃目になっておりますけども、これは降灰が、火山灰が降った際には、予備費あたりで対応するというところでございます。

続きまして、96ページの、道路維持費の賃金。まず420万円、道路維持人夫賃として360万円。それから融雪剤の散布作業人夫賃、これは除雪サポーターも含んでおります。60万円を計上しております。

続きまして、需要費581万4,000円につきましては、消耗品、70万円は、これは融雪剤です。それから、500万円は随時町道の修繕料として、500万円を計上しております。

続きまして、12の役務費145万円、除雪サポーターの保険料、それから、登記、町道の、まだ町内には未登記の町道が、部分的には残ってるところはございますので、随時それを、登記を進めていっているところでございます。100万円を計上しております。

続きまして委託料3,700万円です。道路台帳修正業務、それから近接目視点検、橋梁詳細、設計業務、路面性状、各社交金の補助事業の委託料を計上しております。

続きまして、使用料及び賃借料です。維持工事の維持作業ですね、失礼しました。150万円。それから、除雪作業の機械借上、これは、このうちの150万円は除雪用のグレーダーを冬季の期間リースで借上げますので、それを含めたところでの、除雪作業の機械借上げでございます。

続きまして、工事請負費、2,820万円を計上しております。まず、美化側溝、大楠木・社倉線、これは毎年計上しております。120万円を計上しております。それから、色見環状線250万円、これは西丁から中園にかけての側溝整備です。

それから、牧戸線。牧戸線は集落の中心辺りが上方からの水が、町道に流れ込む、その流末の整備する事業で150万円を計上しております。西原・前原線、これにつきましては、先ほど減額をしました、補正でも説明しました、西原・前原線、田楽村からの、付近の側溝整備でございます。300万円です。

それと、通学路安全対策工事。歳入でも申し上げました、東中交差点と、柏塚交差点のカラー舗装を計上しております。これは500万円です。

それから、橋梁補修工事です。白水橋、歳入で申し上げました草部の白水橋です。それから熊渡瀬橋。前原入り口から265号線へ向けて100メートル行ったところの、上色見川に架かる橋です。1,500万円を計上しております。

それから、16の原材料費につきましては、町道の維持補修作業の材料費、それからあと補修合材ですね、補修合材を計上しております。

続きまして、97ページをお開きください。備品購入費150万円、これは除雪用の排土盤、フロントグレーダーを計上しております。28年度につきましては、中原、前原、小倉原地区を対象としております。ここをすれば、大体一巡は

してしまう。失礼しました、あと色見1が残っておりました。とすれば、一巡はしてしまいます。

それから負担金補助750万円、これは草刈り作業の助成金です。失礼しました、97ページになります。それから、2の新設改良費、賃金120万円。これは道路改良工事に伴います附帯工事の賃金を計上しております。

それから、役務費の、手数料の51万円。これは測量キャド、トータルステーションのキャドがあるんですけども、キャドのバージョンアップの手数を計上しております。今、導入して3年になりますけども、バージョンアップをしないと、今後、まるまるパソコン自体を取り換えなくちゃいけない、プログラムあたりもまるまる取替えなくちゃいけなくなりまして、高額な費用になるということで、バージョンアップを計上しております。

続きまして、委託料3,700万円を計上しております。これはまず、下町線、測量設計。この委託料と、新設改良の工事につきましては、概要書のとおりでございますので、よろしいですかね。それを、すみません、省略させていただきたいというふうに思います。

それから、使用料につきましては、庁用車のリース料あたりですね。あと、積算システムの使用料あたりを計上しております。また材料費、原材料15は先ほど申し上げました概要書のとおりでございます。16の原材料、これはもう、附帯工事の材料費を計上しております。

続きまして、負担金補助及び交付金です。単県事業の負担金を計上しております、525万円。これはまず、津留・柳線ですね。現在進んでおります、野尻地区ですね。この改良工事の負担金。それから、単県道路の負担金です。それから竹田五ヶ瀬線。これはもう、測量設計の負担金。すみません、300万円。それから、竹田五ヶ瀬線が225万円の負担金でございます。

それから、22の補償、補填及び賠償金は、概要書のとおりでございます。西原・前原線のリンゴ園施設と、ハウスの分で、ハウスは別なところの方のハウスです。

それから、98ページをお開きください。負担金補助及び交付金817万4,000円です。上二行は経常の負担金です。800万円の単県砂防負担金につきましては、これは上色見の小七河原川の用地補償及び溪流保全工の工事でございます。護岸工事の、上洗川・長迫線の町道から、これ横断しておりますけども、小七河原川は。それから下流200メートルです。その護岸工事でございます。

それから2の河川維持費、賃金使用料、原材料につきましては、経常的な経費を計上しております。以上です。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係 野尻です。

続きまして、住宅費、住宅管理費につきまして御説明させていただきます。まず、第7節の賃金、こちらは住宅修理大工賃金、土木作業員賃金、重作業（剪定・草刈）などの賃金といたしまして、75万6,000円の計上をさせていただきます。

続きまして、旅費ですが、普通旅費、費用弁償で2万9,000円。

続きまして、需要費ですが、主に光熱水費及び修繕料等々で655万円の計上をさせていただきます。

99ページ目を。続きまして役務費ですが、こちらは、主なものといたしまして、公営住宅火災共済金ということで、69万円7,400円。計上させていただきます。トータルで946万円となっております。ああ、94万6,000円となっております、失礼いたしました。

続きまして、委託料ですが、住宅の浄化槽管理委託料、これ10団地分です。358万3,008円。その他補修委託料、清掃委託料等々で386万円の計上をさせていただきます。

続きまして、使用料及び賃借料ですけれども、機会借上料といたしまして10万円。

続きまして、原材料費ですが、こちらは住宅の維持管理に必要な材料の支給ということで、30万円を計上させていただきます。

最後に負担金補助及び交付金で1万7,000円を計上させていただきます。

続きまして、住宅建設費です。こちらは普通旅費といたしまして5,000円、需用費といたしまして消耗品、燃料費で1万3,000円。委託料といたしまして、下町団地景観向上工事、設計業務委託といたしまして、42万4,000円。工事請負費といたしまして、下町A団地景観向上工事、本工事のほうで540万7,000円の計上をさせていただきます。以上でございます。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 125ページをお開きください。

目、公共土木施設災害普及費の賃金、150万円を計上させていただきます。これは、詳細が有事の際の復旧作業の賃金であります。それから、使用料についても同様でございます。それから、原材料費100万円につきましても同様に、作業にかかる、復旧作業にかかる材料、原材料費ということで、計上させていただきます。なお、補助事業に係る災害が発生しました際は、委託料あたりは予備費で対応を考えております。

続きまして、目の林道災害復旧費、それから2の農地等災害復旧費につきまし

ても、同様に災害が発生しましたら予備費で充当を、対応を考えております。以上でございます。

○委員長（後藤三治君） はい、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（岩下健治君） はい、2番 岩下です。

96 ページのですね、道路維持費の修繕料500万円、これと、住宅は98 ページの住宅管理費の中の、需用費の中の修繕料400万円。結構金額が大きいし、賃金あたり、原材料あたりでも組んでありますけども、工事請負費が正しいのかなとも思ったりしましたので、おたずねしましたが、内容的に、どういうやつをちょっと今までされておるのか、おたずねをいたします。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課 荒牧です。

修繕料の主な作業について御説明申し上げます。まず、通常路面の、私たちが合材あたりを用いて、穴防ぐあたりをやっているんですけども、それじゃあ、もう間に合わない、随時こう、多数ほげているような路面につきましては、ある程度大きく掘削をして、そして路面補修を行っております。それを、その大体路面補修が約、そうですね、150万円ぐらいは毎年掛かっているような状況でございます。あと、その側溝が詰まったりとか、今特に多いのが猪による側溝が埋没してしまうというような状況が結構見受けられます。そういったあたりの側溝の泥上げと、そういうのにも執行を行っております。

あと、ガードレールあたりがむき出しになってるとか、いろんなこう小さい修繕ですね、そういうのに使っておりますけども、非常にこの修繕料については、私が言うのもあれですけども、まずスピード感を持って対応できるというのが一番の利点で、非常に有効にですね、執行ができるというふうに思っております。以上です。

○住宅係長（野尻典男君） はい、住宅係 野尻です。

住宅の修繕料につきましては、主に多いのがですね、先ほど補正第9号でも申し上げましたとおり、ボイラーの修繕がかなり。これは凍結とかそういうことではなくてですね、老朽化、もう耐用年数が来るとかですね、横町A団地なんか特にそうなんですけど、そういったところ。あとは、雨漏りの修繕でありますとか、あとは団地内の浄化槽のポンプ関係の修理とかですね。比較的、緊急を要するというようなところで、修繕料として上げさせていただいております。あとは、住宅の明渡しをする際にですね、畳の表替えは町の半分負担になっておりますし、壁を、塗装に関しましては、鴨居から上は町の負担ですよってことになっておりますので、その分を計上させていただいてるところでございます。以上です。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

住宅のほうはわかりましたけど、土木のほうのやつが、いまいち、なんかこう賃金と、機械借上げと、原材料でできるのかなと。そこらへんのこう、使い分けですね。修繕料で払うのか、賃金、機械借上、まあ、掘削しても、重機を持って行って払うんだと、機械借上で払う、賃金で払う、原材料で払うってやることができるのかな。それと、この修繕がどういうふうに違うのかがちょっと、まだちょっと理解できません。

○建設課長補佐（荒牧 久君） はい、建設課 荒牧です。

あくまでも修繕をですね、前提に修繕料はですね、計上しております。また、維持、賃金と、あとその機械借上、それから、原材料につきましては、修繕ではなくて、維持的なものをですね。あまり、修繕ってというのは、もう早ければ原型復旧みたいな形になるんですけども、そこらあたりのものについては修繕を考えております。以上です。

○委員長（後藤三治君） はい、ほかにありませんか。

○委員（芹口誓彰君） はい、芹口です。

今賃金、これは極端な話ですけど、360万円と組んでありますが、360万円という、嘱託かなんかで常雇してもいいような金額じゃあるとですよ。常雇しとれば、すぐどこにでも、ほかの業務もできるし、修繕だけじゃなくても、すぐ、対応ができるようなことも考えられると思うとですね。そこあたりもちょうと考えて将来は、将来っていうか。まあ、あくまでも参考だけ、いますぐですね、実施せんでもいいですけども、360万円という賃金があれば、常雇でも可能な金額でもあると。まあ、参考のために言いました。

○委員長（後藤三治君） 話はなんかありますか。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

けっこう、地元住民とか、まあいろんな方々の要望あたりもですね、即座に対応するためにちょっと、幅広く予算を計上させていただいてるのは現状です。今、委員が申されたのは、今後の参考にさせていただきたいと思います。以上です。

○委員長（後藤三治君） 他にありませんか。

○委員（森田 勝君） さっきのですね、まあこれはページはまあ、やっぱり修繕のほうに入るとるかもしれんけど、猪の話が出ておりましたが、これはほとんどこう町道では、あんまり見られるような感じのような。これについてですね、私はちょっと、いっちょ提案があるとぼってん。地元の人にですね、なんていうか、委託やないですぼってん、そういうこう、今後は考えて欲しいことなんですよ。なんでかというとですね、先ほど言われたように、猪が土を掘りあげてですね、

側溝の中に掘りあげて入れたのをどんどん押し込んどるわけですね。その中でこう、水が雨とか、降った場合はこう、側溝が溢れて、道路から流れちよるような状況がなんべんもなんか、見えるわけでございますので。そのへんについては、どういうふうな考え持っておられるかをちょっと聞きたいです。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課 荒牧です。

地元に来ていただくということなんですけども、やはりこれが除雪サポーターでもそうなんですけども、金額あたりを出してということになると思うんですけども、前は地元の方がボランティアでこう、やっていただいたというような感じでもありますけども、やはりこの今の現状としましては、なかなかその、もう非常に困難な状況かもしれませんけども、今のところ私どもとしましては、側溝整備、距離にもよりますけども、山東部あたりはですね、非常にこう、困難なところも出てくると思います。ただ、町部辺りはですね、できればその、地元の方で、やっていただければ幸いかなというような感じでは思っております。以上です。

○委員（森田 勝君） なんでこれを話したかというとはですね、今現在、御存知のように多面的といわれとる農業関係の補助がでとりますが、あれとですね、ちょっとこう、ごっちゃさすとはいかんとぼってん、町からの補助もぼってん、国の補助もでとるけんですね、そういうのを、利活用してですね、そして、町民の方でも重機に乗って、大規模にはできんぼってんですね。ちょっとした作業は、自分たちできるような、免許も持ってもらえる方もおられますので、やはりそういうものですね、今後は視野に入れてからですね、してからと思いましたので、質問いたしました。以上でございます。答弁はもうようございます。

○委員長（後藤三治君） 他に何かありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） はい。他に発言ないということでございますので、これから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。平成28年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りしたいと思います。あと2議案ありますので、できましたら、ここでも

う休憩をして、1時から始めたいと思いますがいかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） はい。それでは、1時まで休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、午前中に引き続きまして、委員会を再開いたします。

続きまして、議案第38号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課 松本です。

議案第38号でお願いしています、簡易水道事業特別会計の28年度の予算でございますが、平成28年度につきましては、歳入歳出予算の増額を、それぞれ1億5,598万4,000円とするものです。

4ページをお開きください。4ページにつきましては、地方債の老朽化に伴います、水道管の敷設替工事を行う過疎債、簡易水道債の限度額を360万円とするものです。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。第1款使用料及び手数料につきましては、戸数減、使用料の自然減を見込みまして、総額9,511万円を計上いたしております。昨年より65万円の減額となっております。

第3款繰入金につきましては、起債の定期償還部分の2分の1として、一般会計から3,391万3,000円を繰り入れるものです。

第4款財産収入につきましては、基金の運用利息としまして、7,742万5,000円を計上記載しております。

8ページをお開きください。繰越につきましては、見込みとしまして1,200万円を計上しております。地方債につきましては、先ほども申し上げましたが、施設事業債としまして、720万円を計上しております。

次に歳出について御説明を申し上げます。9ページをお開きください。第1款水道費については、経常的なものと、まあ先ほど申し上げましたが、水道管敷設替工事に伴います、委託料と、工事請負費で720万円、定期的な水道メーター取替工事費270万円を計上しております。

第2款公債につきましては、起債の定期償還分として元金、利子合わせまして

6,782万6,000円を計上しました。また、予備費につきましては、1,090万円8,000円を計上しております。簡易水道につきましては以上です。

○委員長（後藤三治君） はい、ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

7ページですね、滞納繰越分の900万円の20%、まあ実際にはこんくらいでしょうけれども、この記載が、したほうがよかったのか、悪かったのかなというような感じが、そこはもうちょっと頑張ってもらいたいなというところですけども。あんまり20%っていう数字が低すぎるような気がしたもんですから。

○建設課長（松本満夫君） はい、建設課 松本です。

まあ、滞納繰越、まあ滞納整理につきましては、まあ住宅もそうですけども、水道に関しまして頑張ってるところではございますけど、まあ例年、例年ですね、対応に苦慮しておるところではございますけど、パーセント的にはどうかということですけど、そうですね、まあなるべく30%でも、半分でも、もう少し頑張らないかんとこじゃございますけど、あんまり当初から計画はですね、しとくともなんかあれっていうことで。27年度につきましては、かなり実績が、先ほど補正でも見ていただいたら分かりますように、滞納整備が順調にすすんで、逆に当初予算よりも増額してっちゃうのが現状です。そんで、そのパーセントの記載がちょっと、あんまりよくないかもしれません。以上です。

○委員長（後藤三治君） はい、ほかにありませんか。

○委員（芹口誓彰君） はい、芹口です。

あのね、予算書見て、ちょっと気づいたんですけど、一般財源からの繰入金。

これは何、何に充当するためになっているのかな。

○建設課長（松本満夫君） ああ、一般会計ですね。起債の、基本的には、起債の償還分ですね、繰出ということで、水道ですね、建設改良に要する経費として、繰出の基準として、これ総務省の財政のほうからの通達が来てるんで、その基準に基づいて元利償還分の、二分の一とするということで、財政のほうも繰出してるということで、うちのほうもずっと従来からそれで繰入れてっていうことで、しております。

○委員（芹口誓彰君） これね、あの償還分にな、交付税算定される、これについて、一般会計から償還分にな、公債費のほうから繰入れるということであれば、この繰入金の、今年度の財源内訳のその他、その他は当然ね、一般管理費じゃなくて、公債費の中に出てこんとおかしいわけよ。一般財源のね、その他。これは、4,133万8,000円、一般管理費の。これは、繰入金の3,791万6,000円と、

財産運用の744万3,000円を足したやつが、一般管理費のその他に入っとるわけ。ほいだけん、公債費に充当する一般会計からの繰入金であれば、その公債の元金利子は。財源内訳の中に入ってこんといかんわけですたい。

○建設課長（松本満夫君） ああ、内訳が。

○委員（芹口誓彰君） うん。

○建設課長（松本満夫君） ああ、そうですね。定期償還分の、当初あくまでの。

○委員（芹口誓彰君） うん、公債費に充当するっちゃうことであれば。これ、一般財源の工事費等、それみんな含んで使うことになるので、そののところ気をつけて。

○建設課長（松本満夫君） 分かりました。

○委員長（後藤三治君） 他にありませんでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますので、続きまして討論を行いたいと思います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認めます。これから、本案について採決します。議案第38号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 意義なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課 松本です。

議案第39号で御提案いたします、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。平成28年度につきましては、歳入歳出の予算の総額を、それぞれ1,657万9,000円とするものです。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。第1款財産収入につきましては、基金の運用利息1,325万1,000円を計上し、第2款繰入金につきましては300万円。第3款繰越金として、見込額として32万8,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。7ページをお開きください。第1款農業用水につきましては、第1項管理費、第7節賃金は、施設の草刈り人夫賃や、水量管理人夫賃等39万円。第11節需用費につきましては、1,351万円で、

このうち、本会計の主な歳出項目、約80%を占めます、電気料である光熱水費に1,300万円を計上しております。

修繕費につきましては、一般的な修繕料として50万円を計上いたしております。第12節役務費につきましては、テレメーター代等91万5,000円を計上しております。また、予備費としまして、124万4,000円を計上しております。農業用水の概要につきましては以上です。

○委員長（後藤三治君） はい、ただいま説明がありましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

7ページの使用料及び賃借料の別所ポンプ場借地料、これも何とか話し合いをたまにはされて、何とか片づくなら、もう長年の懸案ですのでいいなと思いますが、最近の状況はどんなでしょうか。

○建設課長（松本満夫君） 建設課 松本です。

今現在、18万円となっておりますけれども、以前は24万円で契約はされていたと思います。たまたま私が水道係長のときに、ずっと近年の借地とか固定資産の関係で、値下げを18万円にさせていただいたのでとどまっておりますが、現状としては相続関係の関係で、相続がうまくいっていないということで契約ができないというのがそのときの状況でした。昨年12月だったか、今年の1月だったですか、お見えになられましたときに、どのような状況になっておりますかということでしたけど、今山村司法書士事務所のほうにお願いして、相続手続きのほうを進めているということでしたけれども、あんまり思わしくないような内容でした。町に用地買収というか、結局18万円でも10年すれば180万円になりますからですね。だけん、それはもう、以前から買収する方向でずっと協議は地権者の方とはしているんですけど、道筋に甘えてじゃないんですけど、亡くなられた、その前の、お父さんの名前になって、相続ができてなかったということで、当時の方とですか、と契約でいって、その方も亡くなられたので、今その下の子どもたちで、代表者と相続代理人ですか、代表者と契約しているというような、継続しているというような状況です。兄弟が3人おられますね。だけん、名義換えがなかなかできないというのが現状です。契約ができないです。

○委員（岩下健治君） 相続がしてないって、代表者で大丈夫とかな、お金払うような行為そのものが、そこまで思わなかったけん。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

当初の契約のときがもうそこでもう、相続は未相続地ですよ。だけん、もうその時点から始まっています。だけん、今未相続地として始まったわけじゃない

です。だけん、もう交渉が始まったときから、だけん、今の方々のお父さんで、代表者で、こう。

○委員（岩下健治君） じいちゃんたいな。

○建設課長（松本満夫君） はい。で、その方というか、その代表者で。

○委員（岩下健治君） まあ、鋭意努力されてください。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

今の関連ですけども、もしな、相手が私たちの分、借地をもらう権利があると
言わすならどうするかなというわけですたいな。するとしたら、代表者か何か選
定してきてするかしとかんと。

○委員（森田 勝君） 将来に。

○委員（岩田健治君） 代表者として、皆そうだから。

○委員（芹口誓彰君） 皆がな、そのうちの皆が勝手にするから、私たちも、今払い
よる18万円の、一部の権利があるということになれば。

○建設課長（松本満夫君） 松本です。

そのお父さんが亡くなったときに、その子どもさんたち、今現在権利があるの
は3名の方なんですけど、それで代表者を決めて、皆連名をして、今一番上の長
男の方が受領されていますけど、その承諾はもう、相続代表者届けというのは出
してもらって、その方が責任持って受領するから、町には一切迷惑はかけないとい
う確約書をいただいて、今お支払いしているような現状です。

○委員（芹口誓彰君） それなら、分かりました。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。はい、森田委員。

○委員（森田 勝君） 同じページの芝原調整池のための道路借地料の、これは3,6
00円と出ていますが、この件についても、私もちよくちよく本人と会うわけで
ございますけれども、買ってほしいというような話も聞いております。それは何
でかという、あの上にタンクがあるわけですね。そこがいつから始終、許可な
しには通られんという、本人、私はそういう気持でなっとると。だけん、できる
ならもう町に買ってほしいという話も、ちょっと現在聞いておりますから、どう
いうふうなこれは方向で持っていくごとなっとるかを知りたいと思います。

○建設課長（松本満夫君） これはたしか阿蘇神社の所有地だったと思うんです。あ
くまでも、その今現在の宮司さんの岩下さんですかね、のほうに納めていると
いうふうな、ちょっと私の記憶が正しくなかったかもしれませんが、個人の持
ち物じゃなかったですか、ちょっとこれはまた確認します。

○委員（森田 勝君） 森田です。

ここの道路は、たしか平成3年か4年ごろに水害があつて、今は倉庫が建つて

いるところに、あそこの実家があったわけですね、実際。それで、私たちも、私もあそこに水田がある関係でちよくちよくあの道路をたまには通りよったばってん、おそらく道路的にはその道路じゃないかと私は思うわけですね。それはなぜかという、いつも会ったたんびにそういう話をされるし、今矢村社と言われたばってん、その矢村社は上の何というんですか、あれだけじゃなかろうかと思うんです。祀ってあるとがあるね。だけん、そこはようと本人とも今協議した上、まあちょっと、解決はせんと、やっぱりさっきのように、金額的には安いけど、本人からそういう話があつとるのでですね。まあ、そういうことを地元に行ってですね、話を進めてもらいたいと思います。

○建設課長（松本満夫君） 建設課 松本です。

今、森田委員からも提案がありましたように、ちょっと所在の詳細は再確認をするとしましても、今地権者の方からそういった要望があっているということであれば、可能ならば、町のほうと協議をしていただいて、そういう方向で、できますなら検討したいとは思っております。

○委員（森田 勝君） よろしくお願ひします。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。議案第39号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、建設課に関連する付託案件については終了いたしました。

建設課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 本委員会に付託されました農林政策課関連の議案第6号、

高森町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に、所属と氏名を言って発言してください。

それでは、農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

過疎地域の自立促進計画につきまして、主に農業関係のところの御説明をいたします。

まず、産業の推移と動向というところの6ページでございますけれども、ここに本町の現在の農業の概要と、それから林業関係の現在の概要につきまして記載をしております。

次に、12ページからが産業振興ということで、農業の資料に入っております。御存知のように、本町は高冷地に農業がございまして、農地がございまして、その高冷地の特性を生かした農業が現在まで、先祖の代から続いております。近年はここに書いてありますように、世界農業遺産等の認定を受けて草原を活用した赤牛の生産等に特に注目を集めているような実情でございます。

それから、基盤整備でございますけれども、各種補助事業等今までされておりますけれども、まだまだですね、改善を進めていかなければならないということで、本計画の中に今後も農道それからいろんな水路等を含めて、まだまだ整備していかなければならないということを書いております。

さらに最近では、有害鳥獣等の増加によって、農家の生産意欲が低下したりなどといった、高齢化によって耕作放棄地が増加するという傾向にありますので、その点につきましては、今回提案いたしました新しい農業委員会等の改選もあっておりますので、それらを軸にして、今後取り組んでいくということで、そういう内容を記載しております。

それから、農業振興の基本的な目標としましては、これは、これまで掲げていた目標と、それほどの差違等はありません。これまでも今後もこの5点につきまして重点項目として掲げて取り組んでいきたいというふうに書いております。

それから、次が農業生産の再編成でございますけれども、これにつきましても適切な土壌管理に基づく土づくりと生産組織の強化、地域農業の核となる基幹施設の整備等、これまでと同様に今後ともこういう具合に取り組んでいきたいということで書いております。

米につきましては、先ほどありましたように、生産調整が現在行われておりますけれども、今後TPPの動向によりましては生産調整等も見直しがあるということでございますので、今後は米にプラスして、耕畜連携のWCSの導入など、

多角的な生産努力を進めるということを書いております。

また、中山間地域におきましては、中山間地域の農地の持つ多面的機能を確保するという観点から、中山間地域の直接支払、それから平成25年度より取り組んでおります多面的機能直接支払交付金等、日本型直接支払制度の活用を推進することを書いております。

畜産は、先ほど申しあげました赤牛に特に最近注目が集まっておりますので、今後とも赤牛に対しての生産の向上と、それから、家畜保健所と連携して、空胎期間を短かめることにより年間に1産という目標でより効率の良い農業生産、赤牛の生産を推進していく計画をとっております。

野菜におきましては、ここにありますとおり、特に最近施設園芸の栽培面積が増えてきておりますので、今後、今回の火山灰の降灰対策等で施設園芸の面積がまた広まってくると思いますが、これまではどちらかといいますと、冬季には重油等を炊いて生産していた形態があったわけですが、今後はそれらの燃料費の抑制のために、同じ施設を利用するにしても早急にそういう暖房器具を使わない早期の生産から、それから、長期に亘っての生産に切り替えていく農家の方が増えていくと予想されますので、その辺のところも対応していきたいというふうに思っております。

一方、需要については、ここにありますように、小物青果物とか、あるいは海外野菜の導入振興など、本町の特性を生かした生産地としての体質強化を推し進めるとともに、先ほど申しあげましたハウス施設、予冷・保冷施設等の整備を進めていくというような計画を立てております。

たばこにつきましては、以前ほど面積は減っておりますけど、まだまだたばこ生産農家の方々頑張っている方がいらっしゃいますので、今後ともたばこ生産農家にも積極的な応援といいますか、補助等にまた取り組んでいく所存でございます。

花卉につきましては、特に最近花卉栽培農家はかなり増えております。ここにありますように、花卉生産の場合は、計画出荷というのが一番大切になってまいりますので、省力機械とそれから保冷库等の施設の導入により高品質・低コスト等を求めるため、その辺の施設整備にも力を入れてというふうに記載しております。あと一方は、花卉の中では多品目に最近入れておりますので、それらのそれぞれ一つ一つのブランド化に向けて、消費者にアピールできる製品づくりを特に取り組むというところをここにしております。

次は、地域農業の確立でございますけれども、土地プラン整備の未整備状況等につきましては、まだまだ今後取り組まなければならない点が多々あるというこ

とで、その点を示唆しておりますし、特に最近は女性の農業者の力が、大変その能力が十分に発揮されるように、そういう土台づくりというのを主に取り組んできておりますけれども、近年、そのような活動も活発になっておられますし、先ほどの近年では、JAの農協の女性部のほうのフレッシュミズという大会が東京のほうでありましたけれども、谷川さんところの奥様が最優秀賞ということを受賞されまして、それらに新しい女性の目線から見た6次産業化などが今後期待できると思いますので、それらを推進していきたいというふうに思っております。

それから、次は、生産基盤の整備ですけれども、これは先ほど、随分前に説明いたしましたので、その辺は割愛させていただきます。

あとは、流通システムの確立と農産物加工の推進、それから就業構造の改善、新しい農村環境の整備、集落営農組織の育成ということでございます。特に、集落営農組織の育成では、現在草部南部地区において、農事組合法人奥阿蘇というのが立ち上げられております。それらの事例を今後それらを参考とされまして、モデルとなるように今全職員上げて応援しているところでございますので、どうか今後ともですね、それがその地域の方々が皆さんの手本に、モデルとなるように努力させていただくことを期待しております。

それから、農業塾の開催は、一昨年より行っておりますけれども、なかなか講演の内容等は大変重要な、内容の濃いものを行っておりますけれども、なかなか農家の皆様方が参加していただかないというジレンマを感じているところでございますが、今後ともその辺のところは粘り強く農業塾を開催して、少しでも多くの農家の方々に十分に意識の改革と、それからそれらについての研修等によってまたさらに農業に対しての考え方が変わっていくように、またリーダーとして頑張っていけるような人を作っていくのも、今後とも継続していくような計画を立てております。

特産品の開発推進でございますけれども、高森独自のミサヲ大豆とか鶴の子芋とか、その栽培の奨励と、それから自然食品としての製品化等にも力を入れているところでございます。

次に、林業でございます。林業は近年低迷と言われておりますけれども、本日の新聞等を見ますと、林業の生産の需量も近年、飛躍的に伸びているということです。いろんな建築材として使われる分、あるいは燃料の資源として活用される部分等々があるようでございますけれども、これらも八代港から海外に向けての木材の出荷とか、そういうのをどんどん今からは、林業構造も変わってきておりますので、それらのものについてもさらにそれを推し進めていく必要があるというふうに思っております。そして、特にここ近年力を入れているのが、南郷檜で

ございます。南郷檜ブランド化推進協議会というのを立ち上げまして、二度のテスト出品を行いました。それから、つい最近でございますけれども、購買者等と建築士さん等と、現地での生産状況と、現地で使われている南郷檜の建築物を見ていただくというような新しい企画も実施しております。徐々に南郷檜が皆様に浸透しているところがございますけれども、まだまだこれから今後とも努力をしていって、南郷檜をまず現在の生産材の南郷檜を売るのもそうなんですけれども、今後に向けて優良な南郷檜を生産するためにはどういう育林の仕方が必要なのかということも、現在検討し、そういうふうな研修等も行っております。

それから、南郷檜資材の潜在的な材質がどれぐらいあるかということにも突っ込んで今対応しているところがございます。いずれにしましても、南郷檜のブランド化については、今後ともまた積極的に進めていきたいというふうに考えております。

林道につきましては、林道作業道の整備はここに記載しているとおりでございます。

水産業は、本町は限られたところで水産業はやっておられますけれども、これは田楽料理等の中では、川魚の需要が大変重宝になっておりますので、今後ともそういうふうなことの観光と結びついた田楽等の郷土料理とセットで水産業も振興していきたいというふうに考えておるところでございます。

農業関係は、後ろのほうに事業計画を挙げております。52ページに、これまで行ってきた事業、それから今後継続していく事業等々も入れております。特に最近この中で大きなところは、草部の南部地区におけるの基盤整備というのを取り組もうかということで調査事業等は現在行っているところがございますけれども、国の補助金関係でなかなか予算が思うように付かないところもありまして、この辺でまた今いろんな方策を考えてやっているところがございます。いずれにしても、各地域でもう既に基盤整備に取り掛かっておるところもあるようでございますので、新規に始めるとなるとなかなか予算の確保が厳しいところもありますが、今後ともその辺につきましては、今の時点で基盤整備をしておかないと、将来に人が、後継者が育っていくためにはどうしても必要な事業だというふうに言われておりますので、今後ともその辺に力を入れていきたいというふうに思っております。

全体的な流れとしてはこういうことでございます。以上でございます。

○委員長（後藤三治君） ただいま説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。はい、どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） はい、芹口です。

農業関係の中で、有害鳥獣関係、本文12ページ、これについては、その他のその対策という、有害鳥獣から農作物を守ることが書いてありますし、また24ページ、事業計画、この中でもですね、一番初めに有害獣防除対策事業というふうに書いてあります。また、55ページ、56ページですかね、事業計画の中でも、有害防除対策事業ということで、駆除ということは出てきておりませんし、あくまでも防除というような事業計画になっております。したがって、防除ということではどういったですね、具体的な事業種目として計画をされているのかといった、それを伺いたいと思いますけれども。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長 村上です。お答えします。

有害獣防除となっています。当然この中には駆除も含まれるものであってですね、今色見で進めております広域鳥獣クラウドシステムのICTを用いた駆除の体制ですとか、個体数の調整ですね。駆除を含めて、防除、駆除という点で考えております。

農家の方が自衛されます電気牧柵とか、そういったのはですね、多面的機能支払交付金の中に有害獣の対策というところでメニューがありますので、今全地区多面的機能支払交付金取り組んでいますので、そちらのほうをまず優先して、地域の交付金の中から自分たちで防除していただきたいと、そういった意味でですね、この防除対策というふうに上げております。この中に出てきます金額の中にはですね、これはこういった電気牧柵は入っていませんので、駆除ですね、イノシシとかサルという有害獣の駆除に要する金額をこちらで計上しております。

以上です。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

今、56ページの中でもですね、概算事業で1,642万9,000円あります。そういった、電気牧柵等については多面的のほうでやっていただくということで、この1,642万9,000円のほとんどは、今度は駆除という対策事業ということで考えていいわけですか。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

おっしゃるとおり、1,642万円のうちですね、広域鳥獣クラウドのメンテナンス費用を100万円計上しております、上津留地区に今大型箱囲罟をしております。そしてメンテナンス経費も含んでおります、大体駆除でですね、国費が入らない予算規模で、約1,300万円程度の毎年の駆除の費用を見込んでおります。当然その中で、平成24年度まで取り組んでおります緊急捕獲対策事業、そういった国の交付金を受けれる場合は、積極的にそちらも含めて、個体数の調整に力を入れて、町としては有害獣の対策に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○委員長（後藤三治君） よろしいでしょうか。

○委員（芹口誓彰君） はい。

○委員長（後藤三治君） ほかに何かありませんか。はい、どうぞ。

○委員（森田 勝君） はい、森田です。

先ほど課長のほうから森林のほうの南郷檜ブランド化の話が出ておりましたが、これは、現在面積的にはどれくらいあるのかと、この南郷檜を使った加工などの検討もされていくのかをお聞きしたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長の村上です。

南郷檜の件についてお答えします。平成26年度、27年度、熊本県の森林整備課において、阿蘇郡市の西原村を除き、山都町の旧の蘇陽町管内で資源量調査を実施されております。まだ委託期間中で、高森だけの数字というのはまだ出てきてないんですけど、今申しました関係市町村です、250ヘクタールの林分が確認されております。

南郷檜についてはですね、やはり阿蘇管内に限られた品種でありまして、やはり高森だけではやはり資源量が限られますので、阿蘇地域も一体になってその資源を、この貴重な材を有効に使っていこうという取り組みが今求められております。

この後で、平成28年度の当初予算の中でも審議していただくんですが、その中でも南郷檜ブランド化協議会の取り組みにつきまして、山村活性化支援交付金というものの活用を考えております。その中でまた詳しくお伝えさせていただきます。

南郷檜の製品化についてです。現在、南郷檜と銘打って開かれている市場は当南郷檜ブランド化推進協議会がやっているテスト出品でしか行っておりません。阿蘇森林組合の管内の作業班が間伐等に出される檜はですね、南郷檜であれ、檜のくくりで出品されています。ですので、そういった南郷檜と市をするだけでですね、一般檜の約4倍の単価が付いております。一般檜よりもですね。これは数字で2年間の市場で結果が出ておりますので、今からですね、そうした山村活性化支援交付金を活用して南郷檜という市を、阿蘇の森林組合と、それと熊本市内の熊本木材という一番大きい木材会社で、年2回の市の開催を予定しております。原木の流通に関してはそこまでです。

御質問の製品開発についてはですね、現在のところ立木の流通しかあっておりません。ですので、やはりそういった貴重な材をですね、原木のまま一般檜の4倍の単価で取れるその立木をですね、わざわざ商品にして出せるのか。そういっ

た今まで育ててこられた原木檜の財産を処分していただくわけですので、そういった南郷檜を育てられている林家の方のやはりコンセンサスといいますか、意識の調整もですね、そういった協議会の中で図っていけるのであれば、そういった商品化の開発にも取り組めるものと考えております。

以上です。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今、係長から話がありましたが、私が何で製品化と言ったのかはですね、皆さんも御存じのように、檜舟というか、あれを使った、檜を使った子どもの積み木とかですね、南郷檜というのはおそらくおいも香ばしいようないいにおいがするので、できるなら、最終的に全部が全部木を切っても、下の残ったやつを、そういうところを利用したですね、そういう活用をしていったらどうだろうかというようなことで質問させていただきました。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑がないということでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第6号、高森町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

高森町一般会計補正予算（第10号）につきまして、農業関係の分野につきまして説明をまいります。それぞれ担当より申し上げますが、まず主なところから、6ページの繰越明許のところでございます。繰越明許、農林水産業費、農業費、降灰対策事業1億5,092万7,000円。これは、降灰事業の平成27年度の補正等で行ってきた事業と、それから、上津留地区で今作成を行っておりますけれども、その分につきまして事業内完了が厳しい状況にございますので、

その作成地域については事業の残分を繰越していく。それから降灰の園芸及び畜産につきましては、これより公告をいたしまして、それぞれの団体が入札をして、決定していきますので、事業の実施は平成28年度になるものと思われまので、繰り越しで上げさせていただきます。

それから、債務負担行為のところでございますけど、660万3,000円というのは、これは数年をとおして、翌年等に引き続き債務負担行為が発生するものについては、当初予算でも計上いたしております。

あとは、歳入項目につきましては、それぞれ担当のほうより申し上げたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

予算書の17ページをお開き願います。15款県支出金、2項県補助金のうち、5節農林水産業費県補助金、1農業振興費補助金です。環境保全型直接支払交付金、減額92万5,000円です。こちらは、歳出項目でも出てきますので、こちらから歳出項目でも併せて御説明しますが、事業取組面積の確定による減額となっております。

○審議員（古澤要介君） 農林政策課審議員の古澤です。

その下、農業委員会補助金につきましては、確定通知がございましたので、4万4,000円の減額をお願いするものでございます。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

続きまして、5節鳥獣被害対策費補助金です。補正額957万6,000円です。こちらから歳出項目で補正予算上がっておりますので、そちらで詳しく説明いたします。続きまして、7節畜産振興事業費補助金です。阿蘇赤牛草原再生事業補助金、減額95万3,000円です。こちらは事業費確定によるものでございます。歳出で詳しく中身は説明させていただきます。

○審議員（古澤要介君） その下、9節農地中間管理機構集積協力金の70万円の減額でございますけれども、歳出でも同額で出てまいりますけれども、1件、耕作放棄地が含まれていることが判明いたしましたので、なおかつ昨年まで自ら耕作していて、今年から預けるといふことでないと該当しませんので、これが判明したことによりまして1件分の70万円を減額するものでございます。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

続きまして、13節中山間地域等直接支払事業補助金です。減額899万8,000円です。こちらから取組面積確定によりまして減額でございます。歳出項目で詳しく説明いたします。

続きまして、歳出予算の34ページをお開き願います。5款農林水産業費、1

項農業費、2節農業振興費のうち、報酬、減額17万9,000円です。こちらは高森農業塾及び人・農地プランの策定委員会の開催見込み減少しましたことによりまして、17万9,000円減額しております。

続きまして、共済費4万円、補正額4万円。こちら、共済費の確定によります補正額となっています。

7節旅費、減額5,000円です。こちらは補助対象費より減額となっております。

続きまして、9節旅費、費用弁償、減額24万7,000円です。こちらは費用弁償のうち、新農業プラン関係の講師招聘に係ります費用弁償が不要となりましたので、減額しております。

続きまして、需用費のうち消耗品、増額10万9,000円。燃料費、減額5万円です。こちらは、消耗品10万9,000円増額しておりますのが、最近、国の農業政策が法人化にシフトしてきております、対象が。ですので、本町にいらっしゃいます認定農業者の方にですね、これからの法人化への取り組みですとか、法人化のメリットですとか、そういったですね、書籍を購入しまして、今後のですね、農業経営の改善に取り組んでいただこうと思ひまして、補正額を上げております。10万9,000円上げております。こちらですね、県の担い手育成新事業の補助対象事業となっていることを申し添えます。

続きまして、13節委託料です。減額17万2,000円、中山間地域等直接支払制度で、図面作成業務委託料となつていまして、見積入札残によります減額となっております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金となっています。中山間地域等直接支払交付金補助金、減額1,199万6,000円、畜産環境整備リース事業利子補給4万円、環境保全型農業直接支払交付金、減額123万2,000円となっております。事前にお配りしましたこちらのA3の資料を御参照いただければと思ひます。申し訳ありません、上が少し見出しが切れてしまひまして、ちゃんとしたのをまたお配りしますので、申し訳ございません。

平成27年度が、中山間地域直接支払交付金の第5期の元年となっております。そこで、当初見込んでおりました面積が畑ですね、対象地の畑がですね、こちらの委託で図面で測定した結果、傾斜地要件がもうすべて出ませんでしたので、当初300ヘクタールほどを対象地で畑を見込んでおりましたが、申し込みが出てきたのがですね、451ヘクタール出てきております。それがですね、すべて対象になりませんでしたので、大体畑の単価は反当たり3,500円となっております。ですので、そちらに300ヘクタールを掛けました大部分の畑の部分が対象

になりませんでしたので、こちらの1,199万6,000円の減額となっております。

この確定しました面積が、こちらの2段目のH27中山間面積と書いてあるところで、今まで新規を含めまして、牧野ですね、これをまとめまして、大体これだけの面積がまた掘り起こしができておりまして、前回までは田の急傾斜地しか取り組んでおりませんでしたので、今回からですね、日本型直接支払制度といいまして、法律に基づいた制度となっております。ですので、こちらも多く説明会を実施しましてですね、こちら面積すべて取りまとめまして、委託で土地改良連合会に測量をかけまして、対象用地の傾斜地要件が出て取り組めるところをすべて今計上しているところです。

中山間の説明は以上となります。

畜産環境整備リース事業利子補給4万円、こちらは当初予算で計上すべきでしたが、最終年度をもう1年残っておりますので、今回の補正となっております。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、環境保全型農業直接支払交付金です。こちらでもですね、当初40ヘクタールの取り組みを目指しておりましたが、34.84ヘクタールの取り組みの実績となりましたので、そちらの部分減額しております。

続きまして、3節の畜産事業費に移ります。9節旅費です。研修旅費3万2,000円、職員が2名狩猟免許に合格しましたので、研修を実施します。その研修の旅費となっております。

需用費、こちらは7,000円の減額です。こちらは町で実施します保留牛品評会の事業残額を減額しております。

続きまして、15節工事請負費、前原牧野内のテキサスゲート設置工事の施工により入札残25万6,000円減額しております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金、阿蘇赤牛草原再生事業補助金です。減額95万3,000円です。こちらは取り組まれているのは町内10団体、牧野組合の方が南阿蘇畜協の事業を使われて、バイチコールですとかカイザード液といいまして、寄生虫の駆除剤です。そういった部分を畜協の100%補助のほうに乗り換えられましたので、そういった関係で95万3,000円、こちらで阿蘇赤牛草原再生事業も同じ補助項目がありますので、こちらを取り組まれなかったことにより95万3,000円の減額となっております。

続きまして、21節貸付金、優良保留牛導入貸付金です。申し込みで現時点であっておりませんので、全額20万円の3頭分減額しております。

○審議員（古澤要介君） 次の35ページ、7目農業経営基盤強化事業費でございま

すけれども、先ほど歳入で御説明をいたしましたけれども、ただいま1件2ヘクタールを超える経営転換協力金の該当が非該当でございましたので70万円を減額するものです。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

35ページ、8節農地費、11節需用費です。光熱水費5万円です。現在内山ため池でシートの改修工事を進めております。その中で、2回水を揚水しまして、漏れないかどうかの試験をしますので、特別会計のほうがもう補正をしないということですので、今回試験用ということで電気代を5万円計上しております。こちらは水道係から金額を協議しまして、この5万円という額に、2万5,000円の2回ですね、ということで5万円という金額を補正しております。

続きまして、12節役務費、個別版水土里GIS保守料10万8,000円です。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。農道整備事業補助金でございます。こちらは高森町公共適切整備事業の農道ですが、こちらの舗装にかかります経費、不用額、減額18万9,000円です。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係の甲斐です。

10目の農業活性化施設費、7節賃金で、46万6,000円を減額させていただきました。これはアグリセンターが忙しい時期に臨時で職員を雇用しておりましたが、日にちが合わず雇用できませんでしたので、46万6,000円を減額させていただきました。

13節委託料で20万円を計上させていただきました。これは、丸美屋様から納豆菌を運送会社と委託契約してアグリセンターに搬入しておりますが、月の搬入量が一、二回増えたため、20万円を計上させていただきました。

次に、16節原材料費で2万円を計上させていただきました。これは現在高圧洗浄機の小屋の壁が腐食し、剥がれ、雨ざらしの状態となっているため、機械もまだまだ使えるため、腐食しないガリバー波板等の材料費として2万円を計上しました。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

続きまして、13節農林水産業費降灰対策費のうち、19負担金補助及び交付金です。阿蘇火山活動降灰地域園芸対策緊急支援事業補助金18万1,000円です。こちらは、事業費のうち、県が3分の1、町が3分の1を補助して実施して3分の1を受益者の負担金で行います。そちらの町の負担金のうち18万1,000円を補正予算で上げております。今回も、この除灰機械の導入が洗浄機が1台、500リットルタンクが1台、サンドフィルターを1台導入されております。

続きまして、2項林業費、1節林業振興費です。旅費、普通旅費、減額1万3,

000円。13節委託料、林道鍋の平線ほか管理及び除草業務委託料となっております。こちらは今回台風ですとか梅雨時期に特に被害が出ませんでしたので、不用額35万5,000円減額しております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。減額42万3,000円です。こちらは、治山林道協会特別会費というのは、治山事業ですとか、そういった部分の市町村負担金になりますので、事業費の確定によります減額となっております。

続きまして、2節鳥獣被害対策費です。19節負担金補助及び交付金です。有害鳥獣駆除助成金、補正額1,405万8,000円です。

また、先にお配りしました資料で御説明させていただきます。12月25日に国の補助金が公表され、案内がありまして、こちらで取組計画を立てまして、補助金の内示までいただいている分を計上しています。3番の歳出項目のうち、歳出見込額が2,721万4,000円となっております。今回計画に挙げておりますのが、こちらのAの国庫補助費対象額のうち、イノシシが745頭、イノシシの幼獣、ウリボウが11頭、シカが881頭、プラスのこのシカが、県費が入らない国費だけの補助が、シカが100頭となっております。これに比べまして、イノシシが9頭となっておりますのが、9月から10月までにとれた部分が補助対象となりませんでしたので、この補助対象にならない期間にとれた部分を町の規定によりまして3,000円をお支払いします。次が、サルが43頭の3万円、合計しまして、町単独部分が131万7,000円です。

歳出見込額から現在持っています予算を引きました1,405万8,000円、こちらが歳出額の内訳となっております。

その下に行きまして、この色つきのマスの部分、補正15と上げております。そのうちの、1,405万8,000円のうちの補助財源の内訳などとなっております。①番、鳥獣被害防除対策事業交付金、こちらが国庫の、県を通します、県を介して入ってきます国の補助金になります。こちらが、先ほどの歳出にあっておりますが、イノシシが745頭の国の単価が8,000円、イノシシ幼獣が1,000円の11頭、シカが1頭当たり8,000円の981頭となっております。これまでに受け取りました473万円を引きまして、908万9,000円の補正額となっております。

続いて、2番です。特定鳥獣適正管理事業補助金、これはシカの単県の補助金です。シカ1頭当たり1,000円の補助金が交付されることになっております。シカが881頭、県より補助金交付決定が来ておりますので、既定額、今までの予算額を引きました68万円引きまして、20万1,000円の補正額です。

最後に3番、鳥獣被害対策事業補助金、サル、こちらは単県事業で、サルに対する補助金が1頭当たり1万1,000円です。歳出額に出てきますが、サル43頭に1万1,000円を掛けて、予算額を引きました28万6,000円が、こちらの歳入の補正額となっています。

最終的には、有害獣駆除に当たる補助率としまして、サル、イノシシ、シカ、単価こそ違いますが、だいたい約半分以上の補助金を受けて駆除に当たっていると、そういったこちらは参考で添付しております。

有害獣駆除助成金の説明は以上となります。

最後に、わな設置技術研修会負担金ということで、新規取得、わなを取りました2名の職員が研修に行きます場合の負担金となっております。3万円の2名分です。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

以上で説明を終わります。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 一つだけ、私のほうからお聞きします。後藤です。

35ページでございます。8目の農地費でございますが、内山関係の工事、ここをされたと思いますが、工事は完了しておるのか、それから、全面改修はたしか無かったんでしょう。何か、改修されていないところから漏れているという地域住民からのお話を聞いておりますが、どうなるのかを説明してください。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

内山のため池の改修工事についてお答えします。当初ですね、約シートの面積の1回目の変更だけで、約25%程度残して竣工いたしました。先ほどの補正の中でも説明しましたが、1回水をためた結果、1カ月でだいたい止まったんですけど、最後の斜被の取水部分のところでやはり水漏れが止まらずですね、内山水利組合と施工業者と協議した結果、シートを全面改修すれば、シート予算が漏れた場合とかに補償が受けれるということで、町としても予算の範囲内でしか工事はできないというところで協議をしていったところですね、やはり全面改修したいと内山水利組合がおっしゃいましたので、町の予算に不足する部分は内山水利組合が負担されるということで、日曜日に全面改修が終わっております。この後、委員会が終わってから、また施工業者と私たちはちょっと立ち会いで今から確認に行くところで、3月18日に竣工確認検査の予定としております。

それで、今日立ち会いしまして、昨日火事があった影響で配水池に水が工面できませんでしたので、明日の昼からですね、また水を張って、恐らく漏らないと思いますけれども。また調査したいと思います。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 後藤です。

ちなみに、地元負担というのはどれぐらいなんですか。

○農林振興係長（村上純一君） 地元負担は事業費の5%をいただくこととしております。追加工事の部分は、手元に資料がないんですけれども、約37万円程度の施工となっております。費用負担が発生しております。ちょっと後から正確な金額は持ってきます。65万円だったかと思います。

○委員長（後藤三治君） 基本的にその全面張り替えをやったということでしょう。

○農林振興係長（村上純一君） はい。

○委員長（後藤三治君） 今回が明日検査をして、漏るか漏らないかを見るということですね。

○農林振興係長（村上純一君） 今日の今からですね。この終わってから。

○委員長（後藤三治君） ああ、今から、はい。

○農林政策課長（後藤健一君） そうです。それで、こういう格好をして、すみません、後でします。

○委員長（後藤三治君） それは、委員会が終わってからもいいですけども、その漏るか漏らないかだけでも教えていただきたいなど、お願いします。

○農林振興係長（村上純一君） はい、報告します。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ないようでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第28号、平成27年度高森町一般会計補正予算について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

平成28年度高森町一般会計予算書の説明を行います。当初、提案理由の中で、主な農林関係の説明があったかと思いますが、今回もこの前の説明と重複する点も多々あるかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

阿蘇火山の降灰対策事業の補助金関係が主に出てきております。それから、あと農林水産費です。

それでは、まず具体的な説明でありますけれども、基本的には全体の内容でございますので、歳入の項目から随時担当より御説明をしてみたいです。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係の甲斐です。

17ページをお開きください。13款使用料及び手数料、1項使用料、項目、農林水産業費使用料、2節農業機械使用料で120万円を見込んでおります。これは、トラクター等でのプラウ耕作業の分です。

3節農業機械使用料過年度分で1,000円を計上しました。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

予算書の20ページをお開き願います。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5節農林水産業費国庫補助金のうち、1森林環境保全直接支援事業山村活性化支援交付金381万7,000円です。こちらは山村活性化支援交付金が地場の農林水産物ですとか、そういった加工品など、山村の魅力ある地域資源の利用活用、活用可能量の支援調査ですとか、地域資源を地域ぐるみで活用するための活動組織の支援、人材の育成、特色ある地域資源を活用した商品の販売促進、付加価値の向上のためのマーケティング調査、商品開発、商品パッケージ等の開発といった部分で、山村振興を通じて所得ですとか雇用を生み出すための交付金となっております。先ほど森田議員から御質問がありました南郷檜の活性化のための補助金ということで、国庫100%の補助金であります。

こちらは、歳出項目のですね、林業振興費の中で充当先が出てきます。昨日、農政局のヒアリングを受けた結果が発表されてですね、こちら、高森で採択が満額来るといふふうに連絡をいただきましたので、こちら山村活性化支援交付金の初年度は381万7,000円を使いまして、南郷檜のブランド化に向けた取り組みを実施する予定としております。こちらは来年度より3年間事業期間が認められましたので、来年から3年間ですね、山村活性化支援交付金を受けて南郷檜のブランド化に取り組むこととしております。補助金の1地区、高森で受ける上限額が1,000万円となっております。

ですので、この3年間の中で先ほど御提案いただきました商品の開発ですとか、

そういった部分に3年間を通じて取り組みまして、この補助金が目的する所得の向上ですとか雇用の創出ですとか、そういった部分に取り組みたいと考えています。

歳出項目につきましては、また後ほど説明いたします。

続きまして、24ページをお開き願います。

24ページ、15款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費補助金のうち、1節農業振興費補助金です。担い手育成支援事業補助金121万6,000円、環境保全型農業直接支払交付金240万円、青年就農給付金1,425万円となっております。すべて歳出補助事業に対します財源となっておりますので、歳出項目で詳しく説明いたします。

次の25ページお開き願います。2節数量調整円滑化推進事業補助金。新需給システムの推進事業費補助金14万5,000円です。こちらは生産調整に関係します事務費の補助歳入となっております。

○審議員（古澤要介君） 農林政策課審議員、古澤です。

次の、3節農業委員会補助金でございますけれども、3項目221万5,000円の歳入見込みをしております。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

4節林業振興費補助金です。森林整備地域活動支援交付金627万500円、間伐材供給安定化緊急対策事業補助金1,122万円。合計しますと、1,749万円です。こちらも林業振興費の中で詳しく御説明いたします。

続きまして、5節鳥獣被害対策費補助金、有害鳥獣被害対策事業33万円、特定鳥獣適正管理事業50万円、合計しまして83万円となっております。

続きまして、6節中山間地域等直接支払事業推進費県補助金76万9,000円です。7節畜産振興事業費補助金、阿蘇赤牛草原再生事業補助金450万円です。こちらも歳出項目で詳しく御説明いたします。

8節経営所得安定対策推進事業費補助金直接支払推進事業125万9,000円です。こちらはJAに事務局があります再生協議会の事務局運営費分の補助金となっております。

○審議員（古澤要介君） 農林政策課 古澤です。

9節農地中間管理機構集積協力金850万円を見込んでおります。本年度が農地利用最適化推進委員の増設もありましたので、若干多目でございますけれども、850万円を計上しております。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

続きまして、10節多面的機能支払交付金です。3,521万7,000円です。

こちらは事業費のうち、事業費の国の2分の1、県の4分の1をこちらで受け入れ、計上しております。

続きまして、多面的機能支払事業推進費補助金、こちらは事務費の補助金となっています。226万7,000円です。こちらも歳出項目で一緒に続いて説明いたします。

○農林政策課長（後藤健一君） 26ページです。12節阿蘇火山降灰対策事業補助金8,989万5,000円、これは降灰対策事業の国・県の補助金を合わせた金額でございます。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です

13節中山間地域等直接支払事業補助金3,723万7,000円です。こちらでも多面的機能支払交付金と同じで、国からの2分の1、県からの事業費の4分の1の受入額を計上しております。

○審議員（古澤要介君） 農林政策課、古澤です。

14節地域営農組織法人化推進事業補助金でございますけれども、草部の法人が立ち上がりましてので、法人の登記に係る部分の補助金、40万円の補助でございます。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係 村上です

歳出予算について説明いたします。77ページをお開き願います。

○審議員（古澤要介君） すみません、その前に。農林政策課 古澤です。

27ページに、農林水産業県委託金でございます。農業委員会委託金7万9,000円は、主に国有農地の売買事務委託に係るものでございます。農業者年金基金委託金が35万円、農地中間管理費事業委託金として農業公社から12万7,000円の委託費用を見込んでおります。

以上でございます。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係の甲斐です。

29ページをお開きください。16款財産収入、2項財産売払収入、2目生産品売払収入、1節生産品売払収入で、堆肥、牧草、わら、販売料として500万円を見込んでおります。

2節生産品売払収入過年度分で1,000円を計上しました。

次、31ページをお開きください。20款諸収入、4項雑入、2目雑入、2節雑入で、農業振興費として316万円を見込んでおります。本年度から丸美屋からの搬入量が増えたため、316万円を見込んでおります。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係 村上です

先ほどは失礼しました。歳出項目を御説明いたします。

77ページをお開き願います。5款農林水産業費、1項農業費のうち、1節農業総務費です。19負担金補助及び交付金です。こちらは記載しております各種協議会に対します負担金、合計78万2,000円を計上しております。

続きまして、2目農業振興費のうち、1節報酬です。担い手支援専任アドバイザー報酬162万9,000円です。こちらは熊本県単県事業担い手育成緊急支援事業の事業費2分の1を、事業費補助率50%を活用しまして、認定農業者の経営計画改善指導ですとか法人組織の立ち上げ、そういった業務を担当していただくアドバイザーを単県事業をもちまして計画しております。採用は1名予定しています。

続きまして、人・農地プラン策定委員会委員報酬12万円です。こちらは20名各地区に人・農地プランいらっしゃいますので、1回1,500円の20名、開催を4回計画しております。

続きまして、農業経営改善計画審査会委員報酬1万2,000円です。こちらは認定農業者の方が経営改善計画を策定されまして、そちらの計画の審査をしていただく農業委員会の会長、担い手育成支援協議会の会長、認定農業者農家の会長、そちらの出席されます報酬となっています。

高森町農業塾講師報酬9万円。こちら1回1万8,000円で、来年度農業塾5回開催を予定しております。

続きまして、高森町新農業プラン中間年評価報酬、委員長7万2,000円、委員10万4,000円です。委員長が1名で4回、委員が13名で2回の会合を計画しております。新農業プランが平成25年度に策定しまして、来年度がちょうど計画期間5年の中で中間年に当たります。プランの中に中間年で中間評価で見直すこととなっておりますので、平成27年度に中間評価を見直しまして、新農業プランの運用についてまたこちらで審議していただこうと考えております。

続きまして、中山間地域等直接支払事業非常勤職員報酬120万8,700円です。こちら、国の補助金2分の1、こちらが財源となっております。続きまして、多面的機能支払交付金事業非常勤職員報酬162万9,000円です。こちらは、多面的機能支払は全額補助対象経費となっております、中山間、多面的合わせまして、両方で2名非常勤職員を計画しております。

続きまして共済費です。75万6,000円です。

続きまして、9節旅費です。普通旅費、費用弁償合わせまして136万3,000円となっております。費用弁償のうち主たるものとしましては、高森町新農業プランの中間年評価委員さんの費用弁償ですとか、全国農業担い手サミットに参加されます農家の方の旅費、費用弁償です。そちらを計上しております。全国担

い手サミットは、今回今年は岐阜で行われまして、こちらも県の単県事業50%の補助を使いまして研修に行っていたいております。

次のページです。需用費74万9,000円です。役務費郵便料15万6,000円です。

続きまして、13節委託料、合計しまして1,308万3,000円です。内訳としまして、中山間地域等直接支払事業オルソ図数値処理及び図面作成委託料となっています。こちらはですね、今年中山間の測量をしたんですけど、牧野が前原、小倉原、中原、洗川、中、上在、尾下、河原、神原です。合計しますと346町の図面がありませんで、これはどうやって測るかといいますと、図上に高さを、標高の位置情報が入った、これをオルソ図といいます。これを農地で、一農地の団地で区切って傾斜があるかないかを測定するわけです。ところがですね、この図面がありませんで、今申しました346町の原野が中山間の今回交付の測定をすることができませんでした。ですので、今申しました15牧野の方が中山間の交付金の補償を希望されておりますので、今回1,238万904円、土地改良連合会から見積書を取っておりますから、こちらに委託を今計画しております、こちらの金額を上げております。

ほかの町村の状況と話しますと、高森だけ原野が中山間の交付金を受けておりません。ですので、平成26年度、昨年1期目にですね、全部取り組もうと思って、いざ持っていったら図れないといった状況が分かりまして、よその町村はどうしているのかと聞いたら、県が音頭を取られて、平成12年にまとめて航空写真を撮られて、町村が負担金を払って、そのときに測られているそうです。そのときに高森が入っていないと。そういった状況ですので、多面的機能支払交付金と中山間地域直接支払交付金、環境直接支払交付金は、日本型直接支払制度で法律に基づいた制度になっておりますので、やはり希望者がいらっしゃいますので、補助要件を受けるためにですね、この作業がどうしても必要になってきます。ですので、額は高いですが、世界農業遺産に認定されているこの地域でもありますし、やはり牧野の維持ですとか、野焼きの継続ですとか、畜産振興にもですね、この1,200万円の委託料を投じて中山間の制度に乗って補助金・交付金を受けて地域の方で農地を守っていくというような、そういった原野の保全に対するために必要な事業と考えております。どうぞ御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、高森町の農業構造作成委託料70万2,000円です。こちらはですね、平成25年度に新農業プランを策定しましたときに、当時の新農業プランの策定の委員長をしていただきました前の信州大学の加藤光一先生という方がい

らっしゃいまして、加藤先生は山都町の御出身の方で、非常にこの辺の農業にも精通された方で、2010年の農林業センサスを分析されて高森の農業動向を調べていただきました。御存じのとおり、今年度に2015年度版の農林業センサスの速報値が出ておりますので、やはり2010年からこの5年間の動向を見て、町の農業構造がどう変わっているのか、そういった基礎的な把握は、今から農業の振興計画を作る上でやはり不可欠な方法と考えております。

ですので、今回の、先ほど説明しました新農業プランの中間年評価の時期に合わせて、こちらの農業構造をもう一度分析していただきまして、高森の今農家の形態がどうなっているのか、そういったところを把握したいと考えております。

委託料は以上です。

続きまして、14節使用料及び賃借料です。こちらは出張・研修の際の駐車場代、高速代ですとか、現在農林政策課で入れております多面的機能支払の補助金を活用しましたコピー機のリース料、合計しまして28万3,000円を計上しております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。高森町担い手育成協議会補助金125万5,000円です。こちらは担い手協議会の内訳を見ますと、プロイラー協議会、花卉部会、たばこ振興協議会、女性農業者の会、農協女性部高森支部、阿蘇・南阿蘇4Hクラブ、認定農業者の会、ヒゴムラサキブランド化研究会、こちらの部会に対しまして、担い手協議会育成支援協議会が窓口になって補助金を交付しております。今申しました団体の合計額が125万5,000円となっております。9団体合計です。

続きまして、環境保全型農業直接支払交付金です。こちらは取組面積40町を目指しております。支援単価は反当たり8,000円です。合計しまして320万円です。

続きまして、青年就農給付金1,425万円です。こちらは今現在計画申請が上がっている方で、夫婦が4組、個人が半期で終了される方が1人、継続1年間交付を受けられる方が3人となっております。1年間で夫婦が225万円、個人が150万円となっております。合計しまして1,425万円です。

続きまして、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金125万9,000円です。こちらは先ほど歳入で少し申しましたが、JAにあります高森町地域農業再生協議会、こちらの事務局の運営費として125万9,000円をすべて交付しております。

続きまして、多面的機能支払交付金4,695万9,000円、中山間地域等直接支払交付金4,965万円となっております。こちらもお配りしました表に取組

地区等載せております。上が多面的の上が上段、多面的、中段が中山間の面積と
なっています。H28多面面積、H28中山間面積、こちらを御参照いただきま
して、一つ飛ばしまして、その横が28多面の金額の合計、中山間地の合計と
なっています。やはり、今年度も各地区で説明会に回ったんですけど、これに
引き続きですね、また取り組まれてない方ですとか、周知はまたポイントチャ
ネルなり地域の説明会なりに回っていこうと考えています。現在今こちらのほう
からですね、実施団体等取組面積になっておりますので、併せて御覧いただけ
らと思います。

続きまして、3目畜産事業費です。8節報償費、優良牛品評会報償金71万9,
000円です。こちらは毎年7月に実施しております子牛の品評会、こちらに対
します費用です。旅費、普通旅費、研修旅費合わせまして4万4,000円です。

次のページです。需用費9万4,000円、この中のうち、賄材料費4万5,0
00円。こちらは優良子牛品評会時の接待代となっております。来賓接待代と
なっております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金です。この中で、上から5段目です。
阿蘇赤牛草原再生事業補助金450万円です。こちらが、事業費が今年度も前原
牧野組合に周年放牧を今されております。その中でもう1カ所でスタンションを
導入されまして、3カ所目の周年放牧の牧野を計画されておまして、今回事業
費が上がっております。

次の、肉用牛奨励補助金、これは保留牛1頭1万円に対しまして、100頭分
予算計上しております。畜産振興補助金560万円、こちらは農林政策課長より
御説明いたします。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

畜産振興補助金は議会の時でも申し上げましたけれど、肥育農家の方に対しま
して40頭の4万円、それから80頭の5万円ということしております。40
万から50万の場合が、50万未満が4万円、50万以上になりますと5万円と
いうことでございます。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係 村上です

続きまして、牧野火入れ補助金215万7,000円です。牧野の火入れ実施団
体が11団体、面積的には約386ヘクタールを計上しております。この中の内
訳としまして防火帯を設置されますので、防火帯の実施地区を5団体での予算を
計上しています。合計しました215万7,000円です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

第5款の農林水産業費、1項の農業費、農林業地域改善対策事業費でございま

す。本年補正等で議員さんに大変お世話になりまして、ガラス温室内の作物等を買上げという形で離農していただきましたので、ガラス温室等の維持管理が町の管理に返還になっております。今後中の施設等を機械の売却あるいは施設の今後どういうふうに、売却をするのか、あるいは払い下げ等あるいは今後の維持について、方針をまた議会の皆様とも御協議の上で決定していただいて、それに対応してまいりたいと思いますので、その間の期間ですね、現在の状況をそのまま放置しておきますと、払い下げ、公売にかけるなり何なりするにしてもなかなか景観等も悪くなりますので、その期間中ですね、維持管理だけをお願いしたいということで、維持管理の人夫賃ということで60万円計上させていただいております。これは、月5万円の12カ月で見込んでおりますが、途中で公売等によりまして、終わればそれまでの期間ということになります。

それから、役務費でございますが、これは建物共済保険料は引き続き災害があった場合に、すぐ補修しておかないと資産価値が下がるということでございますので、引き続き共済の保険料を計上しております。

○審議員（古澤要介君） 農林政策課 古澤です。

次の、5目農業委員会費でございますけれども、報酬498万4,000円でございます。農業委員報酬、農業委員の場合は14名、186万円、農地利用最適化推進委員18名の279万円となっております。新設されました農地利用最適化推進委員18名いらっしゃいますので予算として膨らんでおります。

それから、7節賃金は、農地台帳整備の臨時職員を含めます154万円を計上しております。

それから、9節旅費につきましては、新設の農地利用最適化推進委員関係の研修が県が2回ほど行われるということでございますので、50万1,000円、これも大きくなっております。需用費34万2,000円につきましては、この表によるものでございます。

それから、役務費が郵便費そのものでございます。

それから、13節の委託料につきましては、先ほどの農地台帳システムの管理と、それから農業委員会総会の議事録作成、それから航空写真を管理しておりますGISシステムへの保守管理委託等でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、最後の耕作放棄地解消補助金につきまして40万円計上しておりますけれども、30万円が国から、町単独は10万円ということになっております。

次の、6目農業者年金事業につきましては、農業者年金関係のほうの研修会等の旅費が2万5,000円、それから需用費につきましては、9万5,000円を

計上しております。農業者年金基金との郵便等に預かり等がございますので、役務費は8万4,000円を計上しております。

それから、7目農業経営基盤強化事業費でございますけれども、先ほどから歳入でも申しておりますように、19節負担金補助及び交付金につきましては、経営転換協力金に750万円、それから耕作者集積協力金につきまして100万円、それから新設1年限りでございますけれども、草部の法人の登記関係の補助金で出します地域営農組織法人化推進事業補助金として、一律40万円の計上をしております。

以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係 村上です

続きまして、8節農地費です。普通旅費2万9,000円です。

続きまして、12節役務費、芝原ため池関係登記手数料につきましては、農林政策課長説明をお願いします。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

芝原ため池関係登記手数料でございますけれども、芝原のため池の改修工事が終了しております。その中で、地権者の御要望によりまして、水路の付け替えを行っております。その水路の、旧水路の部分を返還をして、それでさらに新規の分で水路を新設して登記する必要がございますので、そのための登記関係の手数料でございます。分筆登記等の手数料でございます。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係 村上です

水土里GIS保守点検料14万400円です。今水土里GISというシステムを使いまして、多面的機能支払の対象地と中山間地域等支払の対象地を今管理しております。今パソコン2台で管理しておりますので、こちら2台分計上しております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金、合計しまして516万8,000円です。土地改良連合会一般賦課金1万1,000円、水土里GIS市町村負担金15万7,000円、こちらは保守点検料とは別に負担金15万7,000円支払う必要があります。高森町公共的施設事業500万円。内訳としましては農道が6カ所、林道2カ所、水路2カ所、合計10カ所分50万円掛ける10カ所、500万円です。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係の甲斐です。

83ページをお開きください。10目農業活性化施設費、報酬、運営委員会委員報酬、1,500円掛ける8名掛ける、年4回の4万8,000円です。非常勤職員の報酬1万2,000円掛ける265日の318万円です。非常勤職員報酬新

規で265万円を計上しております。これはアグリセンターの堆肥生産量が需要に対し供給量が不足しているため、生産量向上を目的として職員を募集することになりました。賃金が20万円。

9節、旅費14万1,000円。11節需用費、消耗品費の内訳としまして、作動油が200リットル5万5,000円、牧草のベールネット梱包するのが2万4,000円の6本で14万4,000円、事務用品5万円、牧草ストレッチが1万円を16本、16万円、重機消耗品が25万円、車検時消耗品が25万円の90万9,000円です。燃料費が165万6,000円、光熱費が77万6,000円、修繕料が80万円。次、12節役務費で107万4,000円を計上しております。

84ページをお開きください。13節委託料で、有価物搬入委託料として300万円を計上いたしました。本年度より丸美屋からの搬入量が増えたため、300万円を計上いたしました。

14節使用料及び賃借料。農業機械運搬料で4万3,200円、草地借上料で反の5,000円の24万5,000円を計上しております。NHK受信料が1万4,547円。

16節原材料費、堆肥の原料代としまして牛糞と鶏糞3,000立米の108円で32万4,000円。そして刈干しの牛糞が200立米の756円で15万1,200円、堆肥の持込料200台で、1台540円の200台で10万8,000円、牧草の種子代が7,800円掛ける8袋の6万2,400円、納豆残渣購入費としまして550トンの100円掛ける消費税で5万9,400円。

18節備品購入費で、トラクターの購入費で150万円。27節公課費で重量税12万5000円です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

11目の農林水産業費降灰対策事業費につきまして、御説明を申し上げます。旅費が普通旅費の2万円、需用費が消耗品費の6万円、燃料費が5万円、それから今度は上津留のほうで給水用の施設の給水スタンドを設ける予定でしておりますので、その用地に対しての登記の手数料、分筆登記手数料等合わせて55万円です。

委託料としまして、上津留地区の農業用水供給施設整備設計業務委託が2,400万円、それから、使用料としまして、高速道路等の使用料等、これは用地関係で行くこともあるかと思っておりますので、高速道路使用料を計上いたしております。

15節が工事請負費、上津留地区農業用水供給施設整備工事、これは先ほど申し上げましたとおり、給水場から給水スタンドまでの給水管の布設、埋設等です。それから、給水スタンドを3カ所造りますので、その工事費並びに現在作成して

おりますところの周辺整備等もこの中に含まれております。

それから、17節は公有財産購入費。先ほど申し上げました農業用水の給水スタンド設置に要する用地購入費として90万円を計上しております。

それから、22節の補償保険及び賠償金としましては、同給水スタンドを設置するに当たって立木等がありますので、その立木の伐採補償費として10万円を計上いたしております。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係 村上です。

続きまして、2項林業費、1節林業振興費です。先ほど歳入で説明しました山村活性化支援交付金381万7,000円を、こちらの南郷檜関係の分に充当しています。

1節報酬です。合計しまして145万2,000円です。こちら、監事の方が協議会の中にいらっしゃいますので、その方の報酬、監事が6名111万2,000円です。失礼しました7名です。申し訳ございません。7名です。非常勤職員報酬134万円、こちら南郷檜関係の事務職員といいますが普及に関します専門の方を雇用する計画で、今回計画が認められております。1名予定しております。

続きまして、4節共済費です。非常勤職員に対します共済費です。

続きまして、7節です。こちらは今町にあります林道の維持管理作業賃金10万円です。続きまして、報償費です。育成技術研修会講師謝金7万2,000円、有識者講演会講師謝金5万円、現地見学会謝金1万円、合計しまして13万2,000円です。こちら南郷檜です、ちっちゃいころから枝を打たないと財貨が上がらないと。そういった中でやはり枝が強かったり枝打ちのやはり30年生になるまでは枝打ちは欠かせないというような育成の難しさもありまして、なかなか優良材が育っていない状況ですので、枝打ちとですね、間伐の方法についての研修会を予定しております。こちらは現在阿蘇南郷檜ブランド化協議会でも実施しております、引き続き実施するものです。有識者講演会講師謝金5万円です。こちら南郷檜ブランド化協議会に有名先進林業地の方を講師に招いてブランド化の取り組みを進めたいと考えております。現地見学会謝金1万円となっております。現地見学会といいますがですね、先週の3月7日に実施したんですけど、熊本県県産木材アドバイザーという方がいらっしゃいまして、県下に130名ほどいらっしゃるんですけど、そういった方が家とか建築物を建てるときに、熊本県産の木材をどんどん使っていきたいと、そういった推進をされる方で、ぜひ南郷檜も利用していただきたいということでですね、御案内したところ、約40名ほど参加されまして、大型バス満員でですね、高森高校の公共建築の例ですとか、高森保育園は写真で案内したんですけど、それですとか、南郷檜の実際

の山に行ったりですとか、あと高森神社の御神木を御覧になられたりとか、そういったですね、やはり設計される方を取り込んで消費拡大につなげていければと思います、現地見学会に対します謝金となっております。

旅費、普通旅費22万5,000円です。需用費、合計しまして12万8,000円です。役務費、郵便代が18万6,000円、協議会テスト出品市場使用料で26万円となっております。だいたいテスト出品ですね。南郷檜を集めて市場に出すときに立米当たり1,000円の手数料が市場に払いますので、そちらを補助して、山主さんに出していただくということで、130立米の2回やりたいと考えておりますので、26万円計上しております。

続きまして、委託料です。林道鍋の平線ほか管理及び除草業務委託です。50万円です。続きまして、協議会ホームページ作成管理委託料35万円です。やはりですね、そういった現地を見る、やはり今ネットの社会はネットでのPRは欠かせませんので、インターネット上ですとかSNSを通じてですね、南郷檜をPRできるような仕組みづくりとしまして、ホームページ作成管理委託料35万円計上しています。

続きまして、テスト出品熊本高森運搬委託料ということで50万5,440円です。こちらは山から高森の森林組合の共販所までの委託料と、山から熊本市内の木材団地ですね、あそこまでの運搬料ということで、そちらの運搬に係る経費を補助、委託料という形で森林組合に委託契約を結びまして、山主さんに対します補助をこちらで予算計上しております。

次のページです。生産工程管理業務策定委託料50万円となっております。今ですね、地理的表示保護制度といいまして、農林水産省が地域のブランドを守るために認定を受ければですね、農林水産省の国がそのブランドを守るという取り組みがっております。これは何を目標にされるか、何を目的にされているのかといいますと、やはり中国とかのですね、いわゆる著作権といいますか、そういったのを守るために国が率先して地域のブランドを守りましょうと、そういった制度ですが、GIマークというのを付けまして、地理的表示保護制度という取り組みが行われています。それに申請するために、南郷檜とはどういうものかと、どこからのどういった苗でどういった作り方をして、どういった木の特性があって、どういった使われ方をされているか、そういったのを作成する必要がありますので、そちらのですね、地理的表示保護制度の申請をするための委託料ということで、50万円計上しております。

続きまして、14節使用料及び賃借料です。林道維持管理機械使用料10万円、先ほど説明しました現地見学会バス借上料7万3,440円、協議会事務所使用料

ということで5万円計上します。この南郷協議会の事務局も今森林組合の高森支所と協議しまして森林組合に置けないかというところで協議しております。やはりですね、町が交付金を受けてやるんですけれど、やはりこういった南郷檜の普及ですとか、そういった部分には、森林組合の手助けは協力は、もう最低限必要と思っていますので、連携をとる意味でも兼ねまして、森林組合の高森支所の借り上げを現在協議して内諾は得ているところです。

続きまして、15節工事請負費です。林道鍋の平線ガードレール設置工事です。今ですね、鍋の平線が前原牧野も兼ねておりまして、約94メートルが北部豪雨の土石流の後設置されておりませんので、当然通行の車両の往來の安全を確保するのが一番です。牛の放牧の安全も併せて確保できるものと考えておりますので、ガードレールを94メートル工事請負費で計上しております。

続きまして、16節材料費です、90万8,000円。林道化粧田線舗装原材料費です。90万8,000円です。150メートルの、幅員が3.6メートルで、540平米を地区の受益者の方で原材料支給によりまして施工していただきます。

次が、19節負担金補助及び交付金です。この中で主たるものとしまして、森林整備地域活動支援交付金829万4,000円です。こちらは森林経営計画作成の促進をしまして、山の施業の効率化を上げると、そういった事業となっております。補助対象は森林組合とNPO法人が二段階となっております。下から2段目、間伐材供給安定化緊急対策事業2,244万円です。間伐の促進の補助金です。補助単価が立米当たり4,000円で、今回立米当たり4,000円と3,400円で単価で分かれております。合計しまして5,700立方の間伐材に充てます補助金2,244万円です。

続きまして、新奨励品種奨励事業補助金は、南郷檜の苗の補助金です。1本当たり30円で1万本の植栽に対します補助を計画しています。

続きまして、2目鳥獣被害対策費です。報酬9万円、鳥獣被害対策実施隊隊員報酬です。実施隊が今90名いらっしゃいますので、1,000円掛ける90名で9万円計上しています。この実施隊の方は非常勤の公務員に報酬を払うことになられますので、狩猟税の免除ですとか鉄砲の所持の更新の緩和ですとか、そういったメリット措置がございます。

続きまして、9節旅費です。9万9,000円です。

次の87ページです。11節需用費34万7,000円です。このうち消耗品代、主たるものが、町が今年中有害獣の駆除の許可を出しておりますので、狩猟期間以外に出す、鳥獣捕獲許可証というのを印刷会社に出して消耗品として交付しておりますので、そちらの部分が主となっております。

次が、13節委託料です。囲い罠保守点検委託料20万772円です。こちらは上津留にあります2カ所の大型囲い罠の委託点検料となっています。次が、囲い罠餌づけ及び見回り委託料ということで8万4,000円です。今上津留にお住まいの小倉貴好さん親子にですね、餌づけですとか、捕獲時の駆除ですとか、そういう部分をお願いしております。その経費となっています。

続きまして、委託料のうち広域鳥獣クラウドシステムです。保守点検委託料65万1,040円、運営体制整備委託料186万8,400円、バッテリー保守委託料40万2,000円となっております。こちらはですね、今年度に総務省のまち・ひと・しごと創生事業で導入しました広域鳥獣クラウドシステムの初年度の運用経費となっております。保守点検委託料と申しますが、こちらが機器の保守点検で、富士通にお支払いする分です。富士通に発生する経費を上げております。

続きまして、運営体制整備委託料186万8,400円です。こちらが現在色見地区と上色見地区で実施しております、やはり猟師の皆さん、技術はやはり相当なものをお持ちなんですけど、もうやはり無鉄砲に仕掛けられておったりですとか、このシステムを使って駆除するのも当然なんですけれども、やはり皆さんがしていただく地域の自衛ですね。電気牧柵の作り方とか、こういったことをしていたら寄ってくるとか、こういったところを罠を仕掛けるとかですね、そういったのをやはり基本的なところをしないことにはやはりシステムだけ入っていても、農業被害は減らない状況にありますので、今年度1年間だけは、この委託料を投入しまして、地域の有害獣に対する防御体制のコミュニティ力の強化をこちらで図りたいと考えております。やはりシステムを使って駆除していただく中で、やはりどうしても国の補助金が入っておりますので、やはりこれから先事業効果も報告する必要がありますので、やはり1年目はこのコーディネートを入れさせてもらって、地区の猟友隊でこのシステムを運営できる体制も、農家の方の自衛と併せてですね、そういった目的を持ってこの委託料の186万8,400円を計上しています。

続きまして、バッテリー保守委託料40万2,000円です。現在箱罠ICTが30基搭載しております、あとネットワークの無線ですね、こちらがほしい50基、色見、上色見に張りめぐらせておりますけど、バッテリーの消耗が、現在1月から稼働して今3月なんですけど、なかなか計算できないところも出てきておまして、1年目はですね、まあ現在1月から3月までの運用で冬しか動かしていませんので、今から春が来まして、雨の時期、梅雨の時期、一番懸念される夏の時期、ここをもう少し予算を入れてですね、どういった運用ができるかと

いうところで、バッテリーの保守委託も組んで運用していきたいと考えています。本格運用が平成27年度1年目になりますので、現在この予算がどれだけ減らせるのか、来年、再来年度以降ですね。当然、この保守運営体制整備委託料というのはもう1年目しか発生しませんので、これから先に、このバッテリー保守委託料での猟友隊の方に1年を通じて、この運営体制整備委託料の中で一緒になって体制を作っていくとか、そういった一体的にですね、やることと考えています。

そういうのを兼ねまして、広域鳥獣クラウドシステムに関します1年目のランニングコストということで、約300万円程度計上しておりますので、審議のほどをよろしく願いいたします。

続きまして、14節使用料及び賃借料です。大型囲い罟設置場所借地代です。2カ所設置しています借地代6万円、3万円の2カ所計上しています。

続きまして、負担金補助及び交付金です。有害鳥獣駆除隊助成金です。こちらは今駆除隊が9隊ございまして、隊に1隊当たり5万円助成しています。それに加えて隊員の活動費は1人5,000円です。隊員の中で猟犬を飼育される方が1人、1頭当たり4,000円ということで補助金を現在計上しています。

続きまして、有害鳥獣駆除助成金です。740万円です。こちらは現在国の緊急対策事業のような補助金の上乗せの情報の確定的なものはございませんので、町の駆除の規定に基づいて計算しております。シカ1万円の500頭です。イノシシ3,000円の500頭です。サル3万円の30頭です。合計しまして740万円となっています。

続きまして、農林振興事業補助金有害防除となっています。こちらは50万円です。こちらは、JAですとね、電気牧柵ですとか、そういった鳥獣害対策の資材を買われた方に、こちらの50万円の範囲内で現在予算を計上してお支払いをしております。

続きまして、第一種猟銃免許取得補助金20万円です。こちらは、鉄砲の免許ですね。鉄砲の免許を取られた方には10万円補助しております。こちらは2名分計上しております。

続きまして、高森・竹田・高千穂地域鳥獣被害防止広域対策協議会負担金100万円です。来年度まで本町に事務局がございまして。

説明は以上です。

○委員長（後藤三治君） 全部終わりましたか。

○農林政策課長（後藤健一君） はい。以上で終わりました。

○委員長（後藤三治君） ただいま説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい、岩下委員。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

すみません、84ページの農林水産業費降灰対策費の中の委託料です。上津留地区のこの事業は分かりますが、実際水が出ないと、この事業は先に進まないというか、そういうことだと思いますので、今の状況を教えていただくと好都合かと思えます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

現在150メートルまで掘っております。それで、報告を今受けておりますのが、約103メートル程度のときに水があったということで、それから掘り進めてまいりまして、143メートルぐらいの付近で約深さの80メートル付近のところまで水が上がってきているという状況です。現在は、150メートル掘った時点で、そこまで掘りまして、その水がたまり水なのか、あるいはその103メートル付近から入ってきている水で、その水がまた下流に流れているという状況なのか、電気の探査をかけて調べるというところでございます。

その状況によりましては、揚水試験を行いまして賄えるということであれば、揚水の利用のチェックをして、どの程度の規模に供給できるかということを検討すると。あるいは150メートル付近でもう掘削をやめるのか、等々の協議に入る予定でございます。

○委員長（後藤三治君） 今の説明でよろしいですか。岩下さん。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

繰り越しましたよね、少し。

○農林政策課長（後藤健一君） はい。

○委員（岩下健治君） たった今揚水試験をやって、流れたらまだする、また予算追加して掘削する可能性はあるんでしょうか。揚水試験の結果ばってんな。そこまで言うかどうかと思いますけども。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

当初揚水試験をしてですね、揚水試験をした後に今土地改良連合会のほうにその対象の基本設計を今お願いしている状況でございます。ただ、繰り越した時点では、まだちょっと揚水も確認されておりましたし、その後の状況で水があって、それで揚水がどこまで掘ったらあるか分からない状況だったので議会にお願いして一応繰り越しをして、そして確実に揚水量も分かって、その基本設計もすべて終わるということで、翌年度に繰り越しております。非常に不確定要素があったということで、繰り越しをさせていただきました。

○委員（岩下健治君） はい、分かりました。

○委員長（後藤三治君） いいですか。

○委員（岩下健治君） いいです。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。はい、どうぞ。

○委員（森田 勝君） 森田です。

87ページの、囲罟大型箱罟、もう三、四年かね経っていますが、だいたい今現在はどれぐらいの捕獲内容がありよるですか。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

先月お聞きした時点では、7頭シカが、7頭といいますか、7頭だけですね。ですので、予算査定の場合でも、総務課の財政係でも協議していますが、やはりそろそろもう、単県の補助事業で入れておきまして、報告の期間も終えておりますので、来年度、効果について測定しまして、実施するか廃止するかを決定しようと考えております。

○委員（森田 勝君） はい、森田です。

今現在、7頭という話がありましたが、今までいろいろ随時話を聞いていたが、あまり何か捕獲もとれていないような感じがしますので、私は今回でもう終わって、あとはこのクラウドシステム、こちらに切り替えたほうが私はいと思います。

それから、先ほどからバッテリーの保守点検委託料の話が出ていましたが、これはバッテリーとどう、自動車バッテリーとかああいうようなバッテリーのこと、どういうバッテリーですか。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係 村上です。

バッテリーといいますのはですね、やはりICTを使っておりますので、すべて機器にはスマートフォンが入っておりますので、スマートフォン同士で情報をやりやっているとこのところもありまして、大きいゲートウェイといって情報を集約するのがありますけれど、それはバッテリーです。本当のバッテリーなんですけどね。そのバッテリーなんですけど、今ですね、多面的機能支払の事務局のところで予備を10台入れて運用しているんですけど、やはり獣がイノシシなりタヌキなり動けば反応しますので、感度によってやはりまちまちで設計値は2週間持つようになっているんですけど、感知が多いところに関してはやはりもう10日もたないとかですね。そういった実証の結果になっています。

やはり一番懸念するのはですね、あまり使い勝手が悪くて、猟師さんがもう「これなんかよりも、もう自分たちでしとったがいい」とかですね、そのシステム、もうシステムのメンテナンスが原因でそういった御迷惑をかけるのが一番今心配しているところです。

○委員（森田 勝君） はい、森田です。

先ほどから、箱わなにかけている人もばらばらというような感じで、今話を聞きました。やはりこういうシステムをせっかく入れているのですね、きちんとした説明の仕方、指導なりの仕方、はっきりした捕獲なりですね、そういう頭数がはっきりするように、私からはお願いしておきたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） はい、分かりました。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ほかに質疑はないということでございますので、これから討論を行いたいと思います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第34号、平成28年度高森町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、農林政策課に関連する付託案件については終了いたしました。

農林政策課の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第2、所管事務の閉会中の継続調査について審議したいと思います。

閉会中の継続調査については、1. 農林水産業振興に関する事項、2. 土木行政に関する事項、3. 水道事業及び農業用水事業の運営に関する事項、以上、3項目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。以上で本日の日程は全部終了しましたので、これで、建設経済常任委員会を閉会いたします。

お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午後3時30分